

24Q63

越前人物志



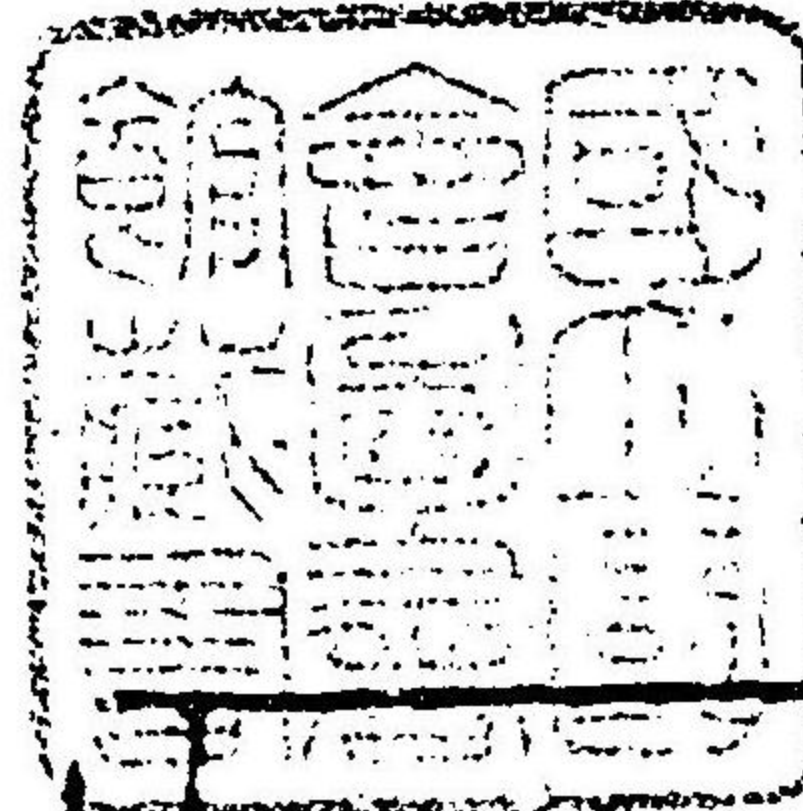
八十翁青木脩篆



聖化

聖化

281.44  
H762.e



明治卅三年  
庚戌七月廿九

蛙巢書



212264



志功

四谷邑酒初夏也

侯爵松平定海





序



絳越前州北控加能南接江濃而密邇京師  
 西隔海與俄韓相對實為近畿要地古者崇  
 神置將軍征北夷仲哀神功有事於三韓親  
 在車駕其後常駐皇親鎮之子孫遂人承大  
 統是為繼體天皇及平氏攘柄重盛以嫡長  
 領之南北朝時新田義貞據焉以圖恢復足  
 利氏封族將斯波高經為外衛德川氏既平  
 天下我淨光公亦以懿親封於此外絕覬覦



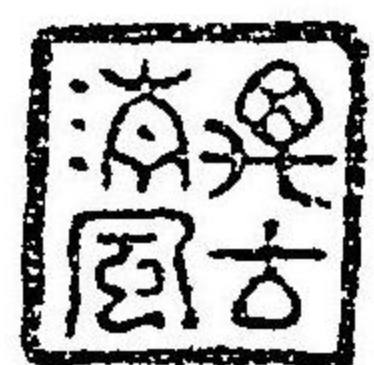
內護京師子孫相承已至巽嶽公與霸府終始爾餘諸侯亦皆奉上撫下所職惟謹是以文武名臣智謀勇桀奏治功致忠義者僕指不遑經術文章縉流巫醫已至一技一能之士著名當世可傳後代者尔某夥人寸与地勢相關理宜然也鄉人福田菱洲為人篤摯嗜古如渴恐其久而就湮滅獨力從事編摩有年釐成三卷名曰越前人物志携來謁序予一閱謂之曰善哉此著也可以傳前烈又

可以起後人曩時帝京在西故我州占邦內要衝今則東遷形勢隨移雖然令也在運不變萬國交通非復前日蝸角相争之比而歐美人士經俄地往來東西者必出於本邦而由我州於是我州亦一轉為宇內交通要衝也區州人讀此書者必歎曰前日我州不過為邦內一要地且俊杰之士林林如此吾輩豈可不奮起哉則自今而後學術事功与歐美人士伍而無遜名聲震爆宇內者接踵而



出矣。羨洲著書之勞，亦為不徒也。嗚呼！予老矣，不能自奮，徒望諸人握管慨然者久已。  
明治庚戌六月

正三位男爵松平正直撰



霞洞武田白書



越前人物志序



孟軻氏不言乎一鄉之善士斯  
友一鄉之善士一國之善士斯  
友一國之善士天下之善士斯  
友天下之善士以友天下之善  
士為未足又尚論古之人尚



友也。福田涼三郎君者，福井人也。拮据多年，集我南越人之傳、歷碑文等，分類編次之，刊行在。近可謂勉矣。蓋卷中所收多係明治以前之人物，當時越事之為國分者，大小數藩，又多有德

川氏及他國往來所管之地，犬牙錯綜，制度凡俗各異。其撰述均是非南越人也。而詳聞其生平，則不啻無因一鄉之親。殆有遠人未視之趣，可不謂奇乎。今也四海一家，交友固無鄉國天



下之多而君紹介郷土之古人  
于天下尚論之以拜尚友之道  
亦盛世之善事也予之鄉近松  
山城址往日屬美濃郡上青山  
氏而予實生大垣為南條氏所  
子養字作比言尤可謂奇緣也

是為序

明治四十二年己酉八月十四  
日阪米南條文雄撰併書





## 越前人物志序

角鹿の津、古へは韓國へ行通ふ港なりしに、今は浦潮斯德を経て、歐羅のたゞ中へ行く道の橋立とはなりぬ。木の芽峠、そのかみ勤王の吹雪に艱みしあたり、近頃トンネルをほり穿ちて、瀛車の道いとく平かなり。昔の人もし今の世に生れ出でましかば、其驚きは浦の島子にも劣らざらまし。我友、福田ぬし、太古より今に至るまで、越前國に名ありつる人々の傳記を集めて、越前人物志を物しつ。年月かけて集め得たる數々の史料の此一卷となれるは、これはた明治の御世の驚くべき一産物と



序

いふべし。余幼き頃より郷土を離れて、郷土の古事を知ら<sup>二</sup>ず。此書を読みもて行くうれしさと驚きとは、昔の人の今の世を見たる心地にも似たりとやいはん。

明治四十二年十二月

芳賀 矢一

しるす。

## 序

明治四十二年一月 東宮殿下是歳の秋を以て北陸に行啓あらせらると聞くや一日故橋本箕山翁 余を其病牀に招き諮るに我越前の人物紀傳を作り 台覽に供せんことを以てす 余乃ち福田菱洲の越前人物志稿を薦む翁大に喜ふ因て更に出版の事を山本条太郎氏に謀る氏一言にして余の請を諾し其資を給す菱洲踴躍して曰く我夙志成るの時到れりと是より日夜寢食を忘れて稿本の校訂に従事し又郷里に往返して材料の修補に勉め偏に鹵莽遺脱なからむことを期し鄭寧反

序

一



覆日月を累ね終に機を失す今茲四十三年七月印刷漸  
く竣を告く而も鶴駕北遊の事既に過ぎて箕山翁は終  
に本志中の人となる遺憾何ぞ堪へん然りと雖も是書  
一たひ成りて我郷國に於る上下千五百年間の人物を  
觀るを得るのみならず其幽を顯はし閔を聞き姓名を  
不朽にするもの幾許そ而して後世其盛徳を慕ひ遺風  
を欽し以て發憤志を立つる者あらは則ち世道人心に  
裨益ある亦決して尠少に非ざるなり菱洲通稱源三郎  
福井の人世製扇を業とし舊藩の用達たりしか幼より  
漢籍を伴閑山に和學を河津直人に就て修め夙に郷に  
在るの日より遍く古人の遺蹟を探り逸事を蒐むるこ

と十年一日の如く未だ嘗て廢せず亦篤厚の士なり蓋  
し箕山翁山本氏及余共に菱洲と桑梓を同くし其志を  
感するや切なり因て聊か來由を叙すと云爾

明治庚戌三たひ歐洲に航せんとする前十日

鶚軒 土肥 慶藏



## 序

凡そ世界萬國孰れの國を問はずその國の進歩は人人の刺撃より起り即ち之れが主動力となりて各人刻苦經營の結果遂に大成し國も人も亦共に世運に伴ひ併進するものにして一度刺撃を失ふや國家は爲に衰へ自己は人後に落つるの定理ある者とす然らば如何にして常に自ら此の刺撃を與へ得るや思ふに之を古人の歴史に求むるに若くものあらず我越前は古來此意義に於て著名の人尠しと爲さす而して歴史に散見せる模範的人物並國家に勳勞ある賢哲乃至郷里に名譽



を博せし耆宿等光彩を發揮せし者指を僂するに違あ  
らず然るに方今各方面の人物稍活動を欠き其國力の  
發展も亦往時に比し稍遜色あるを免がれざらんとす  
惟ふに其原因は種々あるべしと雖要するに世の刺撃  
を受くること比較的少なくして人人主動力を奮起せ  
しめざるに基かずんばあらず蓋し其地勢北方に偏在  
し他の優勝なる地方の進歩と共に駢駕する能はざり  
しならむ余壯より海外に在ること二十年爲に郷里の  
ことに於ける茫乎として殆と捕風捉影の感なきを得  
ず然れども後繼者たる我越前の青年諸子にして古人  
の功業を爲したる所以に鑑み奮起一番せば則ち善く

天稟の材能を發揮し大業を爲す猶古英雄の多くが身  
を偏僻の地より起し以て覇を中央に樹立し或は又歐  
洲のスイツランドの如く矮小の境域に拘らず而かも  
驚く可き進歩を爲し殷富繁華に至りしに庶幾らむ乎  
昨春土肥醫學博士と會せし時談偶橋本子爵との發意  
にて越前人物志出版の事に及び且始めて福田氏の  
人と爲りを聽き其多年の辛苦を諒とし乃ち之を世に公  
にせば一服の刺撃劑に足るべきを思ひ遂に刊行する  
ことと爲したり幸に讀者をして之に由り以て其主動  
力を奮起せしめ將來或は古人に勝る勳勞を爲し名譽  
を馳する者あらば則ち獨り一國一縣の光彩に止らず



序  
廣く天下に利益あることを知り敢て微力を致すを辭  
せざりし所以也

明治四十三年七月

山本条太郎

緒言

夫一郷を愛するの心は則以て一國を愛すへし一國を愛するの心は則以て天下國家を愛すへし而して人物と郷國と關係あるは固より論を竣さるなり是を以て不肖薄識菲才自ら揣らす夙に越前人物志を編せんと欲し業餘古人の事蹟及ひ遺墨を蒐むること多年積て冊を成す適九年前福井市に於て祝融の災に罹り盡く劫灰と化す只幸に座右に手記せるものを存し爾後再ひ之を補綴せり後居を東京に移すに及て尙編纂を怠らさりし

昨年一月同郷の耆宿橋本子爵及ひ土肥醫學博士不肖の志を諒とし更に本編を完成することゝなり山本条太郎氏之か印刷の資を供せられ茲に始めて之を世に公にするの機運に際會し不肖か宿昔の志を遂ることを得たり是偏に三氏の高義



に因らすんはあらず茲に特書して其厚意を謝す  
但材料の遺漏を補ひ校訂を重ねるか爲に期成の時日を曠過  
したるは慚愧に堪へざる所なり若夫我越前人物の功業事蹟  
をして天下に發揮せしむるに至ては則將に巨匠の筆に待つ  
所あらんとす請ふ隗より始むるの意に采るあらんことを

明治四十三年七月

福田源三郎識

### 凡例

- 一 本書は越前國に生れたる人及び他國より來住して其生を終りし人凡そ一千四百年前より昨明治四十二年に至るまで其事蹟並に功勞逸話の永く傳ふ可きもの六百三十五人を舉て之を志す
- 一 順序は天皇皇子國主領主を初とし、武臣、武術、武官、政治、神道、釋門、醫學、和學、漢學、易學、洋學、書道、畫人、地理、數學、理財、產業、工藝、技藝、鑒賞、音樂、孝義、奇特の各部門に類ちて之に收む、固より索引の便にせしに過ぎれば、多能數門に亘る人としては、或は其當を得ざる者ある可しと雖も、是を以て品位人格を權衡したるに非ず
- 一 人物の傳記は寫本刊本を始とし、斷片、零紙と雖も關係あるものは盡く採集し、其正確なるを選びて之が材料としたれば、單獨の引書に據たるの外總て書名を掲げず、且其眞を失はん事を恐れ、文辭上漫りに修飾を加へず、故に文體も亦一定することを得ず
- 一 原書を鈔録附記したるものは、前傳記と重複の嫌あれども、其事蹟を引證せんが爲なり、但大同小異の書は採らず
- 一 編次の體は前文に連絡あるもの、外、其歿年或は時代を以て順列し、且大抵は敬語を略し、高官の死稱は恒例に倣ひ、其餘は總て卒と稱せり



一 原書に傳寫の誤あるも、數本を對校するの暇無ければ、私見を以て訂正せず、唯不明の處は○を付し、欄外注記は檢索の便に止め、因に云は著者の意見なり

一 詩文歌句の類、遺稿の存する外は、散佚を惜みて隨録せしものなれば、其佳作のみを、選抄せしに非ず

一 卷首に國主領主の歴代系を掲げ、之が關係ある人物時代の對照に便ならしめ、古史人物歴代家系及び工藝技藝の傳統、俳諧傳系は是に止まらざれども、調査未完成せず、特に諸學統傳系の掲ぐるに至らざりしは遺憾なりし

一 墓誌碑銘は多く實地に徵して謄寫し、且墓所の所在を示して弔靈の緣とし、筆蹟遺作を挿みて其風采を追懷せしむ

一 當初材料蒐集に着手せし以來、其遺族及故老を往訪し實歴取調につき、或は文書を借覽し、通信を請ひたり、又本書を編纂するに當り、各方面に向つて高教を受たるは大に益を得たることを感銘し、茲に謹て松平侯爵家、男爵堤正誼氏、本城貴氏、山本匡輔氏及び諸彦の厚意を謝す

一 本書に收む可き人物にして、尙脱漏せるもの尠からず、且文中誤謬無さを保せず、讀者幸に報道の勞を吝む勿れ、將來補遺を編するの資に充んとす

明治四十三年七月

著者識

# 越前人物志

## 目次

- 國主朝倉家歴代系
- 同福井藩主松平家歴代系
- 舊大野藩主土井家歴代系
- 舊勝山藩主小笠原家歴代系
- 舊丸岡藩主有馬家歴代系
- 舊鯖江藩主間部家歴代系
- 舊府中(武生)邑主本多家歴代系
- 舊福井藩儒家歴代系
- 博物家傳統系
- 蕉門十哲野坡門傳系
- 俳諧傳統系福井丸岡武生三國金津粟田部味岡野各歴代
- 關流數學傳系
- 刀工家歴代系
- 鐔工家歴代系
- 假面工家歴代系
- 遠州流插花傳系
- 幸若音曲家歴代系
- 古史人物



○天皇

男大迹天皇 (繼體) 彦太尊

廣國押建金日天皇 (安閑) 勾大兄皇子

武小廣國押盾天皇 (宣化) 楯隈高田皇子

○皇子

常磐井宮 尊平親王 眞智上人

○國主

朝倉敏景 彈正左衛門尉、孫右衛門、孝景、始小太郎、法名英林

朝倉貞景 彈正左衛門尉、天澤宗清、附朝倉教景、朝倉宗滴

朝倉義景 左衛門督、初孫二郎、延景

柴田勝家 修理、初權六

丹羽長秀 五郎左衛門尉、初萬千代

青木秀以 重治、初勳兵衛一矩

四十八  
五十三  
五十七  
七十  
九十一  
九十九

德川秀康 參河守、初於義丸、稱越前中納言

松平忠直 國丸、長吉、稱越前宰相、號一伯

松平忠昌 虎之助、虎松、伊豫守

松平光通 萬千代、越前守

松平吉品 福松、辰之助、兵部大輔

松平吉邦 勝千代、伊織、昌尙、伊豫守

松平宗矩 千次郎、兵部大輔

松平慶永 公寧、初錦之丞、越前守、號春嶽、榮井、鷗濱、礪川

○領主

土井利貞 岩之助、能登守

土井利忠 隆卿、初錦橋、能登守

小笠原長守 伯高、左衛門佐、號化堂、九龍、古裝、百忘

有馬譽純 君德大之進、左兵衛佐、最慶、號四陵、霞城主人、竹齋、堀橋老人、宇水、瀧霧

間部詮言 下總守

間部詮勝 慈卿、下總守、號松堂

二百六十四  
二百六十六  
三百  
三百三  
三百六  
三百八



○天皇

男大迹天皇 (繼體) 彦太尊

廣國押建金日天皇 (安閑) 勾大兄皇子

武小廣國押盾天皇 (宣化) 檜隈高田皇子

○皇子

常磐井宮 尊平親王 眞智上人

○國主

朝倉敏景 彈正左衛門尉 孫右衛門 孝景 始小太郎 法名英林

朝倉貞景 彈正左衛門尉 天澤宗清 附朝倉教景 朝倉宗滴

朝倉義景 左衛門督 初孫二耶 延景

柴田勝家 修理 初權六

丹羽長秀 五郎左衛門尉 初萬千代

青木秀以 重治 初勅兵衛一矩

德川秀康 參河守 初於義丸 稱越前中納言

松平忠直 國丸 長吉 稱越前宰相 號一伯

松平忠昌 虎之助 虎松 伊豫守

松平光通 萬千代 越前守

松平吉品 福松 辰之助 兵部大輔

松平吉邦 勝千代 伊織 昌尚 伊豫守

松平宗矩 千次郎 兵部大輔

松平慶永 公寧 初錦之丞 越前守 號春嶽 榮井 鷗渚 礪川

○領主

土井利貞 岩之助 能登守

土井利忠 隆卿 初錦橋 能登守

小笠原長守 伯高 左衛門佐 號化堂 九龍 古麥 百忘

有馬譽純 君德 大之進 左兵衛佐 盛慶 號四陵 假城主 人竹齋 垣橋老人 宇水瀧 翁

間部詮言 下總守

間部詮勝 慈卿 下總守 號松堂



間部詮實 安房守……………三百十三

○武臣

本多富正 源四郎、志摩伊豆守、丹波守、號元覺齋……………三百十三

齋藤實盛 別當……………三百四十一

瓜生保 稱爪生判官……………三百四十六

河島維賴 左近、藏人……………三百五十六

今庄淨慶 九郎入道……………三百五十七

真柄十郎左衛門 直隆……………三百五十八

印牧能信 彌六左衛門、丹後守……………三百六十一

岡田景周 內藏助、丹龍寺入道……………三百六十二

毛受庄助 照家、初水野次右衛門……………三百六十四

吉田修理 好寬……………三百六十七

岡部豐後守 長起……………三百七十一

淺田新輔 宗立……………三百七十三

四王天又兵衛 政實……………三百七十五

原平左衛門 正祐、八右衛門……………三百七十六

加藤宗月 康寬、福千代、四郎兵衛、初松平右衛門太夫……………三百七十九

○蘆田圖書 吉賢、初大學、內膳……………三百八十四

狛伊勢守 孝澄、小法師、長兵衛、木工九 附狛大學助孝清……………三百八十七

西尾仁左衛門 宗次、久作……………三百八十九

山本清右衛門……………三百九十一

野本右近 正則、初岩城甚平……………三百九十四

毛受小三郎 延洪、角之丞……………三百九十七

鶴見助兵衛……………三百九十九

原田七右衛門……………四百零一

齋藤與三右衛門……………四百零三

鷺谷段之丞……………四百零五

來栖半之丞 全英……………四百零七

糟谷彦左衛門 元敬……………四百零八

沼野半太夫……………四百一十



四乘彦左衛門 正樂、權之丞 ..... 四百一

溝口市左衛門 陸重 ..... 四百二

西尾傳兵衛 正虎 ..... 四百三

厚木才兵衛 元真 ..... 四百四

平岡仁兵衛 ..... 四百五

鈴木忠右衛門 重房 ..... 四百六

蟹江刑部右衛門 茂喬、太兵衛、十太夫、善右衛門、誠了寛 ..... 四百七

大道寺友山 重暁、孫九郎、一葉軒、知足軒 ..... 四百八

真田源太左衛門 幸明、大四郎、權右衛門 ..... 四百九

松原三郎兵衛 ..... 四百十

島田宇右衛門 重列 ..... 四百十一

熊谷小兵衛 正元、附同正長、梅心、同正恩、號芳岳、湖平 ..... 四百十二

片山與三右衛門 平七、直次郎 ..... 四百十三

四王天周信 又兵衛 ..... 四百十四

田邊平學 ..... 四百十五

有  
永見  
中村  
一  
16

中村太郎左衛門 政方、彌五作 ..... 四百十六

永見八五郎 平人 ..... 四百十七

淺井八百里 政昭、明卿、士明、號柏鹿、秋水、清夏堂 ..... 四百十八

松本晚翠 ..... 四百十九

○武術

富田勢源 五郎左衛門 ..... 四百二十

富田九郎右衛門 ..... 四百二十一

富田牛生 ..... 四百二十二

富田越後守 初山崎六郎左衛門 ..... 四百二十三

山崎左近將監 ..... 四百二十四

山崎兵左衛門 ..... 四百二十五

佐々木巖流 小次郎 ..... 四百二十六

幕屋與右衛門 ..... 四百二十七

團野萬右衛門 定吉、初市橋軍兵衛 ..... 四百二十八

中村市右衛門 尙政 ..... 四百二十九



吉田儀兵衛 貞則、初恩田儀兵衛 ..... 四百六十三

山田又四郎 ..... 四百六十三

勝村源左衛門 好利 ..... 四百六十三

長谷川八郎右衛門 一安 ..... 四百六十四

片山良庵 三盛、源四郎、號秋扇 ..... 四百六十五

井原番右衛門 頼文、號無名野草子 ..... 四百六十六

柄田權之丞 直孝 ..... 四百六十九

荒川彦太夫 高吉、號卜順 ..... 四百七十九

飯島新左衛門 由久、市兵衛、四郎右衛門 ..... 四百八十一

久野與兵衛 宣明 ..... 四百八十三

津田源之丞 重成 ..... 四百八十五

出淵平兵衛 盛次 ..... 四百八十六

坂田助右衛門 定政、助九郎、號是眞 ..... 四百八十六

國分三右衛門 忠勝 ..... 四百八十七

坂上又兵衛 武備、彦八郎 ..... 四百八十八

慶増安右衛門 興繩 ..... 四百八十九

山田與五右衛門 幸繩 ..... 四百九十二

廣田嘉左右衛門 貞喬 ..... 四百九十二

横山藤八郎 肥幸 ..... 四百九十三

荻野利右衛門 正次、勘助、治兵衛 ..... 四百九十四

高畑金太夫 信安、伊作 ..... 四百九十七

明石甚左衛門 慶弘 ..... 四百九十九

宇都宮恒右衛門 茂綱 ..... 五百三

關甚五左衛門 英利 ..... 五百三

高田三郎左衛門 ..... 五百四

津田傳右衛門 對則 ..... 五百五

岡田助右衛門 宅廣 ..... 五百六

落合善兵衛 發忠、左五太夫 ..... 五百七

町田嘉兵衛 利勝 ..... 五百八

松本善藏 福菫 ..... 五百八



伊藤助十郎 長紀 ..... 五百八

村田安右衛門 吉秀 ..... 五百九

國澤幸左衛門 苗隆、萬藏 ..... 五百十

笹治刑部 ..... 五百十一

力丸大吉郎 之靖、號白山 ..... 五百十二

山口彌太夫 尙通 ..... 五百十三

土屋十郎右衛門 資純 ..... 五百十四

長谷川八十郎 勝朋、吉太郎、號靜帆 ..... 五百十五

横山十兵衛 時庸 ..... 五百十六

淺井常次郎 直、號山 ..... 五百十七

西尾源太左衛門 教寬 ..... 五百十八

西尾十門 教敏、十左衛門 ..... 五百十九

鰐淵幸廣 三郎兵衛 ..... 五百二十

○武官

福島敬典 彌太六 ..... 五百二十一

東郷正路 ..... 五百二十二

林忠夫 ..... 五百二十三

○政治

杉田壹岐守 權之助、五郎兵衛、三正 ..... 五百二十四

永見志摩守 吉次、忠左衛門 ..... 五百二十五

酒井與三左衛門 重成、小隼人、外郎 ..... 五百二十六

酒井有休 元知、玄蕃九、典膳、號有休 ..... 五百二十七

松平主馬 正恒、金藏 ..... 五百二十八

本多修理 恒久、久中、正倫、源藏、左門、治右衛門、此面、四郎右衛門 ..... 五百二十九

稻葉采女 正純、多門、號松葉軒、露滴 ..... 五百三十

岡部左膳 起平、又次郎、右京 ..... 五百三十一

明石縫殿 紀貞 ..... 五百三十二

平本良充 叔甘、好肩、號金盞、牛渚 ..... 五百三十三

稻葉正博 士直、號荊山 ..... 五百三十四

鈴木主稅 重榮、叔華、小三郎、號純淵、鹽城、小櫻軒 ..... 五百三十五



- 横山猶藏 克壯.....五百七十四
- 松田和孝 誠道、東吉郎、號夢水.....五百七十九
- 橋本左内 綱起、伯綱、號景岳、梨園、櫻花晴暉樓、松亭、無憂子、雄氣樓.....五百九十五
- 内山隆佐 其隆、號貫齋.....六百三十五
- 酒井孫四郎 純熙、與三左衛門、始明石縣助、號雪松堂.....六百四十七
- 長谷部恕連 甚平、初名貞吉、吉之助、號南村、菊陰山人.....六百五十六
- 中根雪江 師實、敷頁、初名榮太郎、號雪江.....六百六十八
- 内山良休 七郎右衛門、良倫、龜次郎.....六百八十八
- 千本久信 彌三郎.....六百九十三
- 高木惟矩 庄次郎.....六百九十七
- 岡部豐後 千尋.....六百九十七
- 吉田拙藏 俊章、子明、初名吉太郎、内藏太郎、飲次郎、號靜齋.....七百三
- 牧野幹 主殿介、初名幹吾、小笠原丹後.....七百十六
- 酒井歸耕 十之丞、彦六、忠温、直道、號歸耕.....七百十九
- 田邊良顯 字士順.....七百二十

- 青山貞 小三郎、坊名治六.....七百三十五
- 村田氏燾 子慎、已三郎、號愷堂、文峯.....七百三十七
- 毛受洪 鹿之助、將監、初名戶作、彦一、寬洪.....七百四十三
- 渡邊洪基 興、伯建、初名靜齋、孝一、號治堂、且堂.....七百四十八
- 本多釣月 修理、敬義、初名銳次郎、四郎右衛門、大藏、號釣月.....七百五十五
- 由利公正 義由、石五郎、初三郎、八郎、號雲軒.....七百六十一

○神道家

- 氣比氏治 彌三郎大夫、親晴.....七百八十三
- 氣比齋晴 大宮司太郎.....七百八十五
- 石徹白胤住 彦右衛門.....七百八十六
- 島計富 奎十郎.....七百八十八
- 山本簡齋 廣足、號簡默齋、默齋、勘齋.....七百八十九
- 糟谷興乘 主膳正.....七百九十九
- 足羽敬明 内藏權頭、號雉山人.....八百
- 杉本左近 義宣、伯獨、號林泉.....八百三



石塚資元 安藝守……………八四

石塚資梁……………八七

芳賀真咲 真之助、初三作……………八八

○釋門 (中卷)

越泰澄 神融禪師、三神氏……………一

園城寺康濟 紀氏、權律師……………七

興福寺基繼……………八

永平寺道元 承陽大師……………八

金剛峯寺蓮眼 禪智……………六

寶慶寺寂圓……………六

永平寺義介 徹通、藤原氏……………九

誠照寺如覺……………九

證誠寺淨如……………二一

總持寺瑩山 紹璣、佛慈禪師、弘德圓明國師……………二二

寶應寺明照……………二九

專照寺如導 平氏、珠千代歷……………四九

東福寺大陽 義冲、藤原氏……………五十一

東福寺無德 至孝、藤原氏……………五十二

建仁寺別源 四旨、平氏……………五十四

東福寺古源 邵元、物外子、號如幻道人、源氏……………六十二

洞源寺崇珍 寶山……………六十四

雲門寺玄清 一天……………六十五

建仁寺玉岡 如金……………六十五

龍澤寺梅山 明本……………六十五

洞源寺如欣 怡雲……………六十九

洞光寺良源 澄照……………六九

盛景寺昌庵 恆幸、朝倉氏……………六九

龍興寺希明 清良、藤原氏……………七十

本向寺了顯 明空、大須賀氏……………七十一

龍淵寺旅雲 祖旭、藤原氏……………七十六



龍穩寺玄彭	天庵、藤原	.....	七六
德正寺願知	井上筑前守遠仲	.....	七六
心月寺大雄	亮譽	.....	七六
大德寺宗欽	大啓	.....	七六
大德寺江隱	宗顯、破沙盆、寒蝶子、福壽	.....	七六
大德寺紹越	越山主、疎壁軒	.....	七六
大德寺古溪	宗陳、號蒲庵、朝倉氏	.....	七六
大德寺宗哲	明叔、號觀庵、宿蓮子	.....	七六
福王寺日源	.....	.....	九一
大德寺宗璘	琢甫	.....	九一
桃雲寺徐芸	字象山、三田村氏	.....	九二
茂林院清閑	山川氏	.....	九二
波着寺空照	九里氏	.....	九三
西念寺祐存	初名祐千代、岡崎氏	.....	九五
寶圓寺泰山	雲興、朝倉氏	.....	九七
		.....	九九

寶圓寺徐天	關空、河合氏	.....	百
久遠寺日奠	磯道、日傳	.....	百一
欣淨寺總通	號英譽	.....	百一
圓覺寺善龍	.....	.....	百二
青松寺秀的	山崎氏	.....	百五
月照寺流安	生蓮社長譽、岡村氏	.....	百七
誠照寺秀誠	念智	.....	百七
本遠寺日近	舜說、常寂院	.....	百七
法林寺惠南	四智坊	.....	百八
眞福寺實貫	泰音、號梅園	.....	百八
勝授寺峻諦	寂清	.....	百一
本向寺祐忍	幼名猿丸	.....	百二
誠照寺秀如	.....	.....	百六
普門寺空念	寺木氏	.....	百六
眞蓮寺圓環	丁稔、超空、號今日庵道中	.....	百三十一



天然寺月舟 尊譽……………百二十九

智積院亮範 岳泉、竹内氏……………百三十

得生院自隱 公慶、適堂……………百三十四

教順寺下關 宗賢、號潮音……………百三十五

平乘寺慧鑑 西淳、玉鏡、異堂……………百三十六

聖無動院暹亮 俊照、姓三神……………百四十

緣成寺如日……………百四十二

大乘寺玄趾 慈麟、號印一、中村氏……………百四十三

善行寺惠舶 慈雲……………百四十四

淨勝寺暢道 順賢……………百四十五

平乘寺功存 子成、號義洞、靈山、實明院……………百四十五

敬覺寺玄伏 臨淨……………百四十七

光福寺簾溪 乘應……………百五十七

松樹院問如……………百五十八

永臨寺深勵 子昂、垂天社、號龜洲……………百五十八

天澤庵隱山 惟瑛、正燈圓照禪師……………百七十一

淨願寺賢藏 利淳、花園氏……………百七十一

憶念寺良雄 德母、號金洲……………百七十一

蓮光寺大鐵……………百七十三

觀音院錢明 幾田氏……………百八十四

淨勝寺丹山 順壽、志道、號丹山……………百八十六

善玖寺法賢 開得院……………百八十八

唯泉寺澄玄 普天、香雲院……………百八十八

圓藏寺濟忍 圓琳……………百九十一

智敬寺謙壽……………百九十二

本覺寺覺嚴 本嚴、顯真院……………百九十三

瀧谷寺道雅 慈意、號笑溪、支願子、田邑氏……………百九十四

觀音寺頰海 筏舟……………百九十二

寂光寺日鑑 通曉、號遊方、如鏡、永昌院……………百九十三

勝授寺侗睡 澹庵、初三、岡友藏……………百九十三



玄成院如如 發敬、藤原氏……………二百四  
 智敬寺祐謙 法林、號虛白、貫珠院、木津氏……………二百七  
 順教寺俊嶺 餘暉道人、中臣氏……………二百十三  
 蒲坊雜雲 行貞……………二百十九  
 南條神興 界雄、號三濤、雲栖、老南……………二百二十  
 善連法彥……………二百二十五  
 佐々木徹周 是海……………二百二十七  
 牧野神爽 吐佛……………二百三十九  
 梅原融 號龍北……………二百三十三  
 高木薰界 善丸……………二百三十四  
 孤峯白巖……………二百三十八  
 ○醫學  
 谷野一柏 雲庵……………二百四十一  
 三崎安指 玉雲軒……………二百四十三  
 大月景秀 備中守、三耶右衛門尉、附大月三國女……………二百四十三

大月壽齋……………二百四十四  
 山澤榮順……………二百四十五  
 横井玄節 前純、牛藏……………二百四十六  
 岡部高伯 快意……………二百四十七  
 安見祐軒 壽頌……………二百四十七  
 三崎道庵 策齋……………二百四十八  
 淺野休真 助右衛門……………二百五十一  
 丹羽仙庵 公信、允父……………二百五十三  
 奥村良筑 直、良竹、號南山……………二百五十五  
 三井養安……………二百六十七  
 丹羽文虎 子牙、號龍堂、附丹羽文龍……………二百七十  
 富野仲達 錢胤、號鳴謙……………二百七十四  
 最里公濟 幹……………二百七十四  
 田中適所 允孚、信成、號必大……………二百七十六  
 西島俊庵 初玄仲……………二百八十四



關明霞 學龍子、龍輔、號臥龍、樓霞、附山本五雲、文監、士背、正伯、瑞庵……………三百八十七

石田一惠 梅翁居士……………三百九十四

淺野嵩山 文顯、士德……………三百九十六

石渡宗伯 展、士良、始道意、附安田一溪 齋藤寬輔……………三百九十八

池田通齋 鶴之、伯宣、冬藏……………三百九十九

妻木陸叟 直、子方、始八十太、宗健、榮輔、號秋陽、附妻木敬齋……………三百九十九

杉山篤信 良藏、子良、號豫齋、日洲、九龍……………三百九十九

細井紫髯 徇、叔達、號東陽、香祖軒……………三百九十九

橋本長綱 君羽、春藏、彦也、號海量、發陳堂主人……………三百九十九

齋藤策順 芳桂堂……………三百九十九

大岩主一……………三百九十九

秦魯仙 履、中正、敏太郎、濤哲、信三、魯齋……………三百九十九

幸山浩齋 長遠、廣居、號愚佛……………三百九十九

宮永欽哉 隈、子修、欽吉、其山……………三百九十九

與村良竹 梧桐園介然……………三百九十九

主屋公章 煥、得所……………三百九十九

山崎良元 宗溫、號歸雲庵……………三百九十九

渡邊靜庵 等……………三百九十九

益田宗三 遊……………三百九十九

半井仲庵 保、伯和、元冲、號南陽、晚香……………三百九十九

橋本綱維 彦也、綱三耶……………三百九十九

藤田天洋 朴齋、號二峯庵……………三百九十九

笠原白翁 其、子馬、良策、號鐵佛、無涯堂、桂窓、天香樓……………三百九十九

生駒耕雲 俊藏……………三百九十九

竹內玄同 正幹、號四坡……………三百九十九

杉山信達 嘉藏、章甫、復堂、節齋、號梅窓、附杉山恭藏……………三百九十九

土田龍灣 質……………三百九十九

竹內正信 玄庵、號麴園……………三百九十九

魚住格 順方、始外三耶……………三百九十九

岡部養竹 雍、伯知、號西河、牛山、外一耶……………三百九十九



高桑實 子輝、實吉……………三百九十四

前田松閣……………三百九十四

橋本綱常 號晉山、初破寛五郎……………四百

石塚左玄 號雙鑿、鉉臺……………四百二

○和學（皇學）歌人

飛鳥井雅緣 宋雅、素雅……………四百十二

十如院英甫 永雄、武田氏……………四百十二

慶松友梅 廣賢、道温子……………四百十四

馬淵亨庵 惟同、號楊洲……………四百十五

澁谷故巖 酒之丞……………四百十九

近藤廣武 八右衛門……………四百三十

菅沼吉次 七郎左衛門、右近、宮内、龜次郎……………四百三十

大橋景久 悦、久右衛門、號知樂……………四百三十一

坂野致知 市郎右衛門、始助太郎……………四百三十三

秋田勝具 八左衛門……………四百三十五

本山桃齋 爲仙、達其……………四百三十六

多賀谷雅廣 權兵衛……………四百三十六

小川英長 君卿、治兵衛……………四百三十七

小島知策 紹盛……………四百三十七

林勝平 又左衛門……………四百三十九

田邊弓子……………四百三十九

秋田勝徵 初一學……………四百四十

笹川道張 林太夫、治兵衛……………四百四十

小笠原滿堯 孫次郎……………四百四十二

牧田尙常 主殿助……………四百四十三

伊藤李佐……………四百四十四

山室松軒 知將、松庵……………四百四十四

岡田輔幹 八郎左衛門……………四百四十六

伊藤多羅 東四郎……………四百四十七

太田三彌 始金之助……………四百四十九



内田庸 始石松、號耕齋……………四百五十

青木峯行 松伯……………四百五十五

千福寺祐可 唯淨房、號龍潭、求白、御嶺、菊庵……………四百五十六

證誠寺東溟 善超……………四百五十九

伊藤長蔭 貞喬……………四百六十一

桶曙覽 尚事、五三郎……………四百六十三

淺海澳滿 七郎右衛門、貞忠、半四郎、沖之助……………四百八十五

鷲田寬隆 次郎兵衛、號省齋……………四百八十七

喜多山永隆 號木人、儀兵衛……………四百九十一

本向寺本照 田鶴丸……………四百九十二

池內尊 香龍……………四百九十四

布川正沖 正興、長兵衛、號櫻園……………四百九十五

河津直入 祐淳、善太夫、孫十郎、號琴庭會、琴屋……………四百九十九

狂歌……………五百十

土屋川浪 市兵衛……………五百十

山本輪田丸 五右衛門、詞海齋……………五百十二

島田元知 橋元近、殿之助、九八郎……………五百十三

武島隨志 次郎右衛門、眺遠亭……………五百十三

運歌……………五百十六

堀江景重 備後守、七郎……………五百十六

隱士洞哉 等我、茄景……………五百二十

排諾……………五百二十三

犬井貞恕 重次、治郎兵衛、一粟軒……………五百二十四

願泉寺東也 壽德、始德丸、號擊々庵……………五百二十四

石川伯兔……………五百二十五

岸名昨癡 惣助、號斜雲舍……………五百三十六

竹田野坡 綱亮、幼名庄一郎、號淡生庵、蘇鐵庵、樽子、樽木社、半醉堂、妙方齋、三日庵、常用庵、秋草社、百花窓、か、庵、照笛居士、壽元居士、無名庵、高津野々齋……………五百三十三

伊吹東恕……………五百四十二

天井馬童 塵程閑、有底窩、鳳凰井、章吹、桐子、馬仙人、即々齋、馬落童子、北海陳人……………五百四十四

本瑞寺六枳 號青了閣、開演院……………五百四十六



上坂嵐枝 百花堂……………五百四十九

山室東柯 知顯、玄順……………五百五十

坂野我六 藤右衛門、有隣庵……………五百五十三

○松平玄駿 正殿、幼名金藏、庄兵衛、主馬、兵庫、號故人庵……………五百五十五

豐田屋哥川 吟女、泊瀬川……………五百六十二

一紹梨一 千啓、子明、篋笠庵、初高橋相行……………五百六十八

時雨庵祐阿 琴々、大坂屋七左衛門……………五百六十八

淺井李青 政辰、辨左衛門、幼名權三郎、時雨庵、綠山、附風姿園可葉……………五百六十七

○漢學

伊藤坦庵 宗恕、元務、白雲散人、不輟齋……………五百九十四

伊藤龍洲 溫、元恭、號平庵……………五百九十四

松下眞山 慶績、子節、見襟……………五百九十五

野路如謙……………五百九十六

竹内芳契 齋庵……………五百九十九

前田葉庵 時敏、道通……………六百

伊藤宜齋 元基、子崇、龍洲……………六百一

前田鶴阜 誠、子立……………六百一

伊藤錦里 經、君夏、鳳陽、文恪、莊治……………六百三

稻垣長章 輝明、號白巖、葆光園……………六百六

清田儋叟 君錦、文興、之瑛、孔雀樓主人……………六百十一

村田氏純 氏春、幼名小十郎、左傳、元作、十太夫……………六百十七

鳥山菘岳 宗成、世章、宇内、垂霞館……………六百十九

稻垣長和 惠明、源五郎、流芳園……………六百二十三

伊藤君嶺 榮吉、士善、文四郎……………六百二十八

下河東里 貫道、貫一、三右衛門……………六百二十八

大柳庚園 元齡、新五郎……………六百三十

芥川思堂 元澄、子泉、左民……………六百三十一

清田龍川 勳、公精、大太郎……………六百三十三

雨森炎洲 增實、之實、太郎兵衛、甚四郎……………六百三十三

土橋辰眞 豐壁、研俊、權左衛門……………六百三十七



力丸東山 之光、公暉、彈正、松園 ..... 六百三十九

雨森牛南 宗真、牙卿、松隆 ..... 六百四十二

井上翼章 素真、思郷、絳之丞、初三郎、衛士、號歸橋 ..... 六百四十三

松邨九山 良猷、公凱、栖雲 ..... 六百四十四

竹内霞堂 包教、博侯、豹、文翁 ..... 六百四十六

田中履堂 願、大壯、大藏 ..... 六百四十八

村田龍淵 氏宰、元作、初藏五郎、青牛、子簡 ..... 六百五十一

前田雲洞 潤、士河、曇川 ..... 六百五十五

片山九腕 蘭女 ..... 六百五十九

高野春華 謙、君素、市之丞、惣左衛門 ..... 六百六十三

山本樂艾 維專、甫真、次右衛門 ..... 六百七十

大郷信齋 良則、伯儀、金藏 ..... 六百七十三

高田保淨 仲康、次松、彌市郎、號松亭 ..... 六百七十五

蒔田雁門 貞、元茂 ..... 六百七十八

柴田艾軒 武修、謙藏、熊次郎 ..... 六百七十八

前田梅洞 修、士業、彦次郎、號華陽、蒲園 ..... 六百七十九

林毛川 棟、季梁、崑三郎、主稅、芥藏 ..... 六百八十六

高野真齋 進、德卿 ..... 六百九十一

吉田公寬 宗左衛門 ..... 六百九十五

花木澹齋 鴻、榮、馨助 ..... 七百

蒔田雲處 亮、公弼、凡夫子 ..... 七百三

井上松濤 遊、公道、剛介 ..... 七百十一

矢島立軒 剛、毅侯 ..... 七百十二

拓植竹塙 浩 ..... 七百二十二

吉田東篁 篤、士行、金一、號藏、號蒙齋、江湖散人 ..... 七百二十三

勝澤一順 鳳、青牛洞 ..... 七百三十七

鈴木蓼處 魯、敬玉 ..... 七百四十五

伴閑山 習輔、溫卿、圭左衛門 ..... 七百四十八

大郷學橋 穆、穆卿、卷藏 ..... 七百五十五

廣部鳥道 良知、淵默居士 ..... 七百五十八



荒川汝水 藤吉、初小三郎、助右衛門……………七百六十六

松井耕雪 篤、士行、六右衛門……………七百六十七

河野汪洲 通叻、君且、益五郎、茂三郎……………七百七十二

滋賀萊橋 有作、從太郎、先民、堅藏、素輔、號速處……………七百七十四

三國幽眠 直準、子繩、典吉郎、大學、號鷹巢、碌碌山人……………七百八十一

谷口蕉陰 安定、魏民、勘策、瀨左衛門、默三、一學、鬼岳迂叟……………八百一

横田莠 重敏、子行、權藏、號養浩、亂苗……………八百七

山本木齋 居敬、公簡、平太郎、翠雨亭……………八百七

富田鷗波 久稔、美郷、厚積、病虎山人、凹縣逸士……………八百七十六

○易學

宮田有隣 秀、公實、悠治……………八百七十九

○洋學

日下部太郎 八十八……………八百四十二

中野外志男 公忠、與三次郎、耕介……………八百四十七

阿部正義……………八百四十八

○書道

生田勝次 六左衛門……………八百五十四

堀又右衛門 元政……………八百五十三

林藤兵衛 本好……………八百五十三

壽福院通應……………八百五十四

淺見海樓 置其、士俊……………八百五十五

土屋玉江 貞恒、五郎太夫……………八百五十八

柳原敬之 七左衛門、武之助、幸八、即儉……………八百五十九

國島玩水 直太郎……………八百六十一

吉川蘭卿 太初……………八百六十四

近藤藤堂 鼎輔……………八百六十五

安木石華 正輔、號北骨山人……………八百六十七

竹林萬年 龜齡、次郎三郎、尙晉齋……………八百六十九

大島蓬洲 祐之、文太夫……………八百七十

小林嘯峯 周真、彌十郎、彌右衛門……………八百七十

目次……………



大山陶齋 信夏子成孝治……………八百七十三

青木龍峯 修……………八百七十三

○畫人

曾我蛇足 式部、宗譽、夫泉……………八百七十四

相阿彌 真相、鑿岳、松雪齋、姓中尼……………八百七十六

朝倉貞景 彈正左衛門尉、孫二耶……………八百八十八

曾我紹仙……………八百八十二

小島亮仙 越溪……………八百八十三

曾我紹祥……………八百八十三

朝倉景紀 九郎左衛門、伊冊……………八百八十四

岩佐又兵衛 勝以……………八百八十五

岩佐勝重 源兵衛……………八百九十二

岩佐陽雲 以重……………八百九十三

狩野了之 九兵衛、破屋齋……………八百九十四

狩野元昭 九郎次郎、號了海……………八百九十六

狩野元英 竹雲……………八百九十八

橋本仙桂 新之丞、附橋本長兵衛……………八百九十八

奈須泉石 翁信……………八百九十九

奈須甫齋 唯貞……………九百一

鶴澤養琢 常景……………九百一

狩野興碩 種信、了寧、太助、元房……………九百三

原文哲……………九百五

奈須泉碩 牧信、泉竹……………九百七

奈須洞雪 定信……………九百八

狩野永純 元幾、了以……………九百八

野狩永周 資信、了山、松之助……………九百九

奈須輪石 尹信、吉之助、元也……………九百九

狩野永玄 圓信、金八、興碩、惣齋……………九百十

岡部南嶽 貞起、長十二郎、內記、右膳、左膳……………九百十

橋蘭草 宗賢、芳隆、其逸……………九百十五



奈須元泉 昭成……………九百十五

奈須涼泉 翁定、元石……………九百十五

市川德行 貫通、其右衛門、號樵笛……………九百十六

梅野江雪 久右衛門、附梅野林雪……………九百十七

狩野匡信 主鈴、松榮……………九百十八

早瀬蘭川 德本、子葵、松雲……………九百二十

西村西溪……………九百二十三

内海元孝 鳳至山人、附内海元紀……………九百二十三

今村公龍……………九百二十三

明正寺竹叟 歸山、靜殿……………九百二十三

伊星雙岳 星喻、元隆、源助……………九百二十三

栗川三島 節、士用……………九百二十五

岩尾雪峯 博貞、子種、周助、洞泉、養拙齋……………九百二十六

木津成助……………九百二十六

今立春山 有慶、五郎太夫……………九百二十八

九百三十

高島夢蝶 甚五左衛門、悟則齋……………九百三十一

畑潤章 音八郎……………九百三十二

川地柯亭 職裕、又兵衛……………九百三十三

須子蕉石 孫作、王岡、附益子魯山……………九百三十五

石垣東山 東平、角鹿石東……………九百三十五

清瀬白山 清興、九帶……………九百三十八

島田雪谷 廣意、樗園、範左衛門、多司摩、青涯……………九百三十九

成見如山 七郎右衛門……………九百四十二

斯波春陵 迂僊、其所、靈溪……………九百四十二

早瀬來山 鴻、子漸、獻橋、晚翠、類僊……………九百四十三

河野菱渚 通兄、條左衛門、牛湖……………九百四十六

○地理學 (下卷)

關祖衡……………一

○數學

野坂勇左衛門 方美……………二



齋藤與五兵衛 良相……………三

○理財

大久保盤山 九郎兵衛……………三

多田淨亭 善四郎……………五

三國鶴叟 直定、直正、二太郎、與兵衛……………六

○産業

森田三郎右衛門 正常、庄次郎、號一貫……………二十二

小林平三郎 初又太郎、伊兵衛……………三十三

松村友松 意正……………三十六

○工藝

齋藤游絲 治兵衛、初與三五郎……………三十八

刀工

千代鶴國安……………三十六

金津權三 國長……………三十六

藤島友重……………三十六

志津兼則 三郎、兼法……………三十九

下坂康繼 市左衛門……………三十九

大和大椽正則 初源三郎兼則……………四十五

肥後守貞國……………四十六

播磨守重高……………四十六

島田國清 山城守……………四十六

鑄工

明珍吉久 小左衛門……………四十九

高橋記内……………五十二

小狐……………五十四

裝飾師

一宮長常 越前大椽……………五十六

黒川茂久 兼四郎……………五十七

鐵師

櫻根口人……………五十九



岩井勝右衛門.....六

鑄工

好川門兵衛 吉則.....六

大鐘善四郎.....六

鏡師

木瀬淨阿彌.....六

蒔繪師

乾出雲 博枚.....六

裁縫師

丸小次郎左衛門.....六

陶器師

札幌嘉右衛門.....六

假面工

平泉寺三光坊.....六

赤鶴吉成 一透齋.....七

福來正友.....七

永平寺財蓮.....七

出目是閑 吉滿助左衛門.....七

出目滿照 二郎左衛門.....七

出目源助 秀滿、源次郎、常慶、常心坊、(古源助).....七

出目元休 滿永、源助.....七

彫刻師

百度兵衛.....八

志摩乘時 美行、仁太郎、龍造.....八

島雪齋 只直、士節、又吉.....八

島雪舸 多三吉.....八

山田鬼齋 常吉.....九

淺井松堂 政教、外卷、敬之助.....九

篆刻



河崎致高 三郎助……………頁五  
 佐藤硯湖 誠、思誠、實吉、尙古齋、彫蟲居……………頁七  
 小林愛竹 醇、士清、磯介、布山……………頁十三

建築家

立盛繁……………頁十六  
 藤間甚左衛門……………頁十七  
 大工長兵衛……………頁十七  
 德本新右衛門……………頁十八  
 松浦吉兵衛……………頁十九  
 大工七兵衛……………頁二十

○鑿賞

蘆田如雪 命英、十郎、十左衛門……………頁二十四  
 小川霞流 孫三郎、舜和堂、醴泉亭……………頁二十五

○技藝

華道

正藏寺淨智……………頁三十四  
 高島眠山 九兵衛、隨葉軒……………頁三十六

茶道

杉浦一溪 雄藏……………頁三十八  
 武田以了 治郎右衛門……………頁三十九  
 田村洞雲 與左衛門、始榮吉、十日庵……………頁四十  
 林一麗 謙真、左治衛、春月庵……………頁四十一

盆景

鳥山紫山 紹祐……………頁四十三

棋客

木村道全 彌左衛門……………頁四十六  
 三崎策雲 休山、井上因碩……………頁四十七  
 坪田翫碩……………頁四十九

相撲行司

吉田追風 豐後守、家次……………頁四十九



木村庄之助 正輝、小太郎

四十四

相撲力士

百五十五

佐伯氏長

瓜生權左衛門

百五十七

北國兵太夫

百六十

千賀浦喜三郎 與三吉

百六十二

○音樂

百六十三

幸若喜曲

桃井幸若丸 直詮

幸若直繼 式部少輔、宮内

百六十五

幸若八郎九郎 義門

百七十二

幸若柳也齋 重信、次郎九郎、八郎九郎

百七十二

幸若義安 修理進、八郎九郎

百七十四

幸若彌次郎 安藏、民部丞

百七十四

幸若彌次郎 誠直、久藏

百七十五

幸若小八郎 吉信

百七十八

幸若白也 安信、小八郎

百七十八

幸若虛白 小八郎

百八十

太鼓

橘龍身 泰信、藤九郎

百八十三

橋本織江 典倪、文右衛門

百九十四

小鼓

松下文右衛門

百八十四

尺八

橘立庵 定俊、六之助

百八十四

謡曲

佐治行豐 貞莊

百八十六

三絃

關美惠

百八十八

雜曲



片岡我久藏

琴曲

百九十九

川妻竹榮

○孝義

百九十三

國兼村平七

水落村津與

蓮ヶ浦品

佃戸春

道口滿吉

濱里村鶴

鍛冶十助子

橋瓜村留

吉田嘉右衛門

大野太右衛門

松尾町甚兵衛

百九十八

百九十六

百九十六

百九十四

百九十一

百九十九

百九十七

百九十五

百九十五

百九十四

百九十三

和田中村圓右衛門

小川久藏

篠尾村參

敦賀松之助

婢美那

○奇特

黒龍臣幸六

上木新兵衛

桶屋孫十郎

吉田宗左衛門

野口屋太次兵衛

乳母野惠

内藤喜右衛門 號夏涼

松岡屋吉兵衛

肴屋寶加

二百九十九

二百九十二

二百九十七

二百九十

二百三十

二百二十三

二百二十五

二百二十七

二百二十九

二百三十一

二百三十三

二百三十四

二百三十八

二百四十四



僧大道……………二百四十一

井關園次……………二百四十一

蕪屋與兵衛……………二百四十三

稻屋久五郎 中村雀十郎……………二百四十九

中島十郎平 長岡……………二百五十一

寺島知義 初岩次郎、仙右衛門……………二百五十七

越前人物志目次終

越前人物志系圖部

○國主朝倉家歷代系



○敏 景 孫右衛門尉  
 孝景 彈正左衛門尉  
 氏 景  
 敏景男 天正三年辛卯繼家督年三十同八年丙午七月三日卒去  
 年二十八法諡子春宗孝  
 孝景男 天正九年壬申三月繼家督天正十七年戊申三月廿二日  
 卒去年五十六法諡性安寺殿大帥宗淳  
 英林宗雄  
 孝德天皇三十代孫朝倉下野守家景男 日下部氏居越前黑丸城文  
 明三年辛卯五月廿一日將軍義政公賜越前國依移居足羽南郡  
 一乘城文明十三年辛丑七月廿六日卒去年五十四法諡一乘寺殿

貞 景 彈正左衛門尉  
 孝 景 彈正左衛門尉  
 氏 景 貞景男 文明十八年丙午七月繼家督永正九年壬申三月二十五  
 日卒去年四十法諡天澤宗清  
 貞景男 永正九年壬申三月繼家督天正十七年戊申三月廿二日  
 卒去年五十六法諡性安寺殿大帥宗淳

義 景 左衛門督  
 初延景  
 孝景男 天文十七年戊申三月繼家督天正元年癸酉八月二十日自害年四十一法諡松雲院殿大球宗光

○同舊福井藩主松平家歷代系

初代 源秀康 贈正二位 權中納言德川參河守  
 稱越前中納言  
 二代 忠直 從三位 參議三河守 越前守  
 稱越前宰相 號一伯  
 德川家康公二男 慶長五年庚子十月廿八日封越前國六十七萬  
 石同六年七月廿八日就封居北庄城同十二年丁未閏四月八日薨  
 去年三十四法諡淨光院殿葬福井孝顯禪寺  
 秀康長男慶安三年庚寅九月十日薨于豐後津縣年五十六法諡西  
 岸院殿葬豐後生石浮土寺



三代 忠昌

正四位下參議 稱越前宰相

伊豫守

秀康二男寬永元年甲子四月以特命相繼秀康遺蹟越前北庄城五十萬二千八百八十二石正保二年乙酉八月朔日薨年四十九法隆院芳院殿葬志比村大木山永平寺

四代 光通

從四位下 左少將 越前守

忠昌嫡子正保二年乙酉十月十九日襲封五十二萬五千二百八十二石內分賜松平昌勝(忠昌二男)吉田郡松岡五萬石吉江二萬五千石分賜昌親(忠昌三男)延寶二年甲寅三月廿四日逝去年三十九法隆院大安院殿葬臨濟宗田谷村大安寺

五代 昌親

從四位下 侍從

兵部大輔

實忠昌五男始分封丹生郡吉江二萬五千石延寶二年五月六日有命相繼光通遺蹟同四年丙辰七月廿一日致仕

六代 綱昌

從四位下 少將 越前守

松平昌勝嫡男貞享三年閏三月六日依病氣禁居被仰領知半減為廿五萬石元祿十二年己卯二月十一日逝去年三十九法隆院殿葬江戶靈巖寺

七代 吉品

從四位下 左少將 兵部大輔

貞享三年丙寅閏三月六日賜福井城地二十五萬石再勅改昌明正德元年辛卯九月十二日逝去年七十二法隆院殿葬臨濟宗瑞源寺

八代 吉邦

從四位下 左少將 伊豫守

松平昌勝六男寶永七年庚寅七月五日繼家督享保六年辛巳十二月四日逝去年四十一法隆院殿葬福井淨土宗蓮正寺

九代 宗昌

從四位下侍從

中務大輔

松平昌勝三男享保六年辛巳十二月十一日吉那遺蹟福井城地廿五萬石及松岡領五萬石合三十萬石以總命相繼之享保九年甲辰四月廿七日逝去年五十九法隆院殿葬江戶天德寺

十代 宗矩

從四位下 左少將 兵部大輔

松平大和守直賴孫主稅頭知清二男享保九年甲辰五月十一日繼家督寬永二年乙巳十月廿一日逝去年三十五法隆院殿葬蓮正寺

十一代 重昌

從四位上 左少將 越前守

德川刑部卿宗尹嫡男寬延二年己巳十二月七日繼家督寶曆八年戊寅三月十八日逝去年十六法隆院殿葬淨土宗天德寺

十二代 重富

正四位下 左中將 越前守

重昌弟寶曆八年戊寅三月廿一日特令相繼文化六年己巳六月廿二日逝去年六十二法隆院殿葬天德寺

十三代 治好

正四位 左中將 越前守

重富嫡男寬政十一年己未九月十八日繼家督賜二萬石領知合為三十二萬石文政八年乙酉十二月八日逝去年文政元年五月朔加五十八法隆院殿葬天德寺

十四代 齊承

從四位上 左少將 伊豫守 越前守

治好三男文政九年丙戌正月廿三日繼家督天保六年己未七月十二日逝去年二十五法隆院殿葬蓮正寺

十五代 齊善

正四位下 左中將 越前守

德川家齊公四十九男天保六年乙未閏七月十一日台命為養子同八月廿八日襲封天保九年戊戌七月廿七日逝去年十九法隆院殿葬蓮正寺

十六代 慶永

從一位勳一等 越前守

田安一位齊匡公六男天保九年戊戌九月四日依台命為養子同十月廿日繼家督明治廿三年六月二日薨於東京年六十三神葬品川海晏寺後岡

十七代 茂昭

從二位 勳三等 侯爵

實松平日向守直春男安政五年七月五日以台命相繼同七年三月十五日入部明治二年六月十七日任福井藩知事同廿三年七月廿五日薨去年五十五神葬海晏寺後岡 當代康莊侯繼家督

○舊大野藩主土井家歷代系

初代 源利房

從四位下 能登守

土井大炊頭利勝三男天和二年壬戌三月十六日為大野城主領知四萬石同三年癸亥五月廿五日逝去年五十三法隆院殿葬大野尊尊禪寺

二代 利治

從五位下 甲斐守

天和三年癸亥七月廿日繼家督延享二年乙丑二月八日逝去年七十二法隆院殿葬丹院殿



三代 利寬

從五位下

伊賀守

享保十七年壬子十二月廿八日繼家督延享三年丙寅八月十五日  
逝去年廿九法隆寺性院殿葬淺草寺

四代 利貞

從五位下

能登守

延享三年丙寅十月十八日繼家督文化四年丁卯十一月廿二日逝  
去年六十七法隆寺大信院殿

五代 利義

從五位下

中務少輔

文化二年乙丑十一月八日繼家督文化十五年戊寅五月廿五日逝  
去年四十二法隆寺松院殿

六代 利器

從五位下

甲斐守

文化七年庚午三月十日繼家督文政元年戊寅五月十七日逝去年  
三十六法隆寺道徳院殿葬善導寺

七代 利忠

贈從三位

能登守

文化十年丁亥十二月十六日繼家督明治元年十二月三日薨去年  
五十八法隆寺院殿

八代 利恒

從五位上

能登守

文久二年壬戌十一月六日繼家督明治四年九月二日移住東京同  
廿六年三月廿九日逝去年四十六法隆寺文良院殿葬善願寺  
當代利剛子明治廿六年四月七日繼家督

### ○舊勝山藩主小笠原家歷代系

初代 源貞信

從五位下

土佐守

小笠原左衛門佐政信男元祿四年辛未七月自美濃高須移封勝山  
正徳四年甲午六月十七日逝去法隆寺光院殿葬江戶海禪寺

二代 信辰

從五位下

駿河守

元文元年丙辰二月二十八日逝去法隆寺法專院殿葬勝山開善寺

三代 信成

從五位下

能登守

享保十五年庚戌七月十四日逝去法隆寺承徳院殿葬海禪寺

四代 信胤

從五位下

左衛門佐

延享二年乙丑六月廿九日逝去法隆寺院殿

五代 信房

從五位下

飛騨守

寬政六年甲寅正月廿日逝去法隆寺院殿葬開善寺

六代 長教

從五位下

相模守

寬政十一年乙未三月十日逝去法隆寺長教院殿葬海禪寺

七代 長貴

從五位下

相模守

天保十一年庚子二月廿九日逝去法隆寺龍院殿葬海禪寺

八代 長守

從五位下

左衛門佐

明治三年東京府竹園被仰付同六年五月致仕同廿四年七月廿四  
日逝去法隆寺心源院殿葬海禪寺

九代 長育

正四位

東宮侍從

明治六年五月繼家督同十七年七月被授子爵同廿八年一月八日逝去神葬東京青山 當代勳一子明治廿八年三月繼家督

### ○舊丸岡藩主有馬家歷代系

初代 藤原清純

從五位下

初永純 周防守 左衛門佐

有馬左衛門佐康純男元祿八年五月初日就封元祿十五年壬午十  
二月十日逝去年五十九法隆寺院殿葬丸岡高岳寺

二代 一準

初直純 純壽

左衛門佐 左兵衛佐

清純長男寶曆七年丁巳八月廿日逝去年六十一法隆寺院殿葬  
本覺院

三代 孝純

吉太郎 純長 日向守

一準長男寶曆七年丁巳二月八日逝去年四十一法隆寺院殿葬  
高岳寺

四代 允純

初外吉 遠江守 左衛門佐

孝純八男明和九年壬辰九月二日逝去年廿六法隆寺院殿葬江  
戶本覺院

五代 譽純

從五位下

初大之進 左兵衛佐

允純長男天保七年丙申十月廿七日逝去年七十一法隆寺院殿葬  
本覺院

六代 德純

格次郎政隆 干之助 藏人

實純原遠江守政令弟天保八年丁酉八月廿二日逝去年三十四法  
隆寺院殿葬本覺院



七代 溫純 初純精 其太郎 日向守  
 實純祐長男安政二年乙卯四月廿五日逝去年二十七法證欽崇院殿葬高岳寺  
 八代 道純 知四郎 遠江守 四品 左兵衛佐  
 從三位子爵  
 實本多肥後守忠繼四男明治三十六年五月廿四日薨去神葬東京谷中 當代純文子明治四年九月移住東京

### ○舊鯖江藩主間部家歷代系

初代 藤原詮房 從四位侍從 越前守  
 間部刑部詮清男領知五萬石享保五年五月六日逝去年五十三法證淨院殿葬越後村上淨念寺  
 二代 詮言 下總守  
 享保九年甲辰八月十八日逝去年三十五法證瑞昌院殿葬江戶九品寺  
 三代 詮方 若狹守 丹後守  
 天明五年乙巳八月廿日逝去年七十七法證廣慶院殿葬九品寺  
 四代 方央 下總守  
 明和八年辛卯五月十日逝去年三十四法證究竟院殿葬九品寺  
 五代 詮茂 下總守  
 天明六年丙午六月三十日逝去年四十八法證西蓮院殿葬九品寺  
 六代 詮照 若狹守  
 文化九年壬申正月十八日逝去年四十二法證真鏡院殿葬鯖江萬慶寺  
 七代 詮允 主膳正  
 文化十一年甲戌七月十七日逝去年二十五法證馨香院殿葬萬慶寺  
 八代 詮勝 從四位侍從 下總守  
 號松堂  
 明治十七年十一月廿八日逝去年八十三法證顯妙院殿葬下總中山法華經寺

九代 詮實 安房守  
 文久三年癸亥十一月廿七日逝去年三十七法證修和院殿葬九品寺  
 十代 道 下總守  
 領知四萬石  
 任鯖江藩知事  
 明治廿五年四月六日逝去年四十法證靈光院殿葬九品寺  
 當代詮信子明治廿一年十一月為福井縣貫屬換

### ○舊府中(武生)邑主本多家歷代系

初代 藤原富正 從五位下 初 源四郎 志摩 伊豆守 改丹波守 昌長  
 本多重富長男祿四萬五千二百八十二石正保二年己丑八月十二日逝去年七十八法證普照院殿葬府中龍泉禪寺  
 二代 昌長 初 千菊 源四郎 內藏助  
 富正次男慶安二年己巳繼家祿四萬石寬文九年己酉五月廿一日逝去年五十六法證月心院殿葬龍泉禪寺  
 三代 長員 孫太郎  
 昌長四男寬文九年己酉六月廿八日繼家祿貞享三年一統半減為二萬石享保二年丁酉正月廿三日逝去年四十九法證護法院殿  
 四代 長教 朝次郎  
 實越前少將綱昌男元祿十二年己卯七月六日為養子享保二年三月十三日襲封同十三年戊申八月廿七日逝去年三十九法證眞乘院殿  
 五代 副 紹 初 富紹 萬之助 內藏助  
 長教長男享保十三年戊申十月十三日繼家祿安永九年庚子三月廿二日逝去年六十二法證玉關院殿  
 六代 副 充 長之丞 內藏助  
 副紹三男安永九年庚子五月九日繼家祿文政四年辛巳九月二日逝去年六十六法證聖壽院殿  
 七代 副 久 謙太郎 大藏 大隅  
 實副充兄副修男天明七年丁未二月為養子文政八年乙酉五月廿五日逝去年六十三法證龍音院殿  
 八代 副 昌 大藏 內藏助 號觀翁  
 副久次男文政四年辛巳十月十九日繼家祿元治元年甲子九月三十日逝去年七十一法證觀光院殿



九代 富 恭 廉之丞 丹波 内藏助  
 副昌次男安政三年丙辰四月十九日繼家督文久二年壬戌七月十九日逝去年四十一法證慈徳院殿  
 當代副元男文久三年五月繼家督

○伊藤家

○坦庵 宗恕  
 伊藤宗淳男仕福井藩爲儒官  
 寶永五年戊子八月廿四日辛  
 年八十六  
 法名坦庵宗恕元務居士葬京  
 都淨土宗大雲院

○舊福井藩儒家歷代系

平庵 温元恭又號龍洲  
 享保十年乙巳六月七日卒年  
 五十五元恭平庵居士  
 宜齋 元基 子崇又號龍洲  
 本姓清田氏嗣平庵後  
 寶曆五年乙亥三月十一日卒  
 年五十一眞譽龍洲諸應居士  
 錦里 緝君夏又號鳳陽莊治  
 安永元年壬辰三月九日卒六  
 十三德譽文恪宗玄居士  
 江村北海 授君錫天明八年二  
 月二日卒年七十八  
 葬京都堀川本願寺  
 出復興清田氏  
 清田僊叟

紫山 聖猷世典 明和九年辛卯二月廿四日歿譽世典諱玄居士  
 江亭 聖訓世葵 明和二年乙酉五月三日卒高譽世葵亮玄居士  
 君嶺 土善 榮吉  
 本姓鹽田氏嗣錦里後寬政八  
 年丙辰五月廿日卒年五十賢  
 譽文藻尙玄居士  
 以上葬大雲院  
 君水 雄之進  
 天保二年辛卯三月七日卒  
 正眞院道譽慈觀君水居士  
 葬福井清源寺  
 君泉 登美三郎  
 嘉永二年己酉二月十一日卒  
 贈光讓眞照玄居士  
 君山 友四郎 資  
 實君水弟明治二十三年六月九  
 日卒葬東京小石川智光寺

○清田家

○僊叟 詢 君錦  
 伊藤宜齋龍洲季子仕福井藩  
 爲儒官天明五年乙巳三月廿  
 三日卒年六十七法名秀譽孝  
 學賢利居士葬大雲院  
 龍川 勳 公績 謙藏  
 實江村北海三男文化八年辛  
 未十月九日卒年六十二法名  
 寂譽靜庵雪溪居士  
 松堂 裕 公粹 丹藏  
 嘉永三年庚戌二月十六日卒  
 法名元山恭譽讓光居士

○前田家

○葉庵 時敏 道通  
 濟世院法眼里庵男山崎開齋  
 門寶曆二年壬申十一月八日  
 卒法名理氣院葉庵時敏道通  
 居士葬福井淨土宗清源寺  
 鶴阜 誠 子立  
 寶曆五年乙亥十一月九日卒  
 年三十三  
 理覺院鶴阜顯峯居士  
 赤淵  
 寶曆九年己卯五月十日卒  
 理正院隨譽東順赤淵居士  
 雲洞 潤 士河  
 父朽木侯臣某友之通爲赤淵嗣  
 天保三年壬辰閏十一月二十日  
 卒年八十七  
 理光院梅譽眞白雲洞居士

梅洞 修 士業 彦次郎  
 安政三年丙辰七月十九日卒  
 年七十二理順院瑞譽文魁梅  
 洞居士  
 菊溪 道寬 彦之助  
 明治七年十月二十三日卒  
 明理院道譽包寬菊溪居士

○博物家傳統系

○印ノ外總テ越前人ニ非スト雖モ其博物(本草家)傳統ヲ示サンカ爲ニ此ニ載ス  
 理學士白井光太郎氏著日本博物學年表抄錄補記ス







七代 夏近舎草一

天井與三兵衛

八代 釣寂庵雨苜

栗屋八右衛門

九代 淡水亭圓意坊

隱雨舎仙也

天保八年丁酉四月廿九日卒享年五十七

天保八年乙酉二月九日卒享年六十四

萬延元年庚申正月廿日卒享年七十七

十代 皎月舎莪吹

其睡 多田其左衛門

十一代 金毛窟香夢

可雲 能勢一平

明治十二年四月十六日卒享年八十四

明治十二年八月三日卒享年六十四

十二代 若思園湖心

高低閑人 雪道 山川登

○福井市歷代

初代 時雨庵聲聲

祐阿坊

二代 雨後庵歸一坊

駒屋善右衛門

三代 蝸牛齋葵由

江守佐左衛門

寬政十一年己未正月廿七日卒享年八十

文政十年丁亥六月十五日卒享年六十

天保七年丙申十一月九日卒

四代 清幽亭鳥水

杉田作左衛門

五代 流和園孤隣坊

増田助右衛門

○福井市歷代(獅子門)

初代 二字亭綠山

李青 星聲 茶明庵李仙

二代 恒心舎暮山

中川惣右衛門

三代 白雲園應化

露二 細井取伯

天保七年丙申八月十一日卒享年七十二

天保三年壬辰三月十四日卒

弘化二年乙巳五月十九日卒

淨念院蓮譽飛生鷹化居士葬淨土宗蓮正寺

四代 二老庵松髯

兔島亭 露曉 太郎庵

五代 黃花園古麥

生田準内

明治十三年一月十一日卒

明治三十年一月十七日卒

單道院古麥歸元居士葬曹洞宗鎮徳寺

六代瑞草園學古爲文彦預

○福井市歷代(獅子門)

初代 皐月園蓬雨

孤雲坊 聽松庵 松花子

二代 聽鳥舎有恩坊

隣花

三代 白日亭孤帆

東郷平太夫

四代 翠竹洞歸右坊

竹洞園斗右 平岡軒歌雀仙

○福井市歷代(獅子門)

初代 四時庵暮江

川地權内

二代 松蔭舎曉蛾

三好久左衛門

三代 颯颯園白之坊

巴卿 飯塚百助

慶應二年丙寅三月廿九日卒

明治廿六年六月十六日卒享年九十一

四代 三上庵知秋

榎洞 富田長平

明治三十五年十一月十八日卒

三上院釋知秋居士

五代明喜庵羅翠繼其後



○丸岡町歴代

綿屋希因

○築笠庵梨一 高橋氏改 一紹

天明三年癸卯四月十八日卒

法名義笠庵梨一居士葬曹洞宗雲雲寺

菊庵八矢 山野田小平

寛政十年戊午十月六日卒

普光顯照居士葬淨土宗白道寺

時亭市立 津田吉右衛門

文化五年戊辰八月二日卒

松林院鐵眼其晴居士葬曹洞宗福聚寺

○初代 菴庵振 飯塚智右衛門

天保五年甲午五月十九日卒寓靖院律師

振振居士葬淨土宗本光院

古眼 半傳右衛門

嘉永五年壬子二月廿七日卒天樂古眼信

士葬淨土宗白道寺

波文舍三巴 池内嘉平

文久三年癸亥七月廿七日卒釋覺身信士

葬眞宗小黒村西光寺

楓庵邦山 有馬清太夫

慶應四年戊辰四月廿三日卒恭讓院

按玉邦山居士葬白道寺

挹露庵半瓶 林田半兵衛

明治十六年一月四日卒挹露庵清譽雲外

居士葬白道寺

波文舍東麟 池内作平

明治三十一年二月三日卒釋東麟信士

葬眞宗小黒村西光寺

十全代 大空庵瓦石 合屋文仲

明治三十八年八月十四日卒成美院大空瓦石居士葬雲雲寺

十一代時時亭松園繼其後

○武生町歴代(獅子門)

遊二坊

○初代 百花臺嵐枝 上坂某

寬延四年辛未四月卒

二代 點舍孤莖 村井道庵

寶曆十一年辛巳十二月卒

三代 青青觀可兮 藤山彌三左衛門

寛政九年丁巳十一月卒

四代 百練舍五中 貴志彦三郎

文化十二年乙亥四月卒

五代 鷲亭市紅 淺井權兵衛

文政四年辛巳十一月卒

六代 雪窓下素由 藤井某

七代 鷲亭市翠 淺井權兵衛

天保八年丁酉十二月卒

八代 玉洞居松軒 岩代某

天保十五年甲辰九月卒

九代 樂泌庵不妖 玉崎恭庵

嘉永二年乙酉六月卒

十代 桃桃庵等仙 長尾權左衛門

慶應元年乙丑五月卒

十一代 乾林居雙鶴 青木庄三郎

慶應元年乙丑三月卒

十二代 春麗庵鷗汀 増田策意

明治五年七月卒

十三代 殖松堂寬齋 淺井吉五郎

明治十四年九月卒

十四代 清泉亭龍圃 三好吉良平

明治六年九月卒

十五代 繡雲堂友壺 内田甚右衛門

明治廿三年七月卒

十六代 松翠庵甫香 淺井權兵衛

明治三十四年九月卒 十七代鶴壽園松亭繼其後

○武生町歴代(蕉風)

京都關更舎

○初代 蘭更庵東昇 佐々木五平

安政二年乙卯十月卒

二代 蘭更庵草波 金子茂右衛門

明治廿六年十一月卒

三代 蘭更庵藤亭 藤田文内

明治十六年三月卒

四代 蘭更庵蕉竹 山浦鳳一

明治四十二年五月卒



○武生町歴代

友左坊

○藏充閣良礎

皆川澤茶

二代 狩兮齋淇水

密藤策順

三代 逢水園五圭

澤崎歸厚

四代 綠庵和童

蒲生藤七郎

安政三年立机明治八年十二月五日卒

五代 一貫亭得水 佃 貢

明治三十六年一月十九日卒  
六代 秋香亭東畝繼其後

○武生町歴代

芭蕉堂蒼虬

○松月堂驢

北野嘉平

明治七年九月十七日卒

二代 有竹堂二雀

太田村小川松元

明治三十五年八月十九日卒  
三代 桂堂一止 四代 養浩亭淇石  
繼其後

○三國町歴代

遊二房

○斜雲舍昨遊

新保屋岸名惣助

二代 市虎庵播東

播磨屋佐兵衛

三代 綠雲園佐北

新庄屋伊左衛門

四代 夕陽觀巴浪

永正寺惠音

元文二年丁巳八月廿六日卒  
法名惠覺道智居士葬眞言宗  
瀧谷寺

寛保元年辛酉四月十八日卒

明和二年乙酉十二月六日卒

寶曆六年丙子五月十二日寂  
年四十六  
葬自院

五代 此水觀等佐

吉川太兵衛

六代 蓬萊樓紫山

島山和祐

七代 松松廬市隆

下關屋加藤利兵衛

寛政十一年己未正月廿九日  
卒享年七十三葬等佐葬淺水  
村眞宗本派淨照寺

文化五年戊辰六月十日卒  
卒葬紫山日輪葬日蓮宗妙  
海寺

寛政八年八月廿三日卒享年五十四  
釋淨榮信士葬眞宗本派西光寺

四代 陸芝

岡崎吉左衛門

五代 自謙

溝口久右衛門

六代 兔玉齋素乙

淨願寺花岡氏

天明六年丙午正月廿二日卒

寛政九年丁巳四月十八日卒

文化三年丙寅十二月十七日寂

七代 五風舍左鳴

淺田仁左衛門

八代 木訥齋素佛

奥村氏

九代 旭亭可朔

煙草屋新右衛門

十代 柳下亭鷺舟

布川安右衛門

十一代 夏登庵文士

夢屋平右衛門

嘉永六年癸巳十二月五日卒

天保七年丙申十二月十三日卒

安政五年戊午九月卒

明治元年戊辰七月六日卒

十二代 松下臺故井

田中宗次郎

十三代 聽松庵瑞芝

佐々木才平

十四代 孤庵一慶

紺屋原田庄吉郎

明治九年十二月十七日卒

明治十二年七月十七日卒

十五代 此水觀櫻水

十六代 齋觀合有峯繼其後

○金津町歴代(獅子門)

村瀬支考

○聲々庵東也

願泉寺有馬齋徳

二代 有隣庵我六

坂野藤右衛門

三代 珂雪庵二逐坊

正山六郎左衛門

享保六年辛丑正月朔日寂享年五十八  
法名齋徳信士葬自院

明和元年甲申七月廿八日卒享年六十四  
永信居士葬本庄村眞宗本派淨光寺

文化十一年甲戌正月廿六日卒享年七十  
香蓮院釋金齋齋齋居士葬眞宗安養院

四代 練々舍百丈

井代養俊

五代 一斗庵二瓢

久末實兵衛

六代 清隱齋二芳坊

正山玄春

文化四年丁卯九月三日卒享年五十五  
釋道四居士葬眞宗永宮寺

天保八年丁酉二月十五日卒享年九十三  
幸覺開法居士葬三國眞宗瀧谷寺

天保十年己亥八月廿五日卒享年七十四  
弘願齋釋基蓮齋居士葬眞宗安養院

系 嗣



七代 練々舎志丈 井代養瑠  
弘化三年丙午正月三日卒享年五十七  
釋行信居士葬眞宗大派永宮寺

八代 此樂庵此榮 遠藤八郎右衛門  
安政三年丙辰八月廿四日卒享年四十六  
釋超願居士葬眞宗本派善蓮寺

九代 練々舎志竹 井代養齋  
明治七年五月十六日卒享年六十七歲正  
院觀月湖道居士葬福井淨土宗法興寺

中興初代 松露庵由鉄 坂井太郎兵衛  
明治十七年二月廿五日卒享年六十六  
釋靜意居士葬永宮寺

三代 此中庵松翠 遠藤健三郎  
明治廿八年九月十一日卒享年六十二  
法名釋覺然居士葬眞宗本派善蓮寺  
四代不老庵壽山  
五代更科舎是秋繼其後

○粟田部村歷代(獅子門)

更左坊

初代 瑾理庵白起 飯田州平正信  
享和三癸亥二月十五日卒法名釋淨澄  
葬眞宗出雲路派善致寺

二代 陽復園冬樹 黒澤仁左衛門  
天保三壬辰十月廿四日卒享年七十七  
善阿居士葬眞宗本派福井眞宗寺

三代 向陽舎東和 黒澤仁左衛門  
明治六年十二月三十一日卒享年七十四  
善賢居士葬同寺

四代 杜鵑亭雨聲 酒井徳右衛門  
明治十五年十月十七日卒享年六十五  
釋道羅眞宗本派好善寺

五代 中巖窟壽仙 法幸治郎左衛門  
明治三十年十月廿八日卒享年八十法名壽仙  
六代羅浮園壽繼其後

○味間野村歷代(獅子門)

遠元坊

某 荻攝寺  
年中未詳

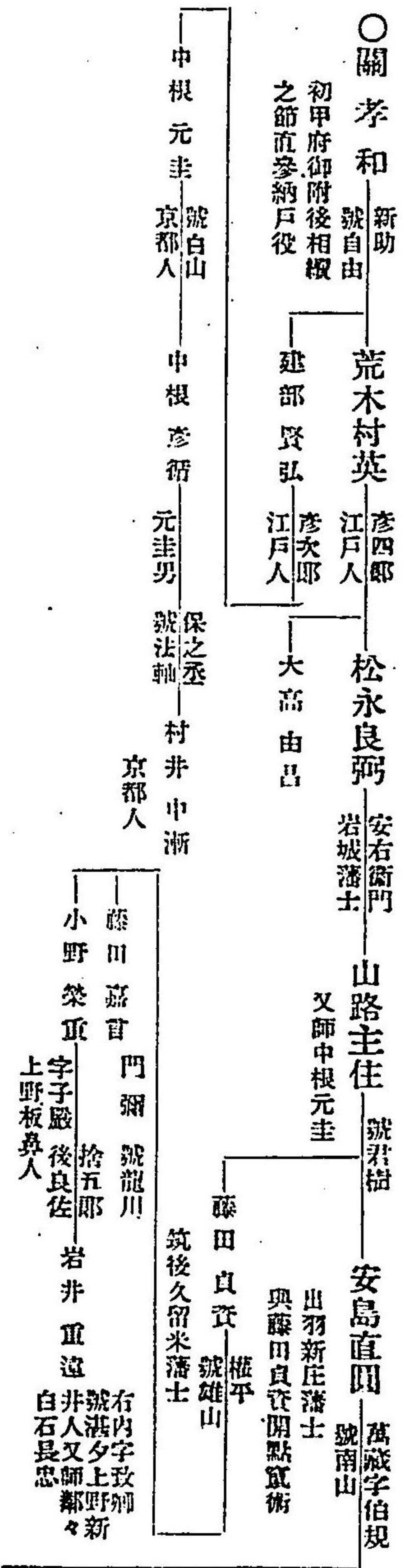
中興初代 會芳亭海濤 山家甚兵衛廣興  
明治十四年九月廿三日卒享年七十一  
法名知足院爲徳啓進居士葬同寺

二代 壺月舎夢一仙 水野貞庵  
明治廿八年九月五日卒享年七十二  
壺月舎夢仙居士葬眞宗池泉寶泉寺

三代 石龍庵弄花仙 伊吹文左衛門  
明治三十六年十二月廿四日卒享年七十五  
南壽院石龍東耕居士葬眞宗武生龍泉寺  
四代君風園梅溪繼其後

○關流數學傳系

○印ノ外越前人ニ非スト雖其傳系ヲ示ス尙數學部參照ヲ要ス









○高橋家

本姓石川後改高橋

○記内

元祿九年丙子九月十七日卒法名秋月淨盛信士  
葬天台宗四嚴寺

寶曆十年庚辰八月朔日卒阿山道照

文化六年己巳正月三日卒阿林成榮

文化六年己巳十月廿七日卒慈願悲願上座

文政四年辛巳四月十日卒實山淨運

記内

○假面工家歴代系

○印ハ越前ニ生レ棲江戸ニ住シテ子孫代々面打ノ業ヲ繼キタルモ維新後轉業セリ工藝部委照ヲ要ス

○出目家

初代

○吉滿 出目は閑 初助左衛門歸山

二代 滿 初助左衛門

三代 助左衛門

四代 喬 洞白 初名嘉兵衛

越前住人大野筑前守六代孫 豐臣秀吉公賜天下之一之號元和二年丙辰四月朔日卒年九十歲世稱大野出目

禁廷賜天下之一之號 承應元年壬辰年卒年七十五

一代不打假面

初爲滿永養子後從滿昌遂爲助左衛門養子正徳五年乙未九月初日卒年八十一

五代 矩 又滿昆 河水 初李之助

六代 檜 甫閑 初半藏

七代 庸 久 友水 飛恩 幼名李之助

八代 庸 吉 長雲 幼名李之助

享保十四年己酉六月十五日卒年六十六

寬延三年庚午八月八日卒年七十一

明和三年丙戌七月四日卒年五十一

安永三年癸巳九月十九日卒年三十一

九代 庸 隆 洞雲

文化十三年丙子七月廿六日卒年五十九

十代 庸 重 初助太郎

文政八年乙酉正月二十日卒

十一代 庸 壽 初李之進

明治五年十一月二十五日卒 法名嶺山道徹居士

十二代 素 久 初兵作 是水

明治三十六年六月廿五日卒 年六十一 法名嶺巖道光居士

○出目家

初代

○滿照 越前平泉寺三光坊切 出目二郎左衛門 初住越前府中新町

二代 則 滿 二郎左衛門 住越前

三代 秀 滿 (古源助) 常心坊 初源次郎 常慶 源助 越前南條郡安證寺住滿照則滿 秀滿世稱之越前出口

四代 元 休 滿 永 (古元休) 滿長 源助 初住京都後移住江戸 寛文十二年卒

五代 元 休 滿 茂 初源兵衛

享保四年卒

六代 元 休 滿 總 初休兵衛

寶曆八年卒

七代 滿 眞 初十八

八代 滿 志

○遠州流插花傳系

○印ノ外越前人ニ非スト雖此傳統ノ福井ニ來ルヲ示ス

祖先 ○孤蓬庵宗甫 小堀遠江守政一公

從五位下朝散大夫藤原政一法名宗甫大有居士正保四年丁亥二月六日卒年六十九

二世 不撰庵一甫 小堀權十郎正俊 東花園主人

三世 春秋軒一葉 小堀氏

四世 春艸庵一景 小堀氏

五世 春艸庵一枝 小堀氏

六世 如月庵一太坊 岡田馬文

七世 恣月庵一溪 杉浦雄藏

住江戸日本橋本原店天保六年乙未八月十九日卒年八十 五葬駒込迫分淨土宗願行寺 法名雲峯隨照信士

文久二年壬戌八月六日卒 葬淨土宗福井運正寺法名恣月院溪譽正藏居士 門人樹月庵一全嗣其後爲八世住東京麻布飯倉







○桃井幸若龍右衛門祖  
五郎右衛門  
住越前敦賀郡

安右衛門

三右衛門

龍右衛門

直堯

直純

安正 庄兵衛

常長 忠右衛門

正明

茂勝

忠兵衛

正信

一山全心

大永七年丁亥八月九日卒  
卒年五十七  
祥普全察

永祿四年辛酉五月  
七日卒年六十八  
一玄入道

寬永三年丙寅七月  
廿九日卒年六十八  
傳眞全滴

慶安二年己巳五月  
九日卒年七十  
山景全秀仕紀州藩

長氏

庄左衛門

長親 蜂屋家祖。如元

長元

慶安二年己巳三月廿九日卒年  
四十三德翁全碩仕紀州藩

貞享三年丙寅正月十九日卒  
年六十仕紀州藩

長明

天和三年癸亥閏九月廿七日卒  
享年四十七

貞享三年丙寅正月十九日卒  
年六十仕紀州藩

長明

寶永四年丁亥十二月十七日卒  
享年六十七正齋院休碩

○長德

橋本家祖

關兵衛 改橋本春庵 又玄貞 橋本系

寶永六年己丑五月十五日卒享年六十六法名深奧院玄貞

### ○古史人物部

益田繩手

稱德天皇天平神護元年三月丁未。越前國足羽郡人從五位下益田繩手。賜姓益田連。  
(續日本紀卷三十六)

大荒木臣忍山

十一年(寶)八月丙午。授越前國人從六位上大荒木臣忍山外從五位下。以運軍糧也。(同  
三十六)

秦人部武志麻呂

延曆二年秋七月癸巳。越前國人外正七位上秦人部武志麻呂。依請賜本姓車持。(同  
三十七)

坂上莉田麻呂

延曆四年冬十月。戊申。左京大夫右衛士督從三位坂上大宿禰莉田麻呂爲兼越前守。(同  
三十八)

同五年正月左京大夫從三位兼右衛士督下總守坂上大宿禰莉田麻呂薨。正四位上



犬養之子也。寶字中任。授刀少尉。八年惠美仲麻呂作逆。先遣其息訓儒麻呂。邀奪鈴印。蒞田麻呂與將曹壯鹿島足。共奉詔載馳射。訓儒麻呂而殺之。以功授從四位下。勳二等。賜大忌寸。補中衛少將兼甲斐守。語在廢帝紀。寶龜初加正四位下。出爲陸奥鎮守將軍。居無幾。徵入歷近衛員外中將丹波伊豫等國守。天應元年授正四位上。遷右衛士督。蒞田麻呂家世事弓馬善射。宿衛宮掖。歷事數朝。天皇寵遇優厚。別賜封五十戶。延曆四年授從三位。拜左京大夫。右衛士督。下總守如故。薨時年五十九。同三十九。

船木直安麻呂

十二年(曆延)冬十月庚戌。越前國人船木直安麻呂言父外從五位下馬養爲供公事。收米一千斛。而未遂其志。不幸早亡。伏望所收之物。供造宮料。亡父之情。泉壤有悅許之。

(類從國史七十八)

味真公御助麻呂

六年(和承)夏四月戊午。改越前國人造兵司正六位上。味真公御助麻呂本居。實附左京五條二坊。(續日本後紀八)

長谷連貞長

九年(和承)秋七月乙未。越前國人散位正六位上。長谷連貞長。同姓貞成等。改本居。實附左

京二條三坊。(同十二)

春日部雄繼

十四年(和承)八月丁未。越前國丹生郡人大學助教外從五位下。春日部雄繼等二人。刊部字。爲春日臣。兼除邊籍。實左京。(同十七)

生江臣氏緒

八年(觀)八月七日巳卯。越前國今立郡大領外正六位上。生江臣氏緒。授借外從五位下。以獻稻十萬束。充公用也。(三代實錄十三)

伊部造豐持

十五年(觀)十二月二日癸巳。越前國敦賀郡人右大史正六位上。伊部造豐持。賜姓飯高朝臣。卽改本居。實左京五條三坊。其先出自孝昭天皇皇子天足彥國押人命也。(同二十四)



# 越前人物志

上卷

福田源三郎著

## 天皇

### 男大迹天皇

越前三國  
坂中井

男大迹天皇御謚繼體天皇は更名は彦太尊譽田天皇神應五世の孫彦主人王の御子也、御母を振媛と云、活目天皇仁垂七世の孫也、彦主人王近江國高島郡三尾の別業より、使を越前三國の坂中井に遣して振媛を聘ひて以て妃と爲し、遂に天皇を産み玉ふ、天皇幼くまして父王薨ましき、振媛廻ち歎きて曰く、今遠く桑梓を離る、安くんぞ能く膝養するを得んやと高向に歸まして天皇を養ひ玉ふ、和名鈔に越前坂中井佐加乃井高向多加元古郡あり、神名式に見ゆ天皇壯大にして士を愛み賢を禮ひ意豁如に在す、越前國中部の泥水氾濫して民の苦しめるを憂ひ玉ひて三國に水門を拓鑿して足羽黒龍信露貴の三大川を疏通せしめ、又足羽庄の山に右の産る處を知

天皇



しめし之を掘らしめて民の業とし授け玉ふ足羽郡石谷山二名泊瀬天皇武崩りましぬ大伴金村大連議りて足仲彦天皇波國桑田郡に在ますを迎へ奉るに山寮に遁れて應じ玉はねば元年正月更に議りて男大迹王を三國に迎へ奉る兵仗肅整として前驅奄かに至る天皇晏如自若として胡床に跏坐し陪臣を齊列て既に帝の坐が如し持節の使等敬憚り心を傾け忠を盡さんとを冀ふ天皇意尙疑ひ玉ひて就き玉はず適河内馬飼首荒籠遙かに使を遣し具さに大臣大連等が迎へ奉るの本意を述べ遂に發して踐祚し玉はんと甲申に樟葉宮に行至玉ふ二月辛卯の朔大伴金村大連乃ち跪きて天子の鏡劍璽符を上つりて再拜す天皇謝て曰く民を子とし國を治むるは重き事なり寡人の不才を以ては稱ふに足らず請ふ慮を廻らし更に賢者を擇べ寡人は敢て之に當らじと大伴大連地に伏して固く請ふ天皇西に向ひて讓ること三たび南に向ひて讓ること再び大伴大連等皆曰く臣伏して計るに大王民をなせし國を治め玉ふに最も稱へり臣等宗廟社稷の爲に計ること敢て輕忽しからず幸に衆の願によりて乞ふ聽し納れ玉へ天皇曰く大臣大連將相諸臣みな寡人を推す敢て乖かじと乃ち璽符を受け是日位に即き玉ふ大伴金村を大連に許勢男人を大臣

に物部鹿火を大連と爲すこと故の如し大伴大連の奏請により手白香皇女を納れて皇后と爲し玉ひ神祇伯等を遣して神祇を敬祭り天皇の息を求めて民の望に答へ玉ふ遂に一男を生みます是を天國排開廣庭尊明と爲す則ち嫡子なり多年二兄宜安治めまして後に此尊天下を有めす戊辰に農業を勉むるの詔を下し癸酉に入妃を納れ玉ふ元妃を日子媛と云更名二子を生ます勾大兄皇子安隈高田皇子化是なり次妃を稚子媛と云大命皇子出雲皇女を生ます次に廣媛神前皇女茨田皇女馬來田皇女を生ます次に麻績娘子荳角皇女を生ます是伊勢大神祠に侍べり次を關媛と云茨田大郎皇女白坂活日姫皇女北野稚郎皇女を生めり次を倭媛と云大娘子皇女椀子皇子是三國公の先なり耳皇子赤姫皇女を生ます次を美媛と云稚綾姫皇女圓娘皇女厚皇子を生ます次を廣媛二男を生ます菟皇子と云ふ是酒人公の先なり中皇子是坂田公の先なり五年十月都を山背の筒城に遷す六年四月穗積臣押山を百濟に使せしむ十二月百濟使を遣して貢調す別に表して任那國上哆唎下哆唎娑陀牟婁の四縣を請ふ哆唎國守穗積臣押山奏して曰く此四縣は近く百濟に連り遠く日本を隔たり今百濟に賜ひて合せて四國と爲さば固存の策以て此に過ることなし然れども縦ひ賜ひて國を合す



るも後世猶危からん大伴大連之を奏す、適ち物部大連鹿火を宣勅使に宛つ、遂に疾と稱す是に於て使を改めて宣勅して四縣を賜ふ、勾皇子(安閑)之を知り驚き悔て令を改んと乃ち日鷹吉士を遣して改めて百濟の客に宣べしむれどもさかず遂に罷む、七年六月百濟姐彌文貴將軍洲利即爾將軍を遣し穗積臣押山に副へて五經博士段揚爾を貢つる、別に奏して曰く、伴跛の國臣が國己汝の地を略奪ふ請ふ本屬に還し玉へと、十一月朔朝廷に百濟の姐彌文貴將軍斯羅汝得至安羅辛已奚及び賁巴委佐伴跛既殿奚、及び竹汝至等を引列ねて恩勅を奉じて己汝帶沙を以て百濟國に賜ふ、是月伴跛國戡支を遣はして珍寶を献りて己汝の地を乞ふと雖も許さず、十二月辛巳朔詔して朕天緒を承て宗廟を保つを獲たれども兢兢業業、このごろ天下安靜に、海内清平、屢豊年を致して頻に國を饒さしむ慈なる哉、摩呂古朕が心を八方に示し、盛なる哉、勾大兄、吾が風を萬國に光らす、日本鬮鬮名天下に壇なり、秋津赫赫譽王畿に重し寶とする所は惟賢善を爲すを最も樂しとす、聖化茲に憑て遠く扇ぎ立功此に藉て長く懸れり、寔に汝の力宜しく春宮に處て朕を助け仁を施し、吾を冀け闕ちを補へと、九年二月甲戌朔百濟の使者文貴將軍等歸る、九月百濟使をして己汝の地を賜ふを謝す、別に五經博士漢高安茂を貢

つり請ふて段陽爾に代らしむ、百濟灼莫古將軍日本の斯那奴阿比多を遣はし高麗の使安定等に副へて來朝して好を結ぶ、十二年三月三日丙辰朔都を弟國に遷す、廿九年都を磐余の玉穗に遷す、二十一年六月筑紫の國造磐井陰かに叛逆を謀る、天皇大伴の大連金村物部鹿火許勢大臣男人等に詔して鹿鹿火大連に征せよと、親ら斧鉞を操りて授け玉ひて曰く、長門より以東は朕之を制せん、筑紫より以西は汝之を制せよと、廿二年鹿鹿火賊師磐井と筑紫の御井郡に交戦し、遂に磐井を斬りて疆場を定む、廿三年三月百濟王下哆唎國の守穗積押山臣に謂て曰く、朝貢の使者恒に島曲を避くることに風波に苦しみ、賫す處の物を濕す、請ふ多沙津を以て臣が朝貢の津路とせむと、押山臣之を奏す、是月物部伊勢連父根吉士老等を遣はして津を百濟王に賜ふ、是に於て加羅王勅使に謂て曰く、此津は官家を置きしより以來臣か朝貢の津涉たり、安んぞ隣國に賜ふことをせんやと、依て勅使等之を難かり大島に却還る、別に錄史を遣はして扶余に賜ふ、加羅即ち怨を生ず、是月近江の毛野臣を遣はして安羅に使ひす、四月任那王己能末多于岐來朝す、大伴大連金村に啓して曰く、夫海表の諸蕃胎中天皇内官家を置き玉ひしより本玉を棄てず其地を封せると實に故あり、今新羅を賜ふ所の封限に違ひて屢ば



境を越えて來り侵す、請ふ天皇に奏して臣が國を救助し玉へ、大伴大連乞に依て奏聞す、是月使を遣はし己能末多于岐を送り併せて任那にある近江の毛野臣に詔して奏する所を推問して疑を解かしむ、是に於て毛野臣二國の王を召集す、王時に使を遣して自ら來らず、毛野臣大に怒り之を責めて詔を傳へず、是に於て使者歸る、新羅王改めて其上臣を遣はして衆三千を率ゐて勅を聽んことを請ふ、毛野臣遙かに其兵仗の圍繞せるを見て、熊川より任那の己叱巴利城に入る、上臣伊叱夫禮智待つこと三月、頻りに勅を聽かん事を乞と雖も宣せず、上臣終に四村を抄掠して本國に入る、廿四年詔して曰く帝業を承くること茲に廿四年、今天下清泰穀稼實あるも驕を成さんことを恐る、故に廉節を擧げて大道を宣揚し鴻化を流通せしめよ、能官の事古へより難しとする處豈慎まざるべけんや云云、九月任那の使來つて毛野臣が政を聽くに懶く、恒に人を惱ますことを奏す、天皇人を使はして徵せども來らざるのみならず、百濟の兵を詐り討つて互に死傷多し、調吉士任那より歸朝して毛野臣が傲狠にして治體に順はず、竟に和解するとなしと奏す、故に目頼子を遣はして又徵召せられ毛野臣道對馬に到りて病歿す、廿五年二月天皇病甚し丁未に天皇磐余の玉穗宮に崩ります、時に寶算八十二冬

十二月丙申朔庚子に攝津國島下郡三島村太田の三島藍野の陵に葬りぬ

〔日本書紀〕 舍人親王等編 原英文

上宮御  
系解に汗  
斯王

八年冬十  
二月巳亥

元年春正  
月

男大迹天皇は更名は彦太尊譽田天皇(神應)五世の孫彦彦主人王の子なり母を振媛と曰ふ、振媛は活目天皇(仁垂)七世の孫也、天皇の父、振媛が顔容殊妙甚だ嫩色有とを聞きたまひて、近江國の高島郡三尾の別業より使を遣はして三國の坂中井に聘ひて以て妃と爲し玉ふ、遂に天皇を産みます、天皇幼くまして父王薨ましき、振媛廻ち歎きて曰く妾今遠く桑梓を離る、安ぞ能く膝養ことを得ん、高向に歸寧して天皇を養ひ奉らん、天皇壯大にして、士を愛み賢を禮ひ、意豁如に在す、天皇年五十七歳の時小泊瀬天皇(武崩)崩ましぬ、元より男女無く繼嗣を絶つ可し、大伴金村大連議りて曰く、方今絶て繼嗣無し、天下何所にか心を繋がん、古より今まで禍斯に由りて起れり、今足仲彦天皇(仲彦)五世の孫倭彦王丹波の國の桑田郡に在ます、請ふ試みに兵仗を設けて乘輿を夾み衛りて、就きて迎へ奉り、立て、人主と爲しまつらむ、大臣大連等一に皆隨ふ、迎へ奉ること計の如くす、是に於て倭彦王はるかに迎の兵を望み、懼然、色を失ひて、仍て山竪に遁れ、詣む所を知らず、元年春正月辛酉の朔甲子に大伴大連金村大連更に籌議て曰く、男大



必然自若

迹の王性慈仁孝順、天緒を承つ可し、冀くば慇懃に勸進て帝業を紹隆よ、物部鹿火の  
 大連、許勢の男、人大臣等、僉曰く、枝孫を妙簡に賢者は唯男大迹の王也、丙寅、  
 臣連等を遣して節を持って以て法駕を備へ、三國に迎へ奉る、夾み衛る兵仗肅  
 整、容儀警蹕、前驅奄然して至る、是に於て男大迹天皇晏然自若として、胡床に踞  
 坐す、陪臣を齊列て既に帝の坐か如し、持節の使者是に由て敬憚、心を傾け命を  
 委て忠を盡さんことを冀ふ、然るに天皇意裏に尙疑玉ひ久うして就れず、適に  
 知れる河内馬飼の首荒籠密に使を遣し奉り、具に大臣大連等が本意を迎へ奉  
 る所以を述べ、留ること二日三夜、遂に發し乃ち喟然として嘆して曰く、懿哉鳥  
 飼首汝若し使を遣して來り告ること無らましかば殆んど天下に取盍なまし  
 世云ふ貴賤を論ふ勿れ、但其心を重ずと云は蓋し荒籠の謂乎、踐祚し玉ふに至  
 るに及びて厚く荒籠に寵待を加ふ、甲申に天皇樟葉宮に行至たまふ、二月辛卯  
 の朔甲午に大伴金村の大連乃ち跪きて天子の鏡劍璽符を上りて再拜す、男大  
 迹天皇謝びて曰く、民を子とし國を治むるは重事なり、寡人不才を以て稱ふに  
 足らず、願はくば請ふ慮を廻らして賢者を選べ、寡人は敢て當らじ、大伴大連地  
 に伏して固く請ふ、男大迹天皇西に向ひて讓ること三たび、南に向ひて讓ること

樟葉宮に行玉ふ

三種は白髪部、舎人白髪部、供膳白髪部、物部

と再び、大伴大連等皆曰く、臣伏して計るに、大王民を子とし國を治め玉ふに、最  
 も稱へり、臣等宗廟社稷の爲に計ること敢て輕忽しからず、幸ひに衆の願ひに  
 藉りて、乞ふ聽し納れたまへ、男大迹天皇の曰く、大臣大連將相諸臣咸寡人を推  
 す、寡人敢て乖かじとのたまひて乃ち璽符を受け玉ひ、是日天皇の位に即き玉  
 ふ、大伴金村大連を大連を爲し、許勢の男、人大臣を大臣と爲し、物部鹿鹿火大連  
 を大連と爲すと並ひに故の如し、是を以て大臣大連等おのゝ職位のまゝに  
 す、庚子に大伴大連奏し請ひて曰く、臣聞く前王の世を幸むるや、維城の固めに  
 非ざれば以て其乾坤を鎮むること無し、掖庭の親びに非ざれば以てその跌勢  
 を繼ぐこと無し、是故に白髮天皇清寧嗣無く、臣が祖父大連室屋を遣はして、州  
 毎に三種の白髪部を安置して以て後世の名を留めしむ、嗟夫、愴まざる可けんや、  
 請ふ手、白香皇女を立て、納れて皇后と爲し玉ひ、神祇伯等を遣はして神祇を敬  
 ひ祭りて天皇の息を求めて、允に民の望みに答へたまへと、天皇の曰く、可矣、三  
 月庚申朔に詔りて曰く、神祇に主乏しかる可らず、宇宙に君無かる可らず、天よ  
 り黎庶を生み樹つるに、元首を以てし、助け養ふことを司らしめ、性命を全から  
 しむ、大連朕が息無きことを憂ひ、誠款を披きて以て國家に世々忠を盡す、豈唯



朕日のみならんや、宜しく禮儀を備へて手白香皇女を迎へ奉るべし、甲子に皇  
 后手白香皇女を立て内に脩教せしむ、遂に一男を生みます、是を天國排開廣庭  
 (尊欽明)と爲す、是れ嫡子にして、多年二兄宣化治して後にその天下を有しめす、  
 戊辰に詔りて曰く、朕聞く士當年に耕さざることあらば、則ち天下其飢を受る  
 ことあり、女當年に績まざることあらば、其寒を受くることあり、故に帝王躬ら  
 耕して農業を勸め、后妃親ら蠶ひて菜序を勉玉ふ、况や厥百寮より萬族に暨ま  
 て農民を廢棄して殷富に至らむや、有司普く天下に告て朕が懷を識しめよ、癸  
 酉八妃を納れ玉ふ、八妃前後有と雖、此に癸酉に納ると曰は、天位に即、其元妃尾  
 張連草香が女を目子媛といふ、更名二子を生みます、皆天の下を有す、其一を勾  
 大兄皇子といふ、是を廣國排武金日尊と爲す、其二を杓限高田皇子と云、是を  
 武小廣國排盾尊と爲す、次の妃三尾の角折君の妹を稚子媛と曰ふ、大郎皇子  
 と出雲皇女とを生みます、次に坂田の大跨王の女を廣媛と曰ふ、三女を生みます、  
 長を神前皇女と曰ひ、仲を茨田皇女と曰ひ、少を馬來田皇女と曰ふ、次に息長眞  
 手王の女を麻績娘と曰ふ、豈角皇女を生みます、是伊勢大神の祠に侍べり、次に  
 茨田連小望女と云、妹關媛と曰ふ、三女を生みます、長を茨田大郎皇女と曰ひ、仲

を白坂活日姫皇女と曰ひ、少を北野稚郎皇女と曰ふ、石媛長次に三尾君堅城女  
 を倭媛と曰ふ、二男二女を生みます、其一を大娘子皇女と曰ひ、其二を椀子皇子  
 と曰ふ、是三國公の先なり、其三を耳皇子と曰ふ、其四を赤姫皇女と曰ふ、次に和  
 珥臣河内の女を茂媛と曰ふ、一男二女を生みます、其一を稚綾姫皇女と曰ひ、其  
 二を圓娘皇女と云ひ、其三を厚皇子と曰ふ、次に根王の女を廣媛と曰ふ、二男を  
 生みます、長を菟皇子と曰ふ、是酒人公の先なり、少を中皇子と曰ふ、これ坂田公  
 の先なり、是年大歲丁亥 二年の冬十月辛亥の朔癸丑に小泊瀬稚鶴天皇(武  
 烈天皇)を傍丘の盤杯丘の陵に葬りまつる、十二月南海中の耽羅の人初めて百  
 濟の國に通ふ、三年春二月使を百濟に遣はす、任那日本縣の邑に在る百濟の  
 百姓の逃げて貫絶え三四世なる者を括き、並びに百濟に遷し、貫に附くなり、  
 五年の冬十月都を山背の筒城に遷す、六年の夏四月辛酉の朔丙寅に穗積臣  
 押山を百濟に使せしむ、仍て筑紫の國の馬四十四匹を賜ふ、冬十二月百濟使を遣  
 はして貢調す、別に表して任那國上唎下唎娑陀牟婁の四縣を請ふ、唎國  
 守穗積臣押山奏して曰く、此四縣は近く百濟に連り、遠く日本を隔たり、且暮通  
 ひ易く、鷄犬別ち難し、今百濟に賜ひて、合せて同國と爲さば、固存の策以て此に



物部の妻  
切諫す

勾大兄皇  
子令を改  
めんとす

過ること無けん、然れとも縦ひ賜ひて國を合するも、後世に猶危からん、况んや異場と爲しては、幾年か能く守らむ、大伴大連金村具に是言を得て、謨を同しくして奏す、廼ち物部大連鹿鹿火を以て宣勅使に宛つ、物部大連難波の館を發向して勅を百濟の客に宣べんと欲す、其妻固く要めて曰く、夫れ住吉の神初め海の表の金銀の國高麗百濟新羅任那等を以て、胎中譽田天皇(應神)に授祀れり、故に大后氣長足姬尊(神功)と大臣武内宿禰と國毎に初めて官家を置きて、海表の蕃屏と爲して其來ること尙し、抑由あり、縦し割きて他に賜はゞ本の區域に違ひなむ、綿世の刺詎ぞ口に離れん、大連報へて曰く、教示理に合へども恐らくは天勅に背きまつらんことを、其妻切諫して云く、疾と稱して宣ること莫れ、大連諫に依ひぬ、是に由て使を改めて宣勅す、賜物並びに制旨を付して表のまゝに任那の四縣を賜ふ、大兄皇子前に事に縁て國を賜ふことを聞かざる有りて、晚く宣勅を知り、驚き悔て令を改めんと欲して曰く、胎中之帝より官家の國を置けり、蕃の乞に隨ひ、輒く示し賜はんやと、乃ち口應吉士を遣はして、改めて百濟の客に宣べしむ、使者答へて啓く、父の天皇便宜を圖りて勅り賜ふこと既に畢りぬ、子皇子豈帝の勅に違ひて妄に改めて令はんや、必ず是れ虚ならん、縦し是

五經博士  
段福爾來  
伴波國已  
汝を略奪  
す  
勾大兄皇  
子令を改  
めんとす  
聖然の藻  
唱

れ實なるも杖の大頭を持って打と杖の小頭を持って打つその痛きこと孰與ぞやと、遂に罷みぬ、或は流言有りて曰く、大伴大連と哆唎國の守穂積臣押山と百濟の賂を受けぬと、七年夏六月百濟姐彌文貴將軍洲利即爾將軍を遣はし穂積臣押山に副へて五經博士段揚爾を貢る、別に奏して曰く、伴波國臣が國已汝の地を略奪ふ、伏して請ふ天恩判りて本屬に還したまへ、秋八月癸未朔百濟太子淳陀薨す、九月勾大兄皇子親ら春日皇女を聘す、是に於て月夜清談して覺えず、天曉けぬ、聖然の藻忽ちに言に形はれ、乃ち口唱して曰く、  
 野施羅俱備 國八島 都磨磨 祁寄泥底 兼 播磨比能 嗜寄須 我能俱備 國春日俱備  
 施謎鳴 女阿喇等 积积底 有與慮志 謎鳴宜 阿喇等 积积底 芥紀佐 俱備 伊陀  
 圖鳴 檢板 飲斯 昆羅 积积 開押 倭列 以梨 魔志 我入 阿都 圖喇 都磨 怒喇 脚摩 絕底 魔俱  
 羅圖 喇 都磨 怒喇 細底 伊慕 我提 嗚 妹 倭例 爾 魔 柯 施 每 倭 我 提 嗚 磨 吾 令 摩  
 伊慕 爾 魔 柯 施 每 磨 左 乘 逗 羅 多 多 企 阿 藏 播 梨 手 把 木 葛 矢 自 矩 矢 盧 噴 于 魔 伊  
 彌 失 度 爾 熱 發 爾 播 都 等 喇 庭 柯 稽 播 離 俱 離 梨 鳴 奴 都 等 喇 野 积 蟻 矢 播 等 余 武  
 難 婆 細 稽 矩 謨 伊 麻 那 以 幡 繻 底 未 阿 開 爾 啓 梨 倭 蟻 慕 明 吾 妃 和 唱 して 曰 く  
 昔 母 喇 矩 能 來 簸 都 細 能 智 婆 庚 河 泊 那 峨 例 俱 屢 馱 開 能 伊 矩 美 娜 開 組 流 來 竹 余



襄開竹節漢等陸鳴磨方本等備都俱唎須衛陸鳴磨方未府曳備都俱利府企健須  
 吹鳴美母盧我紆陪備能朋梨陀致倭我彌細磨三諸上丹都奴娑播符以籙例能  
 伊開能盤余池美健矢馱符紆鳴護紆陪備堤堤那體矩野須美矢矢出噴八四魚上  
 倭我於朋枳美能於慶細慶娑佐羅能美於寢能小紋御帶武須彌陀例垂馱例  
 夜矢比等母人紆陪備泥堤那體矩上出

己汝帶沙賜ふ百濟に

天下安靜

聖化玄功 春日皇女の異常

冬十一月朔乙卯に朝廷に百濟の姐彌文貴將軍斯羅汝得至、安羅辛巳癸及び貴  
 巴委佐伴跋既殿奚及び竹汝至等を引列て恩勅を奉て己汝帶沙を以て百濟國  
 に賜ふ、是月伴跋國戡支を遣はして珍寶を献りて、己汝の地を乞ふ、終に國を賜  
 はらず、十二月辛巳朔戊子に詔して曰く、朕天緒を承けて宗廟を保つを獲たれ  
 ども兢々業々間者天下安靜に海内清平、屢豊年を致して、頻に國を饒はさしむ  
 懿なる哉、靡呂古朕が心を八方に示し、盛なる哉、勾大兄、吾風を萬國に光らす日  
 本皇々名天下に擅なり、秋津赫々譽王畿に重し、寶とする所は惟賢善を爲すを  
 最も樂しとす、聖化茲に憑て遠く扇ぎ、玄功此に藉て長く懸れり、寔に汝の力、宜  
 しく春宮に處て朕を助け仁を施し、吾を翼け闕を補へ、八年春正月太子の妃春  
 日皇女晨朝に晏く出て、常より異なる有り、太子意に疑ひて殿に入りて妃を

匣布の屯 倉敷の妃に 賜ふに 伴跋新羅 に返さる

物部連 師部連 五百連 江率師部連 帶沙

見たまふ、床に臥して涕泣、惋痛て自ら勝ふること能はず、太子怪み問ひて曰く、  
 今日涕泣すること何の恨みあるか、妃の曰く、餘事にあらず、唯妾の悲しむ所は、  
 飛天の鳥も兒を愛善するが爲めに巢を樹嶺に作るは其愛深きなり、伏地の蟲  
 も子を護衛するが爲めに土中に窟を作るは其護厚きなり、乃ち人に至りて豈  
 に慮なきことを得んや、嗣無きの恨方に太子に鍾れり、妾が名も隨て絶えん、是  
 に於て太子感痛して天皇に奏したまふ、詔して曰く、朕が子麻呂子汝が妃の詞  
 深く理に稱へり、安んぞ空しくして慰むること無きを得んや、宜しく匣布の屯  
 倉を賜ひて妃の名を萬代に表すべし、三月伴跋城を子吞帶沙に築き、滿奚に連  
 ねて烽候邸閣を置き、以て日本に備ふ、復城を爾列比麻須比に築きて、麻且奚推  
 封に緝す、士卒兵器を聚め、以て新羅に逼る、子女を驅略して、村邑を剝掠す、凶勢  
 の加ふる所罕に遺類有り、暴虐奢侈、惱害侵凌、誅殺尤も多し、九年春二月甲戌  
 朔丁丑に百濟の使者文貴將軍等罷らんと請ふ、仍て勅して物部連を副へて之  
 を罷歸す、是月沙都島に到りて、傳へ聞く伴跋の人恨を懷き、毒を銜み、強を恃み  
 虐を縦にす、故に物部連舟師五百を率て、直ちに帶沙の江に詣る、文貴將軍新羅  
 より去く、夏四月物部連帶沙の江に於て停住すること六日、伴跋師を興して往



伴波師を  
興す

五經博士  
の交代

都を弟國  
に遷す

都を磐余  
の玉穂に  
遷す

近江毛野  
臣軍を率  
往任那に  
往ん

磐井軍を  
遮る

て伐ち、衣裳を遁脱て所資を劫掠て、盡く帷幕を燒く、物部連怖畏して逃遁す、僅に身命を存して汝羅羅に泊る、名馬十年夏五月に百濟前部木劬不麻甲背を遣はして物部連等を己汝に迎へ、勞ひ而して引導て國に入る、群臣各衣裳斧鐵帛布を出して國物を助加へて朝廷に積み置く、慰問慰勲にして、賞祿節に優なり、秋九月百濟州利即次將軍を遣はして、物部連に副へて來りて己汝の地を賜ふことを謝す、別に五經博士漢高安茂を貢りて、博士段陽爾に代へんことを請ふ、請の依に代らしむ、戊寅に百濟灼莫古將軍日本の斯那奴阿比多を遣はし高麗の使安定等に副へて來朝して好を結ぶ、十二年春三月丙辰朔甲子都を弟國に遷す、十七年夏五月百濟國王武寧薨す、十八年春正月百濟太子明位に即く、二十年秋九月丁酉朔己酉に都を磐余の玉穂に遷す、二十一年夏六月壬辰朔甲午に近江の毛野臣衆六萬を率て任那に往て新羅に破られたる南加羅隊己吞を復興し、任那に合せんと欲す、是に於て筑紫の國造磐井陰に叛逆を謀りて猶豫年を経ぬ、事の成り難きを恐れて、恒に間隙を伺ふ、新羅是れを知り、密に貨賂を磐井に行て毛野臣の軍を防遏せんことを勸む、是に於て磐井火豊の二國に掩ひ據り修職しめず、外は海路を遶へ、高麗百濟新羅任那等國の年貢職船を誘致し、内

磐井反す

は任那に遣はす毛野臣の軍を遮り、亂語揚言して曰く、今使者たるも昔は吾伴にして肩を摩り肘を觸れ、共器にて同食せり、安んぞ率爾に使と爲り余をして備が前に自伏しむるを得んや、遂に戰ひて受けず、驕りて自ら矜る、是を以て毛野臣乃ち防遏れて、中途に淹滯す、天皇、大伴大連金村、物部大連鹿鹿火、許勢大臣、男人等に詔りて曰く、筑紫の磐井反さ西戎の地を掩ひ有つ、今誰か將たる可き者ぞ、大伴大連等僉曰く、正直仁勇兵事に通ずるは今鹿鹿火の右に出る者無し、天皇曰く、可し、秋八月辛卯朔に詔りて曰く、咨大連惟れ茲の磐井率はず汝徂て征せよ、物部鹿鹿火大連再拜して言く、嗟夫、磐井は西戎の奸猾なり、川の阻しさを負みて庭らず、山の嶮しさに憑りて亂を稱ぐ、敗徳道に反さ侮慢自ら賢とす、在昔道臣より爰に室屋に及びて、帝を助けて民を塗炭に拯ふこと彼も此も一時なり、唯天の賛けたまふ所、臣が恒に重ずる所なり、能く伐たざらんや、詔りて曰く、良將の軍なり、恩を施して惠を推し、己を怒りて人を治む、攻むること河の決するが如く、戰ふこと風の發が如し、重ねて詔りて曰く、大將は民の司命なり、社稷存亡是に於てか、在り、勗めよや、恭しみて天爵を行へ、天皇親ら斧鉞を操りて大連に授けて曰く、長門より以東は朕之を制せん、筑紫より以西は汝之を制



鹿鹿火賊  
師磐井を討つ

百濟加羅  
の多沙津を請ふ

加羅新羅  
に結んで日本を怨む

よ、賞罰を専行し、頻に奏を煩はすこと勿れ、二十二年冬十一月甲寅朔甲子に大將軍物部大連鹿鹿火親ら賊師磐井と筑紫の御井郡に交戦す、旗鼓相望み埃塵相接せり、機を兩陣の間に決して萬死の地を避けず、遂に磐井を斬りて、疆場を定む、十二月に筑紫君葛子父に坐りて誅せられんことを恐れて糟屋の屯倉を献し死罪を贖はんことを求む、二十三年の春三月、百濟王下哆唎國の守穂積の押山臣に謂つて曰く、夫れ朝貢の使者つねに島曲を避ることに毎に風波に苦しむ、茲に因て賚らす所を濕ほし、全く壞ひて無色、請ふ加羅の多沙津を以て臣が朝貢の津路と爲さんことを、是を以て押山臣爲めに聞奏す、是月物部伊勢連父根吉士老等を遣はして、津を以て百濟王に賜ふ、是に於て加羅王勅使に謂つて云く、此津は官家を置きしより以來、臣が朝貢の津涉たり、安んぞ輒く改めて隣國に賜ふことを得ん、元封地に違かふ、勅使父根等斯に因りて以て面賜ふを難かり、大島に却還る、別に録史を遣はして扶余に賜ふ、是に由つて加羅儻を新羅に結んで怨を日本に生ず、加羅王新羅王の女を娶りて遂に兒息あり、新羅初めて女を送る時、并せて百人を遣はし、女の従と爲す、受けて諸縣に散置して新羅の衣冠を着せしむ、阿利斯等その服を變ふるを噴りて、使を遣はして徴し還

毛野臣安  
羅に使す

任那王來  
朝す

す、新羅大に羞て饒つて女を還さんと欲す、曰く前に汝の聘を承けて、吾便ち許婚せり、而して今斯の如し請ふ王の女を還せ、加羅の己富利知伽報へて云ふ、夫婦を配合して安ぞ更に離るゝことを得ん、亦息兒あり、之を棄て何くに往かん、遂に經る所に於て刀伽古跛布那宇羅の三城を抜き、亦北境の五城を抜き、是月近江の毛野臣を遣はし、安羅に使ひす、勅して新羅を勸めて更に南加羅咏己吞を建つ、百濟將軍君貴麻那甲背麻鹵等を遣はして安羅に赴き、詔勅を聽かしむ、新羅蕃國の官家を破れるを恐れて大人を遣はさずして、夫智奈麻禮奚奈麻禮等を遣はして安羅に赴き、式て詔勅を聽かしむ、是に於て安羅新たに高堂を起し、勅使を引昇す、國主後に隨ひ階に昇る國內の大人昇堂に預かる者一二、百濟の使者將軍君等堂下に在ること、凡て數月、再三堂上に謨謀す、將軍君等庭に在ることを恨む、夏四月壬午朔戊子に任那王己能未多于岐來朝す、大伴大連金村に啓して曰く、夫れ海表の諸蕃胎中天皇神內官家を置きたまひしより、本王を棄てず、其地を封せること良に以有り、今新羅を賜ふ所の封限に違ひて、數ば境を越えて以て來り侵す、請ふ天皇に奏して臣が國を救助したまへ、大伴大連乞に依て奏聞す、是月使を遣はし己能未多于岐を送り、并せて任那に在る近江の



毛野臣二  
國の王自  
ら來らざ  
るを怒る

毛野臣に詔して奏する所を推問し相疑を和解せしむ、是に於て毛野臣熊川に  
 次し、一本に任那の久新羅百濟二國の王を召集す、新羅王の佐利遲、久遲布禮を  
 遣はし、百濟恩率彌騰利を遣はし、毛野臣の處に赴集ひ、二王自ら來參せず、毛野  
 臣大に怒つて二國の使を責問して云ふ、小を以て大に事ふること天の道也、何  
 が故に二國の王躬ら來集して天皇の勅を受けざる、輕しく使を遣はせるや、今  
 縱汝が王自ら來つて勅を聞くも吾肯て勅せじ、必らず逐退さむ、久遲布禮、恩率  
 彌騰利心懷に怖畏し各歸つて王を召ぶ、是に由て新羅改めて其上臣伊叱夫禮  
 智于岐を遣はして衆三千を率ゐて勅を聽かんことを請ふ、毛野臣遙かに兵仗  
 圍繞の衆數千人を見、熊川より任那の己叱己利城に入る、伊叱夫禮智于岐多多  
 羅の原に次し、敢て歸らず、待つこと三月、頻に勅を聽かんことと請ふ、終に肯て  
 宣せず、伊叱夫禮智が將ゐる所の士卒等聚落に於て食を乞ふもの、毛野臣の儻  
 人河内の馬飼首御狩に相過れり、御狩他の門に入り隠れ、乞者の過るを待ちて  
 手を捲りて遙かに撃つまねす、乞者見て云ふ、謹て三月を待ちて勅旨を聞かん  
 と行めども尙肯て宣せず、聽勅使を惱す、乃ち欺誑て上臣を誅戮せんことを知  
 りぬ、乃ち所見を以て具に上臣に述べ、上臣四村金寶背成を抄掠し、盡く人物を

毛野臣政  
むを頼

將ゐて其本國に入りぬ、或は曰ふ多多羅等四村の掠められしは毛野臣の過ち  
 なりと、秋九月巨勢男人大臣薨ず、二十四年二月丁未朔に詔りて曰く、磐余彦之  
 帝神武水間城の玉崇神より皆博物の臣明哲の佐に頼りたまふ故に道臣諷を  
 陳べて神日本以て盛に大彥略を申べて膽瓊殖用ゐて隆なり、繼體の君に及ん  
 て中興の功を立てんと欲するもの曷んぞ嘗て賢哲の謨謀に頼らざらんや、爰  
 に降りて小泊瀬天皇の天下に王たるや、幸に前聖に承く、隆乎日久しく、俗漸く  
 蔽はれて寤めず、政浸くに衰へて改めず、但其人の各類を以て進むことを須つ、  
 大略ある者は其短とする所を問はず、高才ある者は其失つ所を非らず、故に宗  
 廟に護奉して社祿を危めず、是に由て之を觀れば、豈に明佐に非らずや、朕帝業  
 を承くること今に二十四年、天下清泰にして内外虞無し、土脉膏腴、穀稼實有り、  
 竊に元元斯に由て俗を生し、此に藉りて驕を成さんことを恐る、故に人をして  
 廉節を擧げて大道を宣揚し、鴻化を流通せしめよ、能官のこと古より難しと爲  
 す、爰に朕が身に暨びて豈に愼まざらんや、秋九月任那の使奏して云く、毛野臣  
 遂に久斯牟羅に於て舍宅を起造し淹留すること二歳、政を聽くに懶し、爰を以  
 て日本人任那人と頻に兒息を以て諍訟すること決し難く、元より能く判する



こと無し、毛野臣樂みて誓湯を置て曰く、實ならん者は爛れず、虚ならん者は必ず爛れん、是を以て湯に投じて爛死する者衆し、また吉備韓子日本入蕃女を娶す那多利斯布利を殺す、恒に人民を惱まして終に和解すること無し、是に於て天皇其行状を開きたまひ人を遣はして徵入したまふ、而して肯て來らず、ひそかに河内の母樹まきの馬飼首御狩を以て京に詣らしめ、奏して曰く、臣未だ勅旨を成さず、京郷に還入せば勞往て虚しく歸るなり、慚慙安んぞ措かん、伏して願はくば陛下國命を成すことを待ちたまへ、朝に入りて罪を謝しまつらん、使を奉じて後更に自ら諷りて曰く、其調吉士みつきしは亦是皇華みくにの使なり、若し吾に先ちて歸り實に依て奏聞せば、吾の罪必ず重かるべしと、乃ち調吉士を遣はし衆を率ゐて伊斯积牟羅いしきむらの城を守らしむ、阿利斯等其細碎事を爲して期する所を務めざるを知り、頻に歸朝を勸む、尙還るを聽かず、是に由て悉く行迹を知て心に齟背を生ず、乃ち久禮斯已母くれしこもを遣はして新羅に使して兵を請ひ、奴須久利をして百濟に使し兵を請はしむ、毛野臣百濟の兵來ると聞て背評へいひやうに迎へ討つ、傷き死するもの半ばなり、百濟則ち奴須久利を捉へて柁械枷鎖せうがしして新羅と共に城を圍む、阿利斯等を責め罵りて曰く、毛野臣を出すべし、毛野臣城に嬰りて自ら固む、

毛野臣の末期

勢ひ擒にすべからず、是に於て二國、便地を圖度て淹留すること弦晦、城を築きて還る、號けて久禮牟羅城と曰ふ、還る時に觸路ふれぢ勝利积牟羅、布那牟羅、牟羅、阿夫羅、久知波多积の五城を抜く、冬十月調吉士任那より至て奏して言はく、毛野臣人と爲り傲狼治體に閑はず、竟に和解すること無し、加羅を擾亂し、又倂あは儼意に任せて患を防がず、故に目頼子を遣はして徵召す、是歲毛野臣召されて對馬に到り疾に逢て死す、送葬するや河の尋にて近江に入る、其の妻歌ひて曰く、

比羅ひら駕か歌か諭ゆ由ゆ方かた輔すけ曳ひ輔すけ积つ能の朋とも樓むら上かみ吹ふ 阿あ荷か美み能の野の江え體たい那な能の倭わ俱く吾わが伊い毛け野の輔すけ 曳ひ府ふ积つ能の朋とも樓むら上かみ吹ふ

目頼子初めて任那に到る時彼に在る卿家等歌を賜ひて曰く、

柯か羅ら屢る爾に鳴な鳴な以い柯か爾に輔すけ居こ等と所ところ如ごと何ごと梅うめ豆まめ羅ら古こ积つ馱た樓むら子こ來きた武たけ哥か左さ屢る樓むら向むか以い祇ぎ能の和わ馱た鳴な岐ぎ梅うめ豆まめ羅ら古こ积つ馱た樓むら子こ來きた

二十五年春二月天皇病甚し、丁未に天皇磐余の玉穗宮に崩ます、時に年八十二冬十二月丙申朔庚子に藍野の陵に葬りぬ

〔繼體天皇御世系考證〕 田中大秀著



古事記下巻に、小長谷若雀命座長谷之列木宮治天下八歳也。天皇既崩無可知。日續之王故品太天皇五世之孫袁本杼命自近淡海國令上座而合於手白髮命授奉天下也。小長谷若雀命御監武烈天皇云云。手白髮命は武烈天皇同母の御姊に仁德天皇の男王の御血脈は絶たまひき。

同卷、袁本杼命生伊波禮之玉穗宮治天下也。此天皇之御子等併十九王。男七女此之中、天國押波流岐廣庭命者治天下。次廣國押建金日命治天下。次建小廣國押楯命治天下。天皇御年肆拾參歳、御陵在三島之藍也。

日本書紀卷十七、御體に正しくは夜麻登美布美と訓べし者ては夜麻登夫美と古事記の中巻の末に、北品陀、天皇之御子、若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨亦、名弟日賣真若此賣命生子大郎子、亦、名意富富杼王、次忍坂之大中津比賣命、次田井之中比賣、次藤原之琴節、郎女、次取賣王、次沙彌王、と記せる。次に上宮記に依ていはゞ、故意富富杼王、娶中斯和命生子、牟比王、此王娶牟宜都國、造名伊自牟良君、女久留比賣命、生子、宇志王、此王娶伊久米天皇七世之孫振比賣命、生子、袁本杼命也。とあるべき事なり。と傳三云れ、上宮記は釋日本紀十三に引載たり。此全部は今傳はらざれば、誰人の物せしとも知られず、今古て此記と云釋日本紀廿八卷ト部兼方主著されたり。

一云、凡牟都和希王娶經侯那加都比古女子、名弟比賣麻和加。生兒、若野毛二俣王、娶母恩已麻和加中比賣。生兒、大郎子、一名意富富等王、妹、踐坂大中比(於)王、弟、田宮中比彌、弟、布遲岐良己等、布斯郎女、四人也。此意富富等王、娶中斯和命、生兒、宇非王、娶牟義都國、道名伊自牟良君、女子、名久留比賣命、生子、宇斯王、娶伊久牟尼利止古大王、生兒、伊波都久和希、兒、波智和希、兒、伊波己里和氣、兒、麻和加(介)兒、阿加波智君、兒、乎波智君、娶余奴、臣、祖、名阿那爾比彌、生兒、都奴牟斯君、妹、布利比彌命也。汗斯王、坐彌乎國高島宮、時、聞此布利比賣命、甚美、女、遣人召上、自三國坂井縣而娶、所生、伊波禮宮、治天下乎富等、大、公、王、也。父、汗斯王、崩去、而後、王母、布利比彌命、言曰、我、獨、持、抱、王子、無親、族、部、之、國、唯、我、獨、難、養、育、比、陀、斯、舉、之、云、爾、時、下、去、於、在、祖、三、國、(命)坐、多、加、牟、之、村、也。釋紀の本の儘に寫して、( )をなづく。玉穗宮、馭、宇、天皇、大、御、世、系。

○凡牟都和希大王

御監應神天皇

若野毛二俣王

御母、昨、侯、那、加、都、比、古、王、之、御、女、息、長、麻、和、加、中、比、賣、命

大郎子一名意富富等王

記云、三國君、波多君、息長君、坂田君、酒人君、山道君、筑紫之米多君、布勢君等之祖、

忍坂大中比彌王、男、淺津間若子宿禰命、御、九、恭、天皇、之、大、后、穴、穗、命、御、



田宮中比彌

布遲波良己等布斯郎女允恭天皇之紀衣通耶姬

上宮記所載、右四柱也、記猶在田井之中比賣、取賣王、沙彌王、而七王也、御母、父王之御母之弟、弟比賣麻和加命、記云百師木伊呂辨、亦名、弟日賣真若比賣命、

宇非王

御母、中斯和命

汗斯王

書記云、彦主人王、御母、牟義都國造、伊自牟良君之女、久留比賣命、

乎富等大公主

書紀云、亦名彦太敷、御母、繼體天皇、御母、垂仁天皇七世之孫、乎波智君之女、布利比彌命、

振媛命御世系

伊久牟尼利比古大王

伊波都久和希

御母、垂仁天皇

記云、御母、山代大國之淵之女、弟、羽田刀辨、羽咋君、三尾君之祖、弟、

伊波智和希

石城別王同人乎、國造本紀云、羽咋國造泊瀬朝介朝御世、三尾君祖、石控別命兒、石城別王定賜國造、

伊波己里和希

麻和加介

眞若別乎

阿加波智君

乎波智君

都奴牟斯君

布利比彌命

汗斯王之妻、繼體天皇之御母

右二王之御母、余奴臣祖阿那爾比彌、

上宮記御系解略、汗斯王書紀には彦主人王と作り、御名義彦も主人も稱辭にて、彦を省ても申しなるべし、彦は日子にて日は靈異なる意、子は男子の稱、宇志はにて字は主大人同意なり、云云、大人にて稱たる御名なるべし、奴志は能字志の約言

御母は牟義都國造伊自牟良君女、久留比賣命にます、牟義都は、美濃國武藝郡なり、記に大碓命、娶三野國造之祖、神大根王之女、弟比賣生、子、押黒、弟日子王、此者牟宜都君等之祖、坐彌乎國高島宮時、書紀には自近江國高島郡三尾之列業とあり、和名鈔に高島郡三尾郷高島郷あり、當時は三尾と云かた廣く聞えて近江といはても炳焉かりし事、三國を越前とことわらぬと同例なるへし、彼波は滋賀、比良大津などの大號なれとも、今は却て郡郷の名にはのこらぬを、三尾は本小郷の名より發りて、大號にも成しなれば、今も遣れるなるへし、神名式に三尾神社二座、並名新嘗とあり、乎富等大公主、記に袁本杼命、書紀に男大迹天皇亦の名は彦太尊とあり、後の御謚、繼體天皇とまをし奉る、御母は布利比彌命、古事記に自近江國令上、坐而とあるを、書紀には奉迎三國とあるは傳説の異なるにはあらで、精と粗とのたかひなるへし、書紀にも此記にも、大御父、大人王、近江に坐て、御母振媛命を、三國よ



り召て、高島充にて御娶坐つれば、此天皇の御本居は淡海にて、育立給へるは越前なれば、近江よりとも、越前よりとも、傳しなるべし。

振媛御父  
乎波智君  
共三國  
に生れ玉

井郡丸  
一里餘  
南一里  
高木郷  
古に非ず  
多

乎波智君、此王は越前の三國に住給ひしなるへし、上宮紀に御女、布利比彌命を召上自三國坂井縣といひ下去、於在祖三國令坐多加牟久村也、書紀に聘于三國坂中井とありて越州とはなし、和名鈔に越前國坂井乃佐加國高向多加郷あり、三國と云地郡縣の名には無けれども、近江の筱浪の如く廣き名にて、今も名高く三國の港として大里なり、神名式に坂名井神社、三國神社、高向神社と見ゆ、坂中井を二字に書るは、和銅の勅に依てなり、順主の比、既に那を訛て乃と云しなるへし、さて上宮記は甚古き書なるに、坂井と作るは、後世の習にひかれて脱しか、今三國の近村に高木あり、多古ありて何も神社ありと云り、何か古の高向にて省かり訛て然云なるべき、都奴牟斯君、振媛命の兄なり、布利比彌命、書紀に振媛とかけり、命とはなし、右二王の御母、余奴臣祖阿那彌彌名義古事記に阿那邇夜志とあるを、書紀に惡哉美哉、妍哉と書て阿那而惠夜と訓り、云々

「越藩拾遺錄」 寫本 村田氏春著

弓管祭神  
波能實神  
則足羽社  
社

各所の御  
遺蹟

大迹部皇子味間野<sup>今立</sup>宮に坐せし時、當國中郡川北湖水漫々として稼墻を爲す事を得ず、萬民苦みをなし、かば、皇子彼禹王の勳をつぎ玉ひて武烈天皇の御宇黒龍<sup>今云九</sup>足羽日野三の大河を通じ三國湊を開き玉ひしかば、彼水浴々と落滴みて瓶子をうつす如く海に入り、湖水の跡は乾て墾田となりしかば、三國港を瓶子口と云り、又弓管社と云は、福井の西酌谷山の内焼尾坂の北の尾崎にあるホコラ、其濫觴は彼湖水を開き三の大川を定め玉ふ時、役夫等暑に惱み、水を求むれどもあたりに飲べき水もなく、渴に及びしかば、皇子是を救はんと御弓の筈にて巖を突玉へば、忽冷泉湧出、役夫等是を酌て暑を凌ぎ死亡を免がれしかば、其水徳の神を崇めて弓管の神とす、此所を酌谷と號け、其泉は北の麓にあり

男大迹天皇御遺蹟并由緒

足羽神社 福井市足羽山に鎮座し玉ふ縣社足羽神社、同社記によれば、繼體天皇、生井神、福井神、綱長井神、阿須波神、波比岐神を祭祀す、男大迹天皇當國に在す時、國中の泥水氾濫して民の苦多ければ、深く憂慮あらせられ、此山に一社を建立して大宮地之靈を遷し祭祀せらる、猶五座の神を併せ祭られて足羽と唱せ



震輸額字  
編入さ  
るに二

らる(郡名之に起因す)天皇既に三大川をして三國に流下せしめ、郡郷の境界を定め、溝洫の制を立て、以て邦家の大業を定め玉ひ、天皇踐跡發露に臨みて、御身自ら御活靈を當社に合祀せられ、馬來田皇女に詔ありて足羽の神事を授らせられ、遂に樟葉宮にて寶祚に即き給ふ、皇女は天皇を中央に祭祀せらる、因て朝廷御崇尊あらせられ、延暦十年四月乙巳足羽神を從五位下に叙し、仁壽元年正月癸卯從四位下に、同年九月庚子正四位上に、天歷三年正月十五日從三位を授け給ふ、猶右大辨を以て毎年鎮魂祭を執行し、毎五十年の大祭には、勅許宜命御下賜あり、又光明天皇御宇に震筆大宮地の額字を、仁孝天皇御宇には震筆大宮地の靈の額字を下賜せらる、則延喜式に云足羽神社是なり、神田臨時祭神主職の古文書今に神職馬來田氏保存せり

**太上天神社** (村社) 福井玉井町に鎮座、祭神彦主人王、振媛、大日靈命、御館地主神社大土神、當社は男大迹皇子越の國に坐しける時御父母を此土に齋祀崇められし社也、故に足羽神社攝社の内後世里入誤て社名を太上天宮又は大將軍と唱へ來り、明治八年十二月廿二日蕪敷賀縣にて村社に列す、御館地主神社は足羽神社より乾の方麓に當る、菫長尾町にあり、往古神宮敷地内地主の神と馬來田皇女を祭祀せる社なり、故に足羽神社攝社の内古へは館屋と書しを中古立矢と書す、皇女より數代當國主朝倉氏繁榮時代迄は足羽神社に社領等ありて、奉仕の神官は神主十八人、禰宜四人、執當役者六人、勾當社人上下十三人、下祝七人以上、四十八戸、其餘典丁等居館の蕪跡なり、後世該社を里人稱して矢立明神或は御鎮座と唱ふ、明治六年五月十七日太上天神社へ合祀す、越前古名考に足羽

神社繼體天皇を祭る祝牧田氏は此帝の皇女馬來田皇女の御裔なりと云へり云云

**高向郷** 「延喜式」に高向神社あり、坂井郡丸岡より東南一里餘距て高採郷あり、則ち板倉儀間猪爪牛ヶ島牛ノ島の五村なり、是古への高向なりと云傳ふ、地形田野の間丘陵處々にありて、村内春日神社境内には嘗て發掘せし石棺を置く、高採今は三十ヶ村の大字となれり

**三國神社** 「延喜式」に三國神社あり、坂井郡三國町に鎮座す、祭神繼體天皇、越前古名考に三國湊に在す、彦太忍信命を祀奉る、相傳ふ古へ三國の邊に湖あり、繼體天皇湖口を切て海へ落し賜ふて千瀧となり、田地多く成たりと云、按に三國は古く湖と海との間にありし故、水國と名け賜ひしならん、三越定りし頃、坂井郡の下に屬賜ひしならん、日本紀に繼體天皇云云三國坂中井云云孝德天皇五年三月乙巳朔戊辰云云天皇使云云三國麻呂公云云於蘇我倉山田石川麻呂大臣所而問反之虛實云云、續日本紀寶龜九年九月の條に高麗朝臣殿嗣等來著越前坂井郡三國湊、國造本紀に志賀高穴穗朝御世、宗我臣祖彦忍信命四位孫若長足尼定、賜三國國造、

**三國坂名井** 坂名井は「和名鈔」に越前國坂井佐加乃井とあり、則今の坂井郡にして三國は三國町也、全書に粟田荒泊高向磯部長高屋坪江福留海部川口堀江餘部と十二郷あり、越前國誌に云へるが如く其部三國一郷にして、後郡名となり、反て三國を管せしものなり、越前名蹟考に當國中頃十二郷となりし節、當郡を分て坂南坂北の二郡とし、寛文四年八郡に併せられし時より、右の二郡を



もとの坂井郡とす

梶子岡 坂井郡丸岡町は則梶子岡を畧して丸岡と云なり、式内國神社は丸岡の丘上にあり、越前國誌に梶子皇子を祭るに依て梶子岡と云、口碑に皇子此岡に生れ玉ひ、胞衣を埋めし處、當社に天國寶劍あり、寶積院縁起、丸岡神明社別當に爰に倭姫と申奉る此御腹に、二男二女を産給ふ、第二の皇子此乎賀にて降誕し、則所の地名を御名代として梶子皇子と號奉る、此産湯の水を汲たる池は、此岡の東の麓にて、今御城内郭中堀水の際也、御胎衣を岡の南に埋めて神明宮と崇奉る、中頃より磨留古の乎賀を中畧して丸岡と號す云、丸岡の東北一里に梳貸山あり、足羽社記、梶子岡今令丸岡磨留古之乎賀之中畧者也、天皇子梶子王之故墟也、其神靈在國神社、國神今云國筆訛也、延喜式云國神社是也、然其原廟今在丸岡石木戸町、曰神明是也云云

味真野 今立郡味真郷に在り、味真野名跡志に味真野は大迹部皇子の舊跡にして南は日野山の麓に綴き、北は大迹部邑を境とし、西は眞柄四尾をかきり東五箇庄に至る迄、今の田野村里皆皇居の内なり、陵は北庄に足羽明神と崇むといへとも此君正しき皇居の古跡は此味真野にかきれり、今此邊十七ヶ村の大字を味真野村と云、其内に眞柄村あり、勾大兄御降誕の古蹟と云傳ふ、同書に眞柄村昔は勾村と云とありて、足羽社記に勾磨加利、今云眞柄村是勾官之訛耳、繼體紀云元妃日子媛生二子昔有天下其一曰勾大兄

粟田部村 男大迹の轉化したるなりと、足羽社記、越前名勝志に云へり  
日野山 南條郡下平吹村日野山を小健山とも云、足羽社記に小健山在國府一

日野山、又小嶽、俗云比奈我他氣、訛也、天皇子安閑宣化二帝神靈鎮座山、伊振嶽 大野郡飯降村の山なり、足羽社記に伊振嶽今云飯降嶽、祭天皇振嶽是也

荒島嶽 大野郡佐開村の山なり、足羽社記に延喜式荒島神社按繼體安閑宣化欽明敏達朝廷棟梁臣物部氏等神靈坐山也

石谷山 足羽郡加茂河原村にあり、酌溪、笏溪、今笏谷と云、福井市足羽山の綴き西往くこと十町餘にして石蹟あり、土俗石間歩と稱す、傳説に男大迹天皇の發見せられしより今に千四百年餘、間斷無く發掘採取す、石蹟は横穴を穿ち左右に支木を以て崩潰を防ぎ、漸次採取するに隨ひて横行直下、各其石質の筋脈によりて棧橋を架す入ること數十丈、幽暗々裡燈を點じて以て之が發掘に従事す、諸國名産集覽に北莊切石と稱するものは是也、石は凝灰質にして青白色の軟質にて美術彫刻に可なり、需用多くは建築材となる

足羽川 男大迹天皇治水の功を奏し玉ひし時、足羽黒龍信露貫の三川に支流皆湊入し終に混々濫々の巨流と爲る、其足羽水源は四つあり、今立郡田代山の冠嶽及び魚見坂より發し他の二水は部子山の近傍よりし、池田郷松ヶ谷にて四水相合し大野郡に流れて味見羽丹生、見大谷川の四水を合し、足羽郡安波賀村に至りて一乗川を受け、福井市街の中央を貫流しつゝ、笏谷山の北麓を過ぎて角折村にて信露貫川に合して三國より海に入る、延長十七里餘なり  
信露貫川 今立郡上鯖江村、西北陸道路を横流する巨川にして土俗日野川又白鬼女川と稱す、水源は南條郡夜又池より出て、今庄より日野山の西麓に至り



武東の東端より上鯖江石田を経て角折村に下足羽川と合して三國より海に  
入る川上に式内信露神社あるを以て號くと云延長十八里餘なり  
黒龍川 今九頭龍川と云吉田郡舟橋村北陸の往還を横流する巨川なり水源  
は大野郡油坂嶺に發して眞名川に合し吉田郡舟橋を過ぎて三國より海に入  
る舟橋に黒龍神社鎮座ありしを以て號くと云へり同社は今足羽山にあり川  
路延長二十七里三十四丁なり

### 廣國押建金日天皇

廣國押建金日天皇御謚安閑天皇は男大迹天皇第一の皇子に在りて朝倉宮天雄略の  
御代十年丙午に越前國に生れましき御父時年十七始名は勾大兄皇子と稱し御母は目  
子媛元妃尾張連草子媛更名色部天皇人と爲り壻宇凝峻にして桓桓寛大男大迹天皇崩して即  
日位に即き玉ふ年六十九元年春正月都を大和國勾金橋に遷す因て宮の號と爲  
す三月有司天皇の爲に億計天皇賢仁の女春日山田皇女を納れて皇后と爲す五月  
百濟下部脩德嫡孫德孫上部都德己州己妻等を遣はして日本に來りて常の調を貢  
つり別に表を上る二年春正月詔して曰く連年登穀境を接して庾無し元元蒼生

稼穡を樂しみ業業黔首飢饉を免がる仁風宇宙に暢び美聲乾坤に塞がる内外清  
通國家殷富朕甚だ欣ぶ夏四月丁巳朔勾舍人部勾鞞部を置く五月諸國に屯倉を  
置く八月詔して國國に犬養部を置く十二月癸酉朔己巳に天皇勾金橋宮に崩り  
ましぬ時に年七十天下を治めまこと二年是月天皇を河内の舊市高屋丘の陵  
に葬りぬ

#### 〔繼體天皇御世系考證〕

廣國押建金日命は朝倉宮の御代十年丙午御父十七の御年に越の國に生まれ  
き始名は勾大兄皇子六十九の御齒即位給ひ云云  
建小廣押楯命は朝倉宮御代十二年戊申御父十九の御年に生まます云云此御子  
たちも越の國にて生坐しにこそ云云

#### 〔日本書紀〕 原文

勾大兄廣國押武金日天皇は男大迹天皇の長子也母を日子媛と曰ふ是の天皇  
人と爲り壻宇凝峻窺ふことを得可らず桓桓寛大人君の量まします男大迹天  
皇崩りまして即日位に即きたまふ是月大伴大連物部鹿火大連を以て大連  
と爲すこと並ひに故の如し元年春正月都を大倭國勾金橋に遷す因て宮號と

都を大和  
の勾金橋  
に遷す



爲す、三月癸未朔戊子、有司天皇の爲めに億計天皇(仁賢)の女春日の山田皇女を納れて皇后と爲す、別に三妃を立て、許勢男(大臣)の女紗手媛、紗手媛が弟香有媛、物部大連子大連の女宅媛を立つ、夏四月癸丑朔内膳卿膳臣大麻呂勅を奉じて使を遣はして珠を伊基に求めしむ、伊基國造等京に詣ること遅く、晚れて時を踏えて進めず、膳臣大麻呂大に怒りて國造等を縛りて所由を推問す、國造稚子直等恐懼後宮の内寢に逃げ匿る、春日皇后直に入るを知らずして驚駭して頭れたまひぬ、慚愧已むこと無し、稚子直等兼ねて闕入の罪に坐して重科に當れり、謹て専ら皇后の爲めに伊基の屯倉を献りて闕入の罪を贖はんと請ふ、因て伊基の屯倉を定む、今分ちて郡と爲し上總の國に屬く、五月百濟下部脩德嫡德孫上部都德己州己婁等を遣はして來りて常の調を貢つり、別に表を上れり、秋七月辛巳朔詔して曰く、皇后體天子に同じと雖ども、内外の名殊に隔たり、亦以て屯倉の地を充て、柵庭を樹て、後代に迹を遺すべしと、迺ち勅使を差して良田を簡擇しむ、勅使勅を奉じて大河内直味張に宣べて曰く、今汝宜しく膏腴の唯雉田を進め奉るべし、味張忽然に憐惜て勅使を欺きて曰く、此田は天旱澁ぎ難く、水潦浸し易し功を費す極めて多く收穫甚だ少しと、勅使言のまゝ

百濟國常  
の調を貢  
る

に復命隱すこと無し、冬十月庚戌朔甲子に天皇大伴大連金村に勅りて曰く、朕四妻を納れて今に至るまで嗣無し、萬歳の後に朕が名絶えん大伴伯父今何の計を作さん、茲を念ふ毎に憂慮何ぞ已まん、大伴大連金村奏して曰く、亦臣も憂ます所なり、夫れ我國家の天下に王とましますは嗣有ると嗣なきことを論ぜず要須物に因て名を爲す、請ふ皇后次妃の爲めに屯倉の地を建て後代に留めしめて前迹を顯はさしめん、詔して曰く、可し宜しく早かに安置、大伴大連金村奏して稱さく、宜しく小墾田屯倉と國毎の田部とを以ては紗手媛に給へ、櫻井の屯倉と毎國の田部とを以ては香々有媛に給へ、難波の屯倉と每郡の鑿丁とを以ては宅媛に給へ、以て後に示して昔を觀せしめよ、詔りて曰く、奏のまゝに施行せよ、閏十二月己卯朔壬午に三島に行幸まします、大伴金村從へり、天皇大伴大連をして良田を縣主飯粒に問はしむ、縣主飯粒慶悅限りなく謹敬誠を盡す、仍て上の御野下の御野上の桑原下の桑原并びに竹村の地を献じ奉る、元合肆拾町、大伴金村勅を奉じて宣べて曰く、普天の下王封にあらざるは、莫し、率土の上王域に匪ざるは、莫し、故に元の天皇顯號を建て鴻名を垂れ廣大乾坤に配び、光華日月に象れり、長駕遠く撫て都の外に横逸し、瑩鏡區域垠り無きに充塞

普天率土  
王域に匪  
ざるはな



し、上は九坂に冠らしめ、八表に旁く、禮を制めて以て成功を告げ、樂を作て以て治定を彰はす、福應元致祥慶符合往歲に於てす、今汝味張率土幽微の百姓なり、忽爾に王地を惜み奉り、使を輕背が、旨を味張に宣べ、今より以後郡司に預ること勿れ、是に於て縣主飯粒喜び懼み、迺ち其の子鳥樹を以て大連に獻じて、儼と爲す、また大河内直味張恐れかして、みて地に伏して流汗せり、大連に啓して曰く、愚蒙の百姓罪萬死にあたり、伏して願はくば、每郡に鑑丁を以て、春時に五百丁、秋時に五百丁、天皇に獻じ奉ること、子孫に絶たじ、此に籍りて生を祈ひ、永く鑒戒と爲さん、別に狹井田六町を以て、大伴大連に賂ふ、蓋し三島の竹村屯倉には、河内縣の部曲を以て、田部と爲すの元是に於て起れり、是月廬城部連積苜喻が、女幡媛物部大連尾與が、璆路を偷み取て、春日皇后に獻る事發覺に至りて、積苜喻女幡媛を以て、采女の丁に獻る、并せて安藝國過戸廬城部屯倉を獻りて、以て女の罪を贖ふ、物部大連尾與事由已に自ら安ずることを得ざるを恐れて、乃ち十市部伊勢國の來狹狹登伊贊士師部筑紫國の膽狹山部を獻る、武藏國造笠原直使主同族小杵と國造を相争ひて、年を経て決め難し、小杵性阻にして、逆ふことあり、心高く順ふこと無し、密に就て援を上毛野君小熊に求めて、使

田部の元

仁風字宙  
朝朝坤に  
寒乾坤に

主を殺さんと謀る、使主覺りて、走出京に詣り、狀を言す、朝廷臨斷て、使主を以て國造と爲し、小杵を誅す、國造使主悚慙、懷に交りて、默し已むこと能はず、謹て國家の爲めに、横淳橋花多氷倉、標四處の屯倉を置き奉る、是年也太歲甲寅二年春正月戊申朔壬子に詔りて曰く、連年登殺、境を接して、虞無し、元元蒼生稼穡を樂しみ、業々黔首飢饉を免がる、仁風宇宙に暢び、美聲乾坤に塞る、内外清通、國家殷富、朕甚だ欣ぶ、大輔を可す、五日天下の歡を爲す、夏四月丁丑朔、勾舍人部勾鞞部を置く、五月丙午朔、甲寅に筑紫の穂波屯倉、鎌屯倉、豐國の腰崎屯倉、桑原の屯倉、肝等屯倉、大拔屯倉、我鹿屯倉、火國の春日部屯倉、播磨國越部屯倉、牛鹿屯倉、備後國の後城屯倉、多爾屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯倉、婀娜國の膽殖屯倉、膽年部屯倉、阿波國の春日部屯倉、紀國の經湍の屯倉、河邊屯倉、丹波國の蘇斯岐屯倉、近江國葦浦の屯倉、尾張國の間敷の屯倉、入鹿の屯倉、上毛野國の綠野屯倉、駿河國の稚贄屯倉を置く、秋八月乙亥朔に詔りて、國々に犬養部を置く、九月甲辰朔、丙午に櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔りて、屯倉の税を主宰しむ、丙辰に別に大連に勅して云く、宜しく牛を難波の大隅島と媛島松原とに放ちて、糞はくば、名を後に垂れん、冬十二月癸酉朔、己丑に天皇勾金橋宮に崩りましぬ、時に年



七十、是月天皇を河内の舊市高屋丘の陵に葬りぬ、皇后春日山田皇女及び天皇の妹神前皇女を以て是の陵に合せ葬りぬ、

### 武小廣國押盾天皇

武小廣國押盾天皇、御謚宣化天皇は、男大迹天皇第二の皇子に在して、朝倉宮御代、十二年戊申に越前國に生まれましき御父年十九始の名は檜隈高田皇子と稱し、御母は日子媛なり、廣國押武金日天皇崩りまして嗣なく、群臣劔鏡を奏し上りて位に即き玉ふ、時に年六十八、人と爲り器宇清通にして神襟朗邁なり、才地を以て矜り玉はず、故に君子の服従する所なり、元年正月都を檜隈廬入野に遷し因て宮の號とす、三月有司皇后を立ん事を請ふ、己酉に詔りて、前の正妃億計天皇の女橘仲皇女を立て皇后と爲し、一男三女を生み玉ふ、石姫皇女、小石姫皇女、倉稚綾姫皇女、上殖葉皇子亦名是なり、前の庶妃大河内稚子媛一男を生めり、是を火焰皇子と曰ふ、五月辛丑朔に詔して、穀稼を蓄積して凶年に設け、厚く良客を饗し、屯倉の殺を加へて非常に備へ、永く民の命を爲す可しと、二年十月新羅の任那に寇するを以て、大伴金村大連に詔して、其子磐及び挾手彦を遣はして任那を助けしむ、時に磐は筑

紫に留まりて其國政を執りて以て三韓に備ふ、挾手彦往て任那を鎮め又百濟を救ふ、四年二月乙酉の朔甲午に天皇檜隈廬入野宮に崩りましぬ、時に年七十二、國を治めますこと四年、十一月庚戌朔丙寅に大倭國身挾桃花鳥坂上の陵に葬りぬ、

#### 〔日本書紀〕 原漢文

武小廣國押盾天皇は男大迹天皇の第二子なり、勾大兄廣國押武金日天皇の同母弟なり、廣國押武金日天皇崩りまして嗣無し、群臣劔鏡を武小廣國押盾尊に奏し上りて、天皇の位に即きたまはしむ、天皇人と爲り器宇清通、神襟朗邁、才地を以て人に矜りたまはず、王と爲りたまふや君子の服する所なり、元年春正月都を檜隈廬入野に遷し因りて宮號と爲す、二月壬申朔大伴金村大連を以て大連と爲し、物部鹿鹿火大連を大連と爲すこと並びに故の如し、又蘇我稻目宿禰を以て大臣と爲す、阿倍火麻呂臣を大夫と爲す、三月壬寅朔に有司皇后を立て、んことを請ふ、己酉に詔りて曰く、前正妃億計天皇(仁賢)の女橘仲皇女を立て、皇后と爲せと、是れ一男三女を生みたまふ、長を石姫皇女と曰ひ、次を小石姫皇女と曰ひ、次を倉稚綾姫皇女と曰ひ、次を上殖葉皇子と曰ふ、亦名は椀子は是れ丹比公、偉那公凡そ二姓の先なり、前庶妃大河内稚子媛一男を生めり、是を火焰皇

橘仲皇女  
を皇后と  
爲し玉ふ



子と曰ふ、是推田君の先なり、夏五月辛丑朔に詔て曰く、食は天下の本なり、黄金萬貫ありとも飢を療す可らず、白玉千箱ありとも何ぞ能く冷を救はん、夫れ筑紫國は遐邇の朝届る處、去來の關門とする所、是を以て海の表の國海水を俟ひて以て來災、天雲を望みて貢を奉る、胎中帝(應仁)より朕が身に泊り穀稼を收蔵めて儲糧を蓄積めり、遂に凶年に設け厚く良客を饗す國を安ずるの方更に此に過るは無し、故に朕阿蘇仍君を遣はして河内國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしめん、蘇我大臣稻目宿禰は宜しく尾張連をして尾張國の屯倉の穀を運ばしむべし、物部麁鹿火は宜しく新家連をして新家の屯倉の穀を運ばしむべし、阿倍臣は宜しく伊賀臣をして伊賀國の屯倉の穀を運ばしむべし、官家を那津の口に修造せよ、又其筑紫肥豐三國の屯倉縣隔に散在す、運輸遙に阻れり、儻し須要あらば以て卒に備へ難し、亦宜しく諸郡に課して分り移し那津の口に聚め建て以て非常に備へ、永く民の命と爲すべし、早く郡縣に下して朕が心を知らしめよ、秋七月物部麁鹿火大連薨りぬ、是年也太歲丙辰、二年冬十月午辰朔に天皇新羅の任那に寇するを以て大伴金村大連に詔りして其子磐と狭手彦とを遣はして以て任那を助けしむ、是時磐筑紫に留まり、其國の政を執りて以て

屯倉の穀を加ふ

三韓に備ふ、狭手彦往て任那を鎮めまた百濟を救ふ、四年春二月乙酉朔甲午に天皇柏隈(應仁)野宮に崩りましぬ、時に年七十三冬十一月庚戌朔丙寅に天皇を大倭國身狹桃花鳥坂上の陵に葬る、皇后橘皇女及び其孺子を以て是陵に合せ葬る、

### 皇子

#### 常磐井宮

常磐井宮尊平親王は後柏原天皇第三の皇子にましまして、伊勢奄藝郡真宗高田派本山專修寺十世真慧の子と爲り玉ひ、其法嗣たりしも後故有て越前坂井郡熊坂村に別に專修寺を建て此に終を告玉ふ、夫專修寺の創立は下野國芳賀郡大内庄にあり、嘉祿元年真宗の祖親鸞の創立なり、同二年繪旨を得て專修寺と稱し、同七年弟子眞佛に附興して上洛す、眞佛は同國眞壁の城主大内春時俗稱惟足なり、正嘉二年入寂して顯智嗣ぎ、正應二年專空其後を繼ぐ、是を宗祖眞傳の三代と云ふ、夫より定專空佛順證定順定顯眞慧と繼續し、眞慧の代寛正六年伊勢奄藝郡一



專修寺伊勢一移身田

身田に專修寺を移す、然るに法嗣無きを以て後柏原天皇の皇子常磐井宮を請願ひて子とし眞智上人と稱す、是より先加賀石川郡高尾城主富樫政親專修寺本願寺兩寺の本末諍論に政を失し、爲に宗徒に迫られて遂に自盡す、時に長享二年六月なり、是に於て其室逃れて專修寺に入り後眞慧の室と爲る、政親遺子あり之を應眞と稱す、永正九年十月眞慧寂す、是に於て十一月廿四日眞智上人住職たるべきの繪旨を賜はる時に年十歳なり、然るに其後應眞住職たらんとして之に歸依するの徒あり、依て上人は三河國碧海郡矢作桑子村妙源寺に入りて住すると六ヶ年遺墨の内住職舞連へ授け玉へる六字名號の小幅あり、此に大に衆望を得玉ひて歸依するもの多し、後越前丹生郡大味浦に住し一字を建立す法雲寺眞宗、是

天文六年五月廿五日  
應眞寂す  
八十



常磐井宮御筆蹟  
六字名號署名の一部  
三河碧海郡桑子村

妙源寺藏幅

なり、此に大に宗義を弘布し遂に坂井郡熊坂村に幽棲して又一字を建立す是を

熊坂村の  
隱棲

專修寺と號す、地は國の東北に位し加賀の國境に近く疊嶂幽邃の靜境たりしも其高德の隠れ無ければ遠邇慕ひて法義を聽聞する者多しと云ふ、斯くて天正九年七月四日此に遷化し玉ふ、年八十三、法諡喜雲院と號し同村に墓あり

〔專修寺記〕

寫琳著本

始め富樫政親北陸に於て戰死するや、其妻一子を連れて勢州へ落ち來り一身田にかけ込、遂に眞惡上人の室となりぬ、連れ來り給ふ一子は二歳十一代目應眞上人なり、眞惡法印御養育ありて後住持職を譲り給はんと思召とこるに御成長の後出家を御望なく、本武士の血筋故一度江州加賀國へ歸國御願あり、數度に及ぶ故、上人許容し玉ふ時彼御一子加賀越中江州へ御登被成たり、上人御附弟なき所に、幸後土御門院第五の皇子常磐の宮と申すを乞願ひたまいて、御入室あり、御得度被遊眞智上人と申し奉るは是なり、さて政親の一子年を経て江州より歸り給ひて、御母公へ出家の願ひ、御附弟の願ひあり、れ共法印椽宮と申す御附弟まします故御許容なされず候所、御母儀又誓祐淨祐等仕切に數度願ふ故、御本意にも思召されず候へども、ただしがたくして、又御得度被成御法名を應眞と名け給ふ、依て御附弟御兩人なり、宮様は一身田に御居住、應眞様は黒田又は京一條柳原に住居ありて修學し玉ふ、古老人口傳舊記に出す「永正九年十月眞慧上人の遷化するや、京都より應眞上人御下着あり、御愁情の餘り通夜せられ候尊乘坊豐光誓祐淨祐性祐性善等に



被仰候は、昔々永々御看病被申候に、ク様なる御事互に残念の義申し盡し難く候、然れば草臥にてあるべく候、今夜はかほり可申候、昔々休息せらるべしと仰せられ、別て御酒を御勤め候ゆへ、昔々熟睡す、其間に御遺骸を棺に納め御取出あり、御當地より坂部眞樂寺へ入れ奉り内陣にて荷つくりし、本道は追ひ尋ね來らんと如何と隠れ道を通らんと山室關に越へ出てんとて願正寺にて皆暫く休む、其折節十月故冷氣強く所望して白粥にて食し關へ出る、此例によりて今に至る迄、十月廿一日より廿二日迄願正寺にて、初夜法事過て且參詣中に粥の報謝出づるなりと、關より坂本に御死骸御登りあり、彼地にて御火葬し奉り御遺骨残らず應眞様取り納め給ふ、後御當山御廟に納め給ふなり、元來坂本へ御死骸上し奉るも尊乘坊誓新淨祐等の内談にての事と見えたり、御葬儀も坂本にて御執行なりたり、始め眞智上人は眞慧上人に迎へられ法統を繼紹する事と定まり居たれども、現に御裏方の腹に眞慧上人の坐すに關せず、之を措きて法統を繼紹するは御裏方に對して如何にも憚り多かるべし、故に眞智上人一日從容として閑を得て眞慧上人に向て法統を繼く事を御辭退せられたるに、眞慧上人許し給はず、慰籍して之を勵せしと云ふ、眞慧上人の遷化し應眞上人急ぎ京都より歸寺するや、眞智上人位を避け應眞上人に向ひて法統を嗣べきを勤む、應眞上人肯せず、堅く眞智上人に法統を嗣かしめ、己れ之が後援をなさんことを述べ、斯る間に應眞上人に心を歸するの徒は遂に眞慧上人の遺骸を己か手に收めて之を御火葬に附し、眞智上人をして此御葬式に漚れしめたれば、應眞上人は其配下の己の

赤心を潰破せられしを歎じ、愈堅く眞智上人をして繼紹せしめんとし、六年の間京一條柳原又は黒田に移り、堅く尊修寺へ歸り給はず、如何にもして眞智上人をして法統を嗣しめんとしたり、然るに眞智上人は、眞慧上人遷化の後、案より孤立援なく、部下又心を應眞上人に歸する者多ければ、譬へ眞慧上人の遺言なればとて衆望に背き、御裏方の意に違ひ法統を嗣きたればとて有終の果を全ふする能はざるは明なる上に、眞慧上人の鑑識を誤り、不明の跡を後世より受けしむるの恐あることは眞智上人の最恐るゝ處なれば、應眞上人の固く請ふに關せず、断然として辭退して應眞上人に勤むるに衆望に従ふて法統を嗣べきを勤め、兩々堅く取りて推讓すること六年なりき、



常磐井宮御墓 眞智上人

越前坂井郡熊坂村に

あり

我邦古より俗厚く太古仁徳と稚耶子御兄弟の推讓あり、顯宗仁賢御兄弟の推讓あり、中古以後道義廢頽父子相争ひ兄弟相戦ふ、然るに獨り高田本山に



於て此推譲を見る古の道義此戦國亂離の間に現はる萬縁露中紅一點の燈り高きを覺ふ」

因に云常磐井宮眞智上人の御事蹟に就ては、越前に於る傳説雜記等に據れば、應眞權僧都專修寺の住職たりんとし眞智上人逐はれて妙源寺に入る、茲に歸依する者多きを聞て應眞の徒又來つて妨害す、是に於て當時越前加賀は高田派多きを以て越前大味浦にて法雲寺を創立し再び妨げらる、終に熊坂村に遷居して專修寺を建てられしも宗風宣揚の時至らざ、爰に還化せられしと云、專修寺記と大に其顛末を異にす、されば「高田木山法系」に十世眞慧十一世眞智十二世應眞とあれど「雲上明覺大全」專修寺の項に眞慧大僧都應眞權僧都覺慧大僧正と繼續して眞智の名を載せざるを以て考れば斯く評論のありしが爲に眞智上人住職に就玉はずして別に專修寺を建つるの宗願を起されしならむ、故に考證となるべき文書を得る迄は姑らく此專修寺記と併記して以て参考に供するもの也

### 國主

#### 朝倉敏景

朝倉敏景公は、幼名小太郎、孝景、孫右衛門、後彈正左衛門尉と稱す、越前足羽郡一乘

朝倉敏景  
神佛を崇  
敬す  
府景文和  
廿九年二  
去九年十  
八法空廣  
賀院大居  
土質性大  
に土黒丸  
墓あり村

城主なり、家祖は孝徳天皇の皇子表米親王但馬國朝倉郡大領養父郡大領にして朝倉は朝來なりと考馬として日下部の姓を賜はる、其苗裔朝倉太郎太夫高清より八代則孫右衛門尉廣景にして、正慶二年四月下旬足利尊氏丹波篠村に至る時、廣景足利高經に屬し出陣して軍功あり、延元二年廣景をして越前坂南郡黒丸城に居らしむ、因て黒丸右衛門尉と稱す、興國四年足羽郡安居村に弘祥寺を建立し、正平二年北莊きたのしやう神社を再興造營す、夫より遠江守高景美作守氏景下野守貞景美作守教景下野守家景と繼嗣し、敏景は則家景の男なり、高景より代々此城中に生る教景の弟遠江守江守と稱す敏景正長元年戊申四月十九日に生れ居り、遠江守景冬教景大野城に居る、幼より才智人に勝れ書畫を嗜み、弓馬の道各其奥儀を極むるのみならず、夜は學者をして儒佛の理を講説せしむ、故に臣民亦文武の道に出精す、時に斯波治部大輔義健の男千世徳丸早世す、依て大野修理太夫持種の子佐兵衛督義敏を請受て其後を嗣がしむ、然るに其家老織田正忠増澤甲斐守二宮左近將監同弟駿河守千福中務少輔等己が權勢を張らんとし、義敏を嫌忌し、將軍義政に訟へ、遂に義敏を追逐し、澁川左兵衛義記の男義廉を養子として斯波治部大輔と稱す、後義敏伊勢守貞親を以て將軍へ歸參の託言を申ければ、赦免あり、依て康正元年四月上



奸臣等  
を要撃  
す

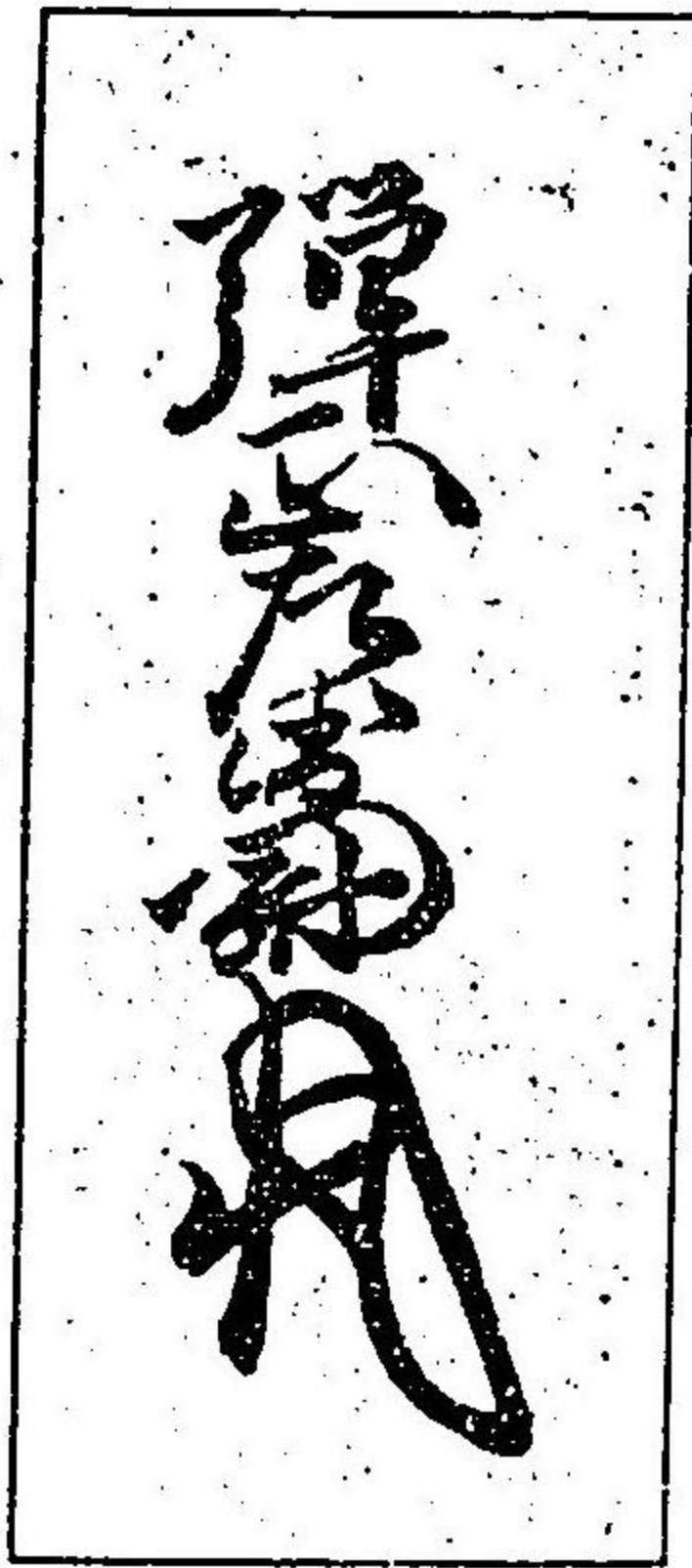
教書を得  
て奸臣を  
戮す

一乗谷築  
城の根元

吉崎山の  
開基

安國の名  
號

洛す、時に増澤二宮千福等之を誅し、計謀を廻らして義敏を要撃す、義政之を聞きて憤激し、敏景に命じて奸臣を誅戮せしむるの教書を下す、敏景即諸軍を率ひて敦賀郡に戦ふこと廿餘回、寛正元年二月廿一日足羽郡安波賀城戸内に合戦し、八月十一日和田に、三年八月廿四日、鯖江新庄に、五年八月八日坂井郡檜山及び蓮ヶ浦に、六年正月十八日、柳山桶田殿下波着岡保の各地に轉戦して遂に増澤千福



朝倉敏景公筆蹟

を討取りける、文正二年七月廿三日大野郡井野にて二宮左近同駿河守を討て大に功を奏す、斯波義廉此敗報を聞き大勢を率ゐりて戦ふに敏景又勝利を得たり、義廉遂に尾張に追はる、時に文明元年八月也、是に於て越前國を敏景に賜ふの朱印及び感狀を與られ、足羽南郡一乗谷に初めて城を築きて此に移る、文明十三年七月廿六日逝去す、年五十四、法名英林宗雄と云、曹洞宗心月寺に葬る、男氏景嗣ぐ (朝倉給末記)  
文明三年四月本願寺蓮如上人當國に來りて宗義を弘布す、敏景崇敬して坂井郡吉崎山を寄附す、則七月廿七日より堂宇を建立し、本覺寺興宗寺照護寺等此山に

多屋を構へて貴賤の歸依する者多く大に繁昌す、同六年三月廿八日南大門の邊より火を失して一山回祿す、翌年再興せんとするに當り、下間法眼と大野城主朝倉經景と口論し、經景平泉寺の衆徒を率ひて下間を討んとて吉崎へ押寄せ火を放ちて攻來る、依て蓮如船に乗て若狭小濱に難を避く、嘗て敏景の請に依り蓮如六字名號を奉書紙に書て與ふ、是を以て敏景衆望を得て治績大に擧りしかば、世に是を安國名號と稱す、朝倉遺物の一として福井心月寺什寶とす、又敏景公肖像あり、贊に 法性如如無去木 □ □ 恰似片雲生狂風 一陣忽吹散轉處東山水上行

義天叟書(挿畫參照)

〔朝倉敏景十七箇條〕 群書類從四百三

一於朝倉之家宿老を不可定其身の器用忠節によりて可申付之事、一代々持來候なとて無器用の人に國井に奉行職被預間敷事、一天下雖爲靜謐、遠近の諸國に盜目付常可被爲親、其風儀事、一名作の刀脇指等のみ被好間敷候、其故は假令萬正太刀刀を持たりとも百正親百丁には勝れ間敷候然れば萬正を以百正の親を百丁求め百人に被持候は、一方は可相防事、一從京都四座之猿樂等切々呼下見物被好間敷候其價を以國の猿樂之内器用ならん者を上仕舞をも被爲習候は末々迄可爲嘉樂事、一於城内夜能可爲無用事、一侍之役なるとて伊達白川へ使者を立能馬鷹など被求間敷候自然他所より到



來は各別に候それと三箇寺迄は他家へ可被遺長持すれば必後悔出來候事、  
 一朝倉名字中を初年の殿の出仕表符可爲布子候并各同名定款を付させら  
 るべく候分限有とて衣裳を結構せられ候者國の端々の侍色を好みふきつ  
 きたる所へ此體にては出にくきなとて構虛病一年不出二年出仕不致  
 は後々は朝倉前前に何公の者可被少候事、一家中諸奉公人の内假令不器量  
 無朝傍に候とも一心健固の輩には別して可被加愛憐候但懦弱の族たりと  
 いふとも容儀押立出群の者は尤可然供使之用候之條是亦被空捨間敷候双  
 方不足之輩者介抱甚可爲無益事、一無奉公の者も奉公の族と同譽益はれ候  
 ては奉公のいかにかてかいかいさみ可有事、一さのみ事候はすは他國の浪人な  
 とに右筆させらる間敷事、一併俗共に能藝一手あらん者他家へ被越間敷候  
 俱身の能をのみ本として奉公ならん輩は無曲候事、一可勝合戦可取城攻  
 等の時吉日を選ひ方角を考て時日を移事甚口惜候如何に能日なりとて大  
 風に船を出し大勢に獨向は、不可有某甲變候假令難所惡日たりとも細か  
 に虚實を察て密々に奇正を整へ應機應變して謀を本とせば必可被得勝利  
 事、一年中に三箇度計器用正直ならん者に申付國をめぐらせ四民諸口調を  
 問其沙汰可被致候少々形を引替て自身巡檢も可然事、一富家並館の外必國  
 中に城郭を構させらる間敷候總て大身の輩を悉く一乘の谷へ引越しめ  
 て其邪其村には只代官下司のみ可被居置事、一神社佛閣并町屋等を廻られ  
 むときは少々馬を留めて奇麗なるをば聊稱羨し破損せるをば稍惡憐の詞  
 なも加へられ候は、し到らぬ者共は御詞を懸りたるなとて歡井に堪すし

吉日を撰ばず

巡檢民訟を聽く

理非明断

て惡きは早く改め能は細可相嗜候乎然れば造作も不入して見事に持な  
 す事も專可依主君の一心候事、一諸沙汰直奏之時理非少も被曲間敷候若役  
 人等私を致す之旨被聞及候は、堅可被處同罪事、右之條々能々服膺し晝夜  
 相勤めて永く子孫に貽厥せらるべく候諸事内方を謹厚沙汰し候へは他國  
 の惡黨は邪覺せぬものなり云々

朝倉貞景 附朝倉教景 朝倉宗滴

彈正左衛門尉貞景公は一乘谷城主にして文明五年三月五日越前に生る、父は朝  
 倉孫右衛門尉氏景、文明十三年六月九日足利義政より北陸道を従ふべき旨の仰  
 を蒙むり劍を賜はりしが、同十八年七月三日逝去す、年二十八心法名子春宗孝貞景  
 時に十四歳即嗣ぎ、長享元年九月將軍義尚公佐々木六角高頼を攻む、貞景江州に  
 到りて軍功あり、永正三年八月加賀能登越中の一揆數十萬越前へ攻來る、貞景即  
 朝倉金吾教景宗滴と號す、父氏景を遣し黒龍川北に合戦し、一揆を誅し殘黨を追返す、同五年五月三好入道希雲佐々木と牒し合せ京師を攻むる時義材に味方し  
 大内介義興と共に七條東寺邊の合戦に軍忠あり、爰に貞景の叔父孫五郎景總弟  
 重景が本腹にして父敏景に愛せらるゝを妬み、文明十五年七月十三日夜重景を



初倉重景  
の遁世

坂井郡八幡山  
の龍興寺  
の跡あり  
藍の礎  
の残  
朝倉景  
の謀叛

討て宅良村慈眼寺に入りて遁世す、重景の母の憤懣甚しきを聞き、京師に出て細川政元に附隨し、彈正忠元景と改名して威勢あり、又敏景の弟敦賀郡司朝倉遠江守景冬は豪侠にして小天狗の綽號ありしが、歿後子景豐嗣ぎ元景が聲なりければ、鳥羽右馬助勝蓮華又太郎堀江景用朝倉教景等は皆景冬が婿なるを頼みとし、嫡家たる貞景に對し、潛に謀叛を企つ、時に太郎左衛門教景龍興寺に入て遁世宗滴と號せしが、此密計を聞き、夜中一乗城に入て貞景に面謁せんとす、貞景怪しみ乍ら延て面するに、豐景の隱謀を告ぐ、貞景大に驚き即時觸て數千騎を率して自ら出馬し、敦賀城を圍む、時に文龜三年四月三日なり、豐景其不意に驚愕し防戰何れも猛將あれども、牒合せし援兵の來らねば力盡き、諸勢に向ひ隨意に降りて命を全せよとて自害す、時に元景江州南部に出陣しけるが、豐景の敗北を聞て加勢せんとて敦賀へ船を急ぎけるが、風波に遮られ、落城の翌日漸く海岸に着す、此に豐景の自害を聞て嘆嗟し直に越前に入らんとするに、隨從の者に留められ、謀略を廻らし江州より飛彈越に迂迴して加賀に出て、武衛の一家増澤二宮等の末葉を催して集むる勢一萬八千人、永正元年八月六日越前坪江上郷へ打出て所々に陣を取る、十六日貞景長崎村へ出馬して戰ふ、元景退却して能州にて歿す、斯て貞

宗徒諍亂

景各將の軍功を賞與し殊に宗滴の忠武兼備を感して敦賀の郡司とす、時に加賀越前互に吳越の遺恨を含む、其故は爰に本願寺專修寺の兩派の寺院所々にありて何れも歸依信仰者盛んなりしが、端なくも兩派諍鬭の事起れり、加賀國主富樫政親京師に在り、之を聞て急に歸國す、時に長享元年十二月十四日なり、則吉崎山開闢より後十七年是に於て其宗教優劣を訴訟に及ぶ、富樫之に對して兩派平和の策を取らて兩派創立の本末を語りて專修寺則高田派の勝とす、宗義の眞理は本末に關する處にあらねば、其偏頗を怒り愈よ火に油するの憤怨を激發せしめ、忽ち一揆暴起して石川郡高尾城を攻む、政親力及ばずして遂に自害す、時に長享二年六月九日也、茲に越前の堀江中務景用は朝倉光玖に其意を得て、佐野南保志比笠松を引率して其勢三千餘騎、富樫に一味せんとて加賀江沼郡に入に及んで富樫の生害を聞て躊躇せる處に、江沼の一揆蜂起して五千餘騎と戦ひ互に勝敗あり、然に一揆は愈勢力を増し、永正三年七月十七日越前へ攻來り、九頭龍川の北へ放火して、坂井郡兵庫長崎の村に陣を取る、是に於て貞景同族諸將を召集して會議を爲す、時に宗滴敦賀より打て出て越前より起る一揆の首魁を捕へて一乘に至る、貞景悦び直に一揆退治の大將と爲す、即ち齊藤民部丞前波藤右衛門、同七郎右衛門上



田中村吉川三段崎衆小林衆を始とし足輕大將には高間松本以下其勢五千餘騎藤島に陣を取朝倉與總兵衛景職を大將として魚住帶刀左衛門窪田黨島田黨岡田佐野南保志比笠松の精兵等三千八百引率して志比の川畔に陣を取る勝蓮華右京進堀江石見守景實武曾深町伊勢細呂木光林房印牧鳥居河居以下四千六百餘騎九頭龍川畔に陣を居へ山崎長門守嫡子小次郎桂祖中角の波に向ひ中村半田



筆蹟  
古押譜所載

江守新保を先として其勢三千餘騎黒丸を陣取す加州越前の一揆十萬人餘互に火花を散して戦ひ一揆遂に敗北す貞景出陣して其勳功を賞し特に宗滴

に感狀を與ふ斯くて越前の一揆加州に逃入りて暫らく平穩なりしが同年十月十日豊原寺を手に入れて川北方面を進退せんとて餘多の勢を引具して又駈來る北莊よりは朝倉土佐守諸勢を引率して豊原口へ進發して追撃す同四年八月二十八日坂北郡帝釋堂口中川村へ打出る此に大に苦戰して一揆三百餘人討死す同九年三月二十五日貞景偶鷹野に出て途中病に罹りて卒去す享年四十法諡天

朝倉宗滴  
感狀を受く

一書二月  
十五日

加越國  
記に豊原  
寺僧信原  
魂を渡す

老將宗滴  
の姿男

澤宗清と云心月寺に葬る二男孝景嗣ぐ二十年父追悼の爲に一字を建立し天澤寺と號す享祿四年八月二十二日宗滴子景紀と共に大將として堀江景忠が宗徒の兵三百餘人都合八千餘騎を率て加州へ入り敷地菅生に陣取す能登越中の諸勢も宗滴に同心して一揆又敗北すと雖とも随つて又起る是畢竟亡國の兆なりとて大舉して平定せんと欲し弘治元年七月二十一日義景の命を受け自ら將として又加州へ追撃す七十九歳の老將勇氣凜々たり一揆の勢愈よ猖獗にして各所に城を構へて激戦す即之に應戰して軍功あり此年九月八日遂に病て卒去す法諡照葉宗滴と云ふ心月寺に葬る子九郎左衛門景紀嗣ぎ敦賀に住す

### 朝倉義景

左衛門督義景公は初め孫二郎延景と稱せしが將軍義輝公より諱字を賜はりて義景と改む足羽郡一乗谷の城主なり父は朝倉彈正左衛門尉孝景永正十年三月將軍義植佐々木定頼を退治の爲江州へ發向せるに多勢を率ゐて甲賀山に馳上り佐々木勢を勢州へ追撃す同十三年六月卿より白傘并に毛氈鞍覆を敷く事を許さる大永七年十一月洛西桂川合戦に義晴卿の召に應し金吾入道宗滴を上洛



曲水宴を催して後  
俊卿を饗す  
土卒に酒を賜ふ遺跡  
大橋屋敷に土器あり

せしめて軍功あり、享祿元年五月二十五日義晴卿相伴衆に召加らる、天文四年四月廿二日猶御内書を賜はり塗輿に乗るを許さる、同十七年逝去す、享年五十六法性安寺太、義景即ち嗣ぐ、弘治五年八月上旬大覺寺殿一乗へ下向あり、之が饗應にて陶波賀河原に曲水宴を開催し、各詩歌の即興あり、永祿四年四月坂井郡栗郷大窪の濱にて犬追物の催あり、四日義景城を出て龍興寺に一宿し翌日糸崎寺に詣て六日より三日間犬追物を観る、其勢數百騎烏帽子直衣燦爛として人目を驚かす、九日歸城す、同九年九月の末源義昭將軍越前へ下向し一乗城に入んとす、是より先前大樹萬松院殿に御曹司三人あり、一を義輝、二を覺慶と云、奈良一乗院にて僧となる、次は北山鹿苑院に住して周忌と稱す、爰に松永禪正久秀子右衛門佐久通及び三好義繼を大將とし兵一萬を率て義輝を弑す、時に永祿八年五月十九日なり、尙一乗院をも襲はんとす、覺慶即ち還俗して名を義昭と改め、院を出て近江和田秀盛の館に入り、若狹守護武田義統に移居せしも、分内狭くして事成難ければ、大館治部大輔晴忠を以て朝倉へ頼入る、義景凶徒退治の儀を承諾し、朝倉孫八郎景鏡を出迎として若狹に遣す、公感謝の餘り景鏡を式部大輔に任ぜらる、永祿九年九月晦日朝倉九郎左衛門景紀伊册入道が敦賀城へ移居る、義昭此に居る是冬雪

將軍義昭  
一乗谷に入る

南陽寺の  
糸櫻

積る、同十年三月加州の一揆蜂起す、十月鎮定す、依て義昭敦賀を出て府中龍門寺へ一宿し一乗谷安養寺へ着す、朝倉中務丞景恒出迎へ、義景は朝倉出雲守前波藤右衛門山崎長門守を隨へて參候す、廿五日城内へ入り饗應儀式大に整ふ、御腰物其他種々の賜物あり、翌日歸寺せらる、十一年三月八日義景母君を二位尼に任せらる武田中務大輔の女、爰に南陽寺と云幽境あり、山水明媚にして風光絶佳、殊に庭前の糸櫻既に爛漫たり、即此に招じて旅愁を慰む

源 義 昭  
もろともにも月も忘るな糸櫻年の緒長きらきりと思は、  
永き日も覺えすくる、夜をかけてあかぬは花の絲櫻かな、仁木義政  
夕月夜暫し休らへいと櫻花はな、めにむすほ、れつ、喝 食 明 慶  
人つてはものかはかゝる絲櫻いとさく花に春の夜の月、一色 藤 長  
たをや女の手引の絲の櫻花見る我さへに心みたれつ、一色 晴 家  
花さかりさらぬ草木も絲櫻いとよりかけて匂ふ春風、一色 秋 教  
櫻花枝もたわゝに糸そへて木の間もれくる春の夜の月、佐佐木高成  
夕月夜ほのめく庭のいと櫻いと、色香もことさらにこそ、大館 信 實  
歸るさを何とゆうへの月の影いと、色そふ花の木のもと、大館 晴 忠



うちはへて風にかたよる糸さくらこやさほ姫の花の衣か 武田信堅  
 をりを得て今日さく花は君か爲今ひとしほの色やそへけん 上野信忠  
 今そ知る柳か枝も梅か香も願ひくやしき糸櫻かな 梶原長盛  
 夕風の薫れる神の月かけてなひく櫻の花の木のもと 伊勢宮千代  
 香はかりはむすひとめよいと櫻みたれて花はちりつくすとも 上野秀政  
 君か代の時に相あふいとさくらいとも賢き今日の言の葉 朝倉義景  
 同年四月二條關白晴良卿を京都より私に見廻として一乗谷に入城す、義景公  
 應として義昭公と晴良卿を請す、仁木朝倉大館上野等何れも順の舞を始む、公  
 り義景に舞の所望あり、興を盡して翌曉に達す、其後義昭は織田信長に襲され、同  
 十一年七月下旬一乗を出づ、朝倉景恒前波景定多くの警固の騎兵を以て送る、信  
 長の出迎余吾莊に來るに會す、斯くて七月廿五日濃州立正寺に入る、信長來つて  
 謁見す、同十一年九月信長義昭を供奉して京に入り、諸國の武士を召上らるの教  
 書來る、義景之を老臣に謀る、朝倉景行疑ひて留む、元龜元年四月廿五日信長來て  
 敦賀郡手箇城を攻む、寺田采女正鐘ヶ崎城を攻む、城將朝倉景恒防戦す、義景之を  
 聞て急に兵を募る、朝倉式部大輔景鏡千餘騎を以て大野城に居て穴鳥篠俣を塞

織田信長  
來り攻む

信長の敗  
北

く、溝江大炊允長逸は七百騎を以て金澤城に在て北方を警固す、黒坂備中守五百  
 餘騎は織田城より河野口へ向ふ、櫻井新左衛門は七百餘騎、鰐淵將監は三百餘騎  
 各杉津口郡教賀 へ向ひ、朝倉出雲守景盛千餘騎、三段崎權頭五百餘騎、虎枝村楳井を經  
 て淺井長政が勢と同しく柳ヶ瀬より疋檀口に向ふべしと定め、印牧村孫六左衛門  
 六百騎にて鉢伏山の要害を圍む、廿七日教景城を出て山崎吉家、美越後守河合  
 安藝守朝倉景行、魚住景固、朝倉景健、梅三郎、右衛門吉仍、朝倉景氏、鳥羽有馬、介等二  
 萬餘騎を率ひて教賀に着す、信長は淺井長政の後詰を恐れて退く、朝倉の兵逃る  
 を追ふて首級を得ると三百五十餘、六月廿八日江州姊川合戦には又信長敗北し  
 て岐阜に逃れ互に死傷多し、十一月十六日義景の軍進んで江州坂本外四ヶ所に  
 陣す、信長志賀宇佐山に出陣して雌雄を決するに又敗北して僅に身を以て逃る、  
 是に於て將軍の下知を以て和睦せしむ、信長淺井長政が城の前なる虎御前山を  
 以て城郭を築く、淺井之を朝倉に注進するにより、同三年七月中旬朝倉景鏡五千  
 餘騎を率て先淺井が小谷の城に着す、廿四日義景又一乗を出て進發す、其兵三萬  
 二千餘騎敦賀に着し、廿八日江州柳ヶ瀬に陣を取る、此日大風八月三日淺井城の  
 大手なる大嶽に着陣す、諸軍は近郷の山々を要害に取りて楯籠る、信長は美濃尾







死勇將の時

陣替す、二城遂に陥る、義景敦賀へ退陣し、更に正境に退く、山崎長門守吉家同小次郎朝倉掃部助追來り、敵軍の中へ驅入り、大に戦功ありしも勇氣既に疲れて討死す、山崎七郎左衛門吉延同肥前守弟珠寶坊和田三郎左衛門同清左衛門吉次、鰐淵將監吉廣、補九郎兵衛吉久、山内彌五左衛門、壁田圖書吉澄、同七郎吉房、清水三郎左衛門、岩崎宗左衛門、増井五郎左衛門、木田宗兵衛、樂俊田房、十郎左衛門、秀勝、西島彦五郎、吉尙鳥井與七等又討死す、朝倉景胤同景健等の一隊又合戦するに、木下藤吉郎五百騎計にて攻來り、遂に朝倉治部大輔同土佐守同彦四郎同掃部助河合安藝守一色治部大輔、美越後守窪田將監、細呂木治郎伊勢九郎兵衛、中村五郎右衛門同三郎兵衛、同新兵衛、長崎大乗坊、引壇六郎三郎、小泉四郎左衛門、神波宮内助、溝江左馬允、青木隼人、佐右兵衛、大輔龍興等五十餘人戦死す、朝倉景健同景胤僅に虎口を破りて、義景に會す、義景曰く此所にて腹を切り屍を戰場に晒さんと、鳥居高橋之を止め、一先木目城に退きて、殘勢を揃へ一戦の策略を爲さんと、朝倉兵庫助云ふ我分別能はずと馬に乗て逃る諸兵共に退散す、義景防ぐに策なし退いて府中に着するに、僅々五六騎にて十五日一乗谷に歸城す、殿中寂寞一人の伺候する者なし、時に朝倉景鏡鳥居高橋來る、義景曰く我運既に盡きたり、信長來らば陣中へ

平泉寺茶徒朝倉に背く

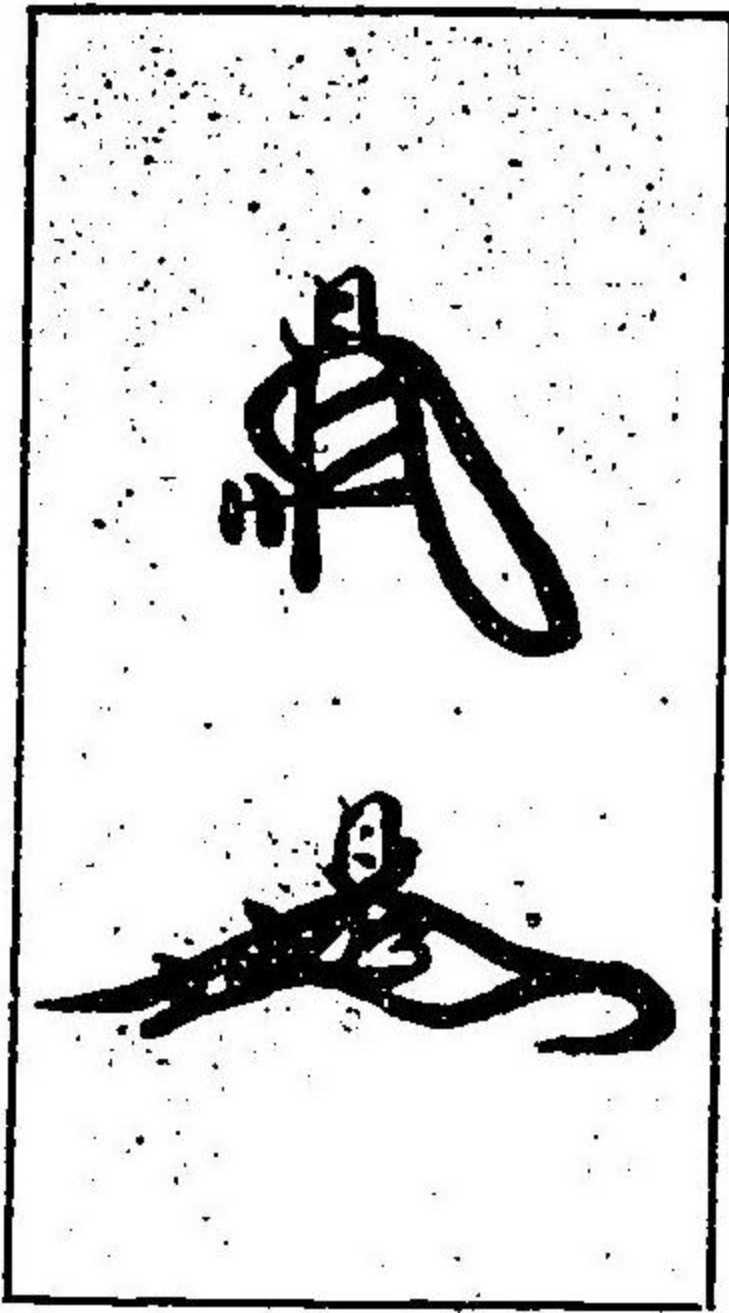
一乗谷集土となる

驅入戸を軍門に嚙さんとして、重器を焼捨んとし、又一子愛王丸説四を敵の手に掛るに忍びずとて、先刀を取る三人之を止め、加州を後にして豊原寺へ退くか、或は大野へ往て平泉寺の僧徒味方せば、敵勢輒すくは向ふまじと、先平泉寺へ十八日加勢の頼狀を遣すに、一山の大眾會議し、義景は國主なるが故に舊恩を思ふて速に應ずると思ひの外、信長に加勢の意を示さんとて、近郷の民家に放火す、斯る處に景鏡より平泉寺へ私に使者を立て、義景に意恨あるにより、信長に屬す、一山速に我に同心あるべしと、此日一乗谷にては市街各所に放火して、烟燄天を焦す、彼糸櫻に咏歌の雅遊ありし南陽寺も一炊の夢となれり、又敦賀にては魚住景固を後押に差置かれけるが、既に信長に屬し平泉寺の同心せる事を、男彦三郎をして注進して、信長に進發を促す、十九日信長府中に着し、龍門寺に本陣を構へ、大將木下藤吉郎、柴田勝家、明智光秀等三千餘騎、大將信長五千餘騎の威勢、太だ盛んなり、十九日景鏡使者を以て、御陣所洞雲寺は我等の陣所と程遠ければ、六坊へ御着あるべしと云ふ、是に於て、義景西の剋六午時六坊賢松寺へ着し、供勢には小川六郎左衛門、同三郎左衛門、加藤新三郎、高橋鳥居なり、高德院御臺所御曹司には齋藤兵部少輔、今藤源三郎、九津見清右衛門、西山の僧眞勝等なり、母公御臺皆共に昨日の榮華



にひきかへて今宵は茅茨に鳴蟲の露の命と眠もやらず流るゝ水の行末を打語らふに東は早くも白みける廿日の黄昏朝倉景鏡親ら百餘騎を引率して六坊を取圍み鯨波を揚て鐵砲を放ち御運命は是迄なり急ぎ御腹を召れ候へと呼ぶ義景此體を見て憎き振舞かな何れも防ぎ候へとて靜に看經して料紙に辭世を七願八倒四十年中無他無自四大本空と書りて割腹す高橋利助介錯して鳥居兵庫と共に殉す公時に年四十一實に

景四民一翌年  
土北勝に  
山に其村に  
松の北に  
が明りし  
初切倒せ



朝倉義景公印

天正元年八月廿日也法名松雲院殿大珠宗光と云二男三女あり長女大野三河守室長男阿若丸天す二男愛王丸は八月廿四日義景母君高德院及御臺所と共に信長の爲に害せらる年七歳法名華林宗春と云末女二人あり家臣福岡石見守義景の命により私かに逃れて豊原寺に往んとする途中農民の爲に福岡は害せられ乳母なる中角村野尻河合村八杉が辛うして二姫を抱いて諸方に隠れ養育して後一女は東本願寺教如の室と爲し一女は尼と爲り法名宗榮今立郡長泉寺内に小庵を結び終

生朝倉家の菩提を弔ひ天命を以て終れりと云ふ

〔信長公記〕 太田和泉守資房記

八月十八日府中龍門寺に至て御陣を居させられ朝倉左京大夫義景我館一乗の谷を引退大野郡之内山田庄六坊と申所へのがれ候さしもやむことなき女房達輿車は名の「み」聞て取物も不取敢かちばだしにて我先に「と義景の跡をしたひて落られたり誠にも當られず申は中々愚なり然處に柴田修理亮紹葉伊豫氏家左京助伊賀守初として平泉寺口へ義景を追懸御人數被差遣其上踏卒手分をして山中へ分入てさしが候へと被仰出毎日百人二百人宛一揆其龍門寺御大將陣へ括縛召列參り候を御小姓衆に被仰付無際限討させられ不被當目様體也茲に野仁の者共けたかきかと有人と見えたる女房の下女をもつれ候はて唯だ一人在之をさがし出し五三日いたらぬ奴原止置候處に或時硯をかりてはな紙の端に書置をしてたばかり出て井土へ身をなげ果られ候後に人々是を見れば歌也「ありなればよしなき雲も立かゝるいさや入なむ山のはの月」と一首を書置此世の名殘是迄也見る人哀に思ひてなみたなかさすと云者なし平泉寺僧衆御忠節可任の由候て人數を出し手を合せ朝倉左京大夫義景難逆様體也茲に朝倉同名に式部大輔と申者無情義景に腹をきらせ鳥居與七高橋甚三郎致介錯兩人之者も追腹仕候中にも高橋甚三郎勤無比類之由候朝倉式部大輔義景の頭を府中龍門寺へ持せ越八月二十四日御禮被申名字の云越領と云親類と前代

朝倉家最  
後之慘狀



未聞之働也、義景之母儀並嫡男阿君丸尋出し丹羽五郎左衛門に被仰付生害候也、去て國衆縁々を以て歸參之御禮門前成市事候、則義景頸長谷川宗仁に被仰付京都へ上せ獄門に懸させられ、越前一國平均候間國中の捷を被仰付前波播磨守守藤代としてをかせられ、天正二年甲戌正月頃朝倉左京大夫義景首一、淺井下野首一、淺井備前首已上三つ薄浪にして公卿に居置御着に出され候て御酒宴各御謠御遊興千々萬々目出度御存分に任せられ御悦也

〔越藩拾遺録〕 寫本

一乗城跡 一乗は朝倉五代の在城なれば、金殿廊閣軒を連れ奇樹怪石砌に充て繁榮なりしかば、其舊蹟所々に存在す、今松雲院の寺地は常の御座所の由也、諸家中の歴々前波九郎兵衛山崎長門守魚住備後守、其外寺屋鋪は心月寺安養寺を始として石垣等の迹殿然として残り、西の方には矢地千軒屋鋪の迹所々に其形残り、今の松雲院より上に湯殿屋鋪風呂屋の跡庭石等残り、義景の母公廣徳院殿屋鋪迹寺の際にあり、寺の長に鶴の島屋北に犬の馬場、是より又北に釘殿屋鋪等より西に柳の馬場山上に觀音屋鋪礎の跡瓦石等存在せり、寺より一里南淨教寺の奥に無雙の流布あり、流の向に瀧殿の跡あり、瓜割清水と云は木戸内村百姓家の東に後山際に昔の御膳水の跡榎木の礎残り、水中に小き石あり、是を上げれば必らず怪異ありといへり、寺より五丁南上木戸口是より十町南安養寺屋鋪上木戸口南の山際に心月寺

屋鋪上木戸口より鹿俣坂を越え上口へ往來あり、寺より十町北に下木戸口寺より二十町東大目放寺の長に小目放小城か端とも云寺の並び長に南隣寺屋鋪頭本寺八の谷と云は寺の西の方八分也、寺より七八町南遊樂寺屋鋪北側に諏訪明神社寺の西に赤淵山崎屋鋪權殿屋鋪筑山屋鋪永祿十年將軍義昭公御成の時諸士警固の所々には大橋前魚住備後守坂小路櫻井新左衛門上波橋氏家左近三輪小路眞柄備中笠間小路眞柄左馬川合虎福寺かり谷廻平左衛門是等の所々田畑の字に残れり

朝倉敏景同義景墓 足羽郡城戸内村松雲院の裏にあり又六坊賢松寺跡は大野町より四五丁許に字義景と云ふ所百歩許の森の中央に義景の五輪墓あり左の方に碑あり(左に文を録す)義景公肖像福井心月寺に藏す(挿圖参照) 贊 多髮俗兮衣色僧本來面目俗非僧此間天下有誰會、隻履歸四缺齒僧于時天正元龍集癸酉仲秋念有日 心月住侶觀奚察拙書

赤淵明神社 朝倉家祖孝徳天皇御子表米親王が但馬國の海上にて變船來るを討伐せられし時、我船風波に破れたるを大鮑の附着して覆没の難を免がれて、遂に變船遺迹す、其功により朝倉郡の上領となり、鮑を祭りて赤淵明神と稱し、一乗谷の傍城戸内村に鎮守として祀られしが後心月寺に移す(但馬考)に其鮑を祭りたる社は朝來郡式内赤淵神社也とありて由緒同じ、又朝倉家の紋章木瓜は親王が討伐の朝命を受けたる時御座の紋を賜りしと云大黒丸城跡 坂井郡黒丸村にあり足利高経後朝倉廣景より敏景に至る城

鮑の神體



跡なり、三宅村より二丁許東の山の内に四十間四方許の攝上の形あり。

一 乘後主廟碑

龍池義和建之

兩雄之爭衡者。其勝敗之機微矣哉。且命有厚薄。時有利不利。雖力拔山氣蓋世。亦不可奈之何也。豈必戰之罪耶。一乘後主朝倉公繼。祖先業虎據本州。跨有若加。當其連江擊尾也。帶甲數萬。如熊如貔。籌策之臣。星列淵深。坂本堅田之役。連勝馘尾四將。尾人請天朝求平。且贈盟書謝罪。不亦盛乎。後江北之役。遭時之不利。師與尸。封疆不守。加之叛臣相繼。啓寇賣國。將星墜焉。社稷亡焉。時與命與。烏軍哀夫。距公之卒。二百五十年于此矣。兆域之地。在水中坻。墓碑湮沒。荆榛荒穢。舊臣島田義兼之後。有龍池義和。其家藏所嘗賜圖書寶器。世守園陵主祭祀。悲其荒廢。欲修治久矣。而不得官許。以故未果。今茲有助其志者。德憑請官得其許可。乃開榛莽。復祀墳墓。雖未能壯麗。頗足加神威矣。於是書其事於石。以告後人。

文政九年丙戌秋八月二十日

岡田輔幹  
龍池義和  
官拜書

柴田勝家

從五位上柴田修理亮勝家公。初の名は權六と稱し、越前北莊の城主なり。家祖は清

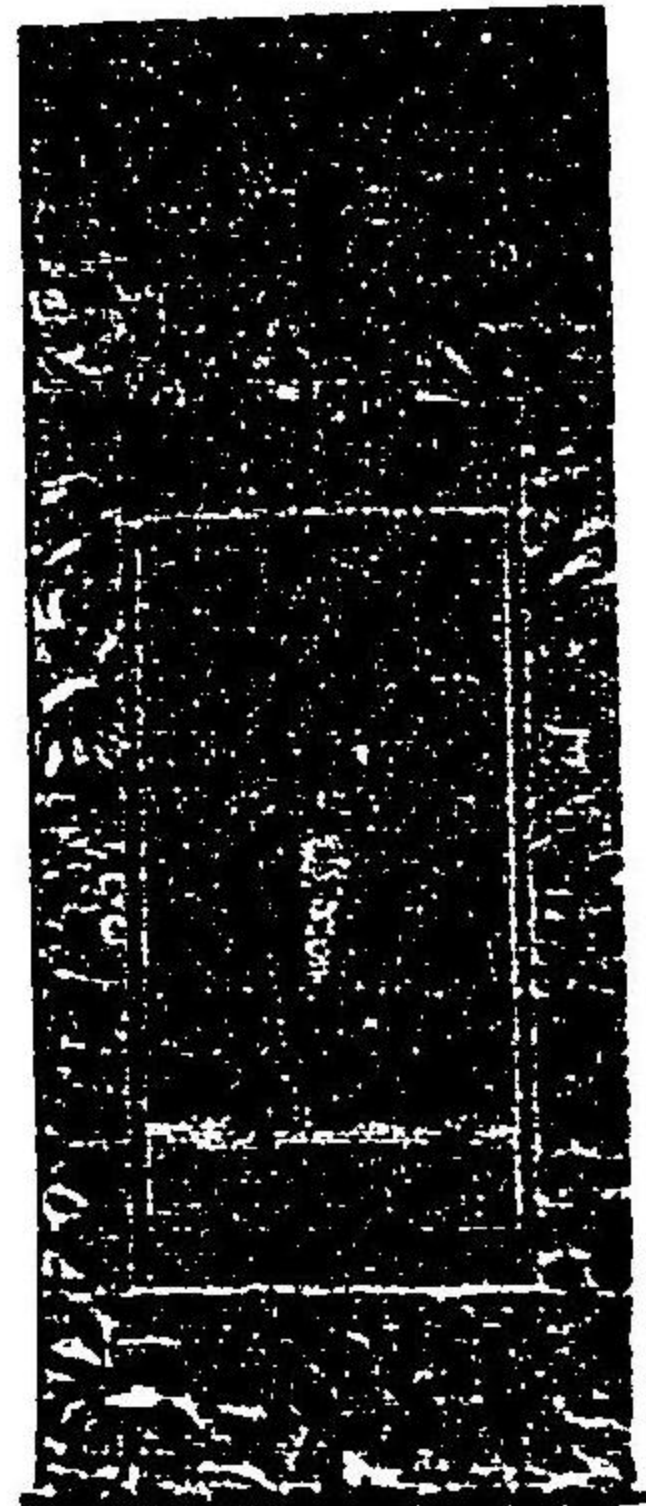


朝倉敏景公肖像



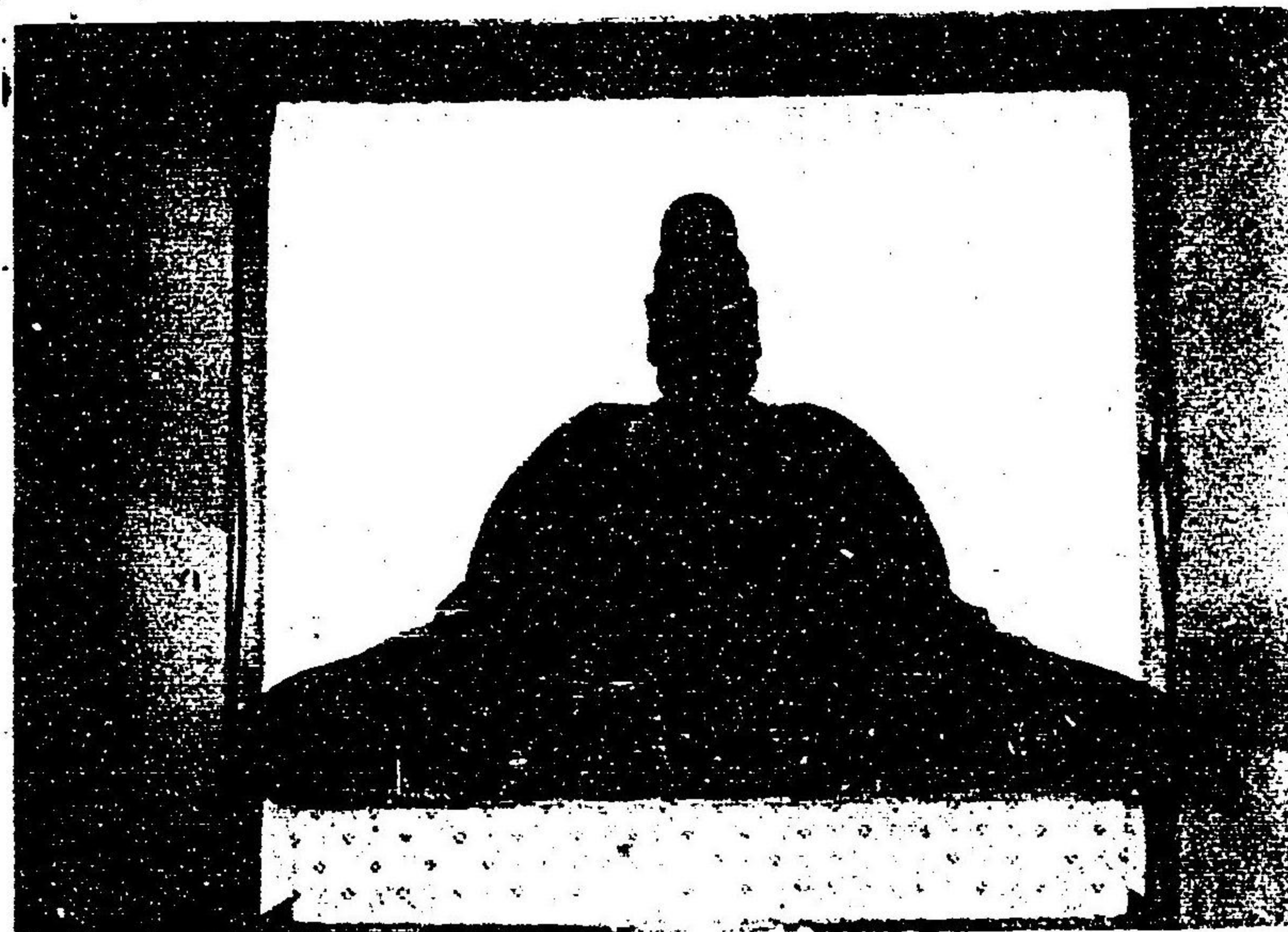
福井市 心月寺所藏

朝倉義景公肖像



福井市 心月寺所藏

柴田勝家公像



福井市 西光寺所藏



和源氏にして斯波武衛の一族修理太夫義勝と云、越後新發田の城に居る、因て柴田を氏とす、後尾張國愛知郡社村に移り、其子柴田土佐守は則勝家公の父なり、公初め織田信行に仕ふ、弘治二年五月林佐渡守通勝弟美作守通具と勝家に説て信行を立て信長を廢せんと謀る、信長之を察し佐久間大學盛重をして名塚の壘を守らしむ、林等之を攻む、信長於多井川を涉りて救ふ、稻生に戰ひて通具を殺す、其勢皆敗走す、信行即信長の母公に憑り哀を乞に依て許さる、信行勝家都築藏人剃髮染衣の體にて歎謝す、然るに其後信行は春日井郡龍泉寺に城を築き織田伊勢守と合着して尾州の東郡を押領せんとす、佞臣都築藏人を大將とし甚だ奢驕を極む、勝家其無道なるを諫言すること數回なるも聽かず、同三年正月五日諸士に美膳を賜はるに獨柴田を省き、勝家其席に在て耻辱を與られければ、或夜清洲に往き信行の謀叛を密告す、信長怒つて信行を亡す、是より勝家信長に仕へて忠勤を盡し、永祿五年五月美濃加留美の合戦に出づ、稻葉又右衛門尉大音揚て兵を勵ます、池田勝三郎佐内藏助彼こそ武者大將ならんと共に突伏せ首を取に至り、互に譲つて決せず、勝家此大將の首取らずば味方の弱みなりとて走り掛つて打落し、信長に參して是は龍興が武者大將の首なりとて其次第を述べければ、大に



賞せられ後引出物を下されける、十一年九月先鋒となりて箕作城を攻む、信長觀音寺城に移り勝家等をして國務を預り聞かしめ、又勝家佐佐成政蜂屋頼隆と日野城々攻め尋て京師に入り青龍寺城を圍み、岩成主税頭を降す、元龜元年四月信長と越前に入り手筒山城を攻む、五月命を受けて長光寺城を守る、六月佐々木承禎野洲郡に出て其子義弼をして長光寺城を攻む、因て之を拒む承禎亦來つて兵を増す、圍固くして克たず承禎居民に餌して城中の險易を問ひ其水乏しきを識り、刃ち兵を分ちて水路を斷ち、試に平井甚七をして和を請はしむ、勝家之を悟り城中貯ふ所の水をく銅盤に盛り、人をして之を擔がしめ、使者に盥嗽せしむ、命じて其餘水を捨て吝む色なし、使者驚き怪んで歸り報す、勝家士卒を勵して曰く、敵既に城中水乏しきを知る、乃ち饜を設けて盡く善ふ處の水を飲ましめ、自ら長刀の石突を押して水甕を打破りて激勵死を盟ふ、夫より出て敵軍を斫る一よく千に當る、奮銳敵を薙ぐ、承禎遂に敗れて石部に走る、首を獲ること七百餘、信長大に感嘆し柴田及び佐久間に褒賜良邑三萬貫宛加増の地を賜ふ、時の人賞揚して齋破柴田と呼ぶ、同二年長島合戦に一揆雲霞の如く起りて各要所を遮る、勝家は武門の棟梁輕々之に應ずるに、勝家が馬驗うまけん五幣計らず一揆に奪はる、時に水野次右衛

齋破柴田

御幣の馬

信長退治

信長越前  
の社寺を  
焦土とす

門尉門尉十六と改む、敵中へ驅入て五幣を取返し來り直ちに勝家に捧ぐ、即ち其賞として過分の領地を與へ且つ趨衣かきをも預けたり、信長思ふに長島既に退治し武田勝頼も三河表の合戦に打負けて關東の敵も今は恐るゝに足らざれども、唯越前加賀の一族まだ全く治らねば一舉之を退治せんとして、天正三年八月十二日越前へ進發す、其勢五萬餘騎、江州海津邊へ指向ふ、徳川家康三遠の軍兵一萬三千馳加はる、爰に勝家は柴田宮内少輔同伊賀守同鹽物佐久間玄蕃同帶刀左衛門豊島吉田近藤右近杉江彦四郎徳山五兵衛尉同吉左衛門尉井上久八郎同清八郎めんじゆ受勝助中村與左衛門足輕大將として拜郷五助一瀬新左衛門安井右近以下二萬二千餘騎を引率す、十四日敦賀城へ着し、十五日羽柴秀吉惟任光秀稻葉伊豫守柴田勝家は杉津城より、木目鉢伏城へ、一方は河野城の新城を破却し、十七日進んで府中龍門寺に入り、是より諸方へ將を分て攻立て神社佛閣を盡く焼失せしめ、一揆の徒七百餘名を刑戮す、夫より信長一乗谷へ入り又北莊に出て、九月二日豊原寺を焼き一先平定を告げれば、各戦功を賞し大野郡三分二を金森五郎八に、三分一を原彦次郎に、府中十萬石を前田利家佐佐成政不破彦三に、敦賀を武藤宗右衛門に其餘四十九を勝家に賜ひ、二十三日將に出立せんとするや、勝家に向ひ、越前加



勝家越前  
主と爲

賀は大國にして殊に北陸の要地也、武勇と文道を兼ね、諸人服心の思慮無くんば、守國の永久を持續し難し、國守は唯人道に急なるを専らにするを説きて、岐阜に歸城す、茲に一揆の大將下間筑後法橋府中の近村に潛み居たるが、加州へ落行んと三國を迂回する道にて、下野野中黒目余納津四村の村民等、鐘鼓を叩き大勢を集め、下間を捕へて頸を刎て稱名寺に集る、住僧慧祐急ぎ首を籠に入れて北莊城に至り、柴田勝家に捧ぐ、勝家見て大に悦び、領地百石を下さるに固く辭しければ、即ち感狀を與らる下、斯くて天正四年越前加賀の一揆を誅伐し、毛受勝助を以て其旨を言上す、信長悦び斜ならず、堀久太郎をして美膳を給はり、勝家と共にしたる其功を以て加賀を佐久間盛政に與ふ、是より先、勝家飯尾信宗の女を娶りしが、昨冬病歿す、是に於て信長佐佐成政をして諭す處あり、淺井長政の寡婦を以て後室とす、是を小谷君と稱す、勝家又治國の初に當つて北莊足羽川に大橋を架して、交通を便にして土地の繁榮を謀り、由緒ある社寺に制札を下附して、狼藉闖入を防ぎ、以て名蹟を保存し、一乗谷の愛宕權現を北莊の足羽山へ移して、寺領山林を寄附す、愛宕山遊樂寺一乘町法興寺木且商業を振起せしめんが爲めに輕物座の朱印を下附す、其一橋家古文、又近江中河内より椿坂に至る險路を開整して安土

下間筑後  
法橋の末

北莊大橋

愛宕權現  
永正八年  
一期會氏  
一乘に建  
立す

國道開墾

舟橋の鐵  
鎖  
納枿の改  
正

魚津松倉  
の二城を  
攻む

信長の凶  
計秀吉光  
秀を撃つ

山信長へ參勤の便にす、國民舉て其餘德を喜ぶ、同八年郷民に觸して各家所有の武器馬具一も殘さず差出さしむ、若隱匿せば之を野心と認む、是に於て甲冑刀槍弓箭馬具腹巻に至る迄盡く北莊に持運び、城内堆積山を爲す、勝家悦び鑿鑿家をして其鍛なる利器を倉庫に藏め、鈍なる雜器を鐵代として鍛匠に命じて農具とし、郷民に分與す、其餘鐵を城郭の金物九頭龍川舟橋用の連鎖と爲す、國民安堵の思を爲し、農商各業を勵み、茲に多年の衰態を振起回復の端緒を啓く、不逞の徒亦良民に淳化し、國民其治績を稱揚す、又納枿の法を改正し、京枿一俵四斗五升六合を四斗一俵として納めしむるの恩惠を施す、八年閏二月勝家加州を過て越中に入り、末森城を抜く、能登の人長連龍來り會す、即火を縱ちて歸る、十一月加賀の一揆大將たる十九人を誅戮し、其首級を安土山へ送る、信長即松原町に梟首せしむ、十年四月勝家能登畠山の殘黨遊佐三宅温井等を撃て之を破る、三人越後に奔り、上杉景勝に依る、進んで魚津松倉の二城を攻む、景勝之が後援を爲す、五月景勝と天神山に戦ひ、佐久間盛政をして魚津を圍ましむ、六月遂に魚津を抜き、進んで越後に入らんとす、其四日信長の凶計至る、依て盛政をして景勝に備へしめ、直ちに京師に入て、明智光秀を討んと欲す、師旅を整ひて十六日柳瀬に至る、此に秀吉



勝家と秀吉の衝突

の捷報を聞き遂に清洲に往く、秀吉丹羽長秀池田勝入等と信忠の子三法師を奉じて織田家の嗣主と爲さんとし、勝家は三七信孝を嗣主とせんとし、互に恨を含めるを察し、長秀其夜秀吉と同室に寝て足を以て注意する所あり、秀吉悟りて大阪へ歸る、勝家熟ら思ふに秀吉は三法師を擁して自ら實權を掌握し、威望日に加はり驕慢放縱度無に至り、勝家朴直忠義の赤誠を抱き、職田の宿將たる且妹婿の縁族たるを以て不平に堪えざるものありき、後勝家秀吉に請ふて曰く、越前は難所にして上洛に不便なれば、江州の内長濱城を中宿とし、貴殿と共に天下の制法を正しうすべし、幸ひ長濱城は貴殿の領地なれば御渡あれと、秀吉難儀と思へど、佐久間玄蕃次席にあれば其氣色に恐れて之を諾す、勝家喜び近日玄蕃を差越すべしと、秀吉曰く玄蕃殿は甥なれど他姓なり、養子伊賀守勝豊殿に渡し度と、勝家之を諾し、翌日本本宿に着、伊賀守を遣はす、伊賀守は疋田左近大鐘藤八を従ふ、秀吉即ち其城を渡して上洛す、時に七月十一日なり、伊賀守の家臣等周章て丸岡より此に移る、斯くて岐阜城主織田三七信孝は秀吉を恨めることあり、勝家を懇みて秀吉を討亡さんとの計略あり、勢州瀧川左近之に同意す、秀吉の威勢日を追て盛なり、京師の町人柴田瀧川へ來つて其狀を語る、柴田心に懸ず、瀧川思ふに越前

長濱城の所望

瀧川一益に積雪を苦む

秀吉の老猾

柴田勝賢秀吉の術中に落つ

は冬より春まで積雪道塞りて出陣し難し、此際秀吉に油断さするの方便を廻らし玉へと申使はす、勝家之を然りとし、十月二十五日前田又左衛門尉不破彦三原彦次郎金森五郎入の方へ中村文荷齋小島若狭守を以て秀吉へ中和の議相調ふ様取計ひを頼む、爰に秀吉が和睦同心の旨を得、勝家悦て心を安んず、斯て秀吉蜂須賀彦右衛門尉木村小隼人に語て曰く、今四人の者より和睦申入は全く實に非ず、必ず雪消たる三月の頃には柴田上洛すべし、油断すべからずと、長濱城に在る柴田伊賀守は佐久間玄蕃と不和なり、又勝家をも恨めることあれば、幸に之を味方に引入べしと、則湯淺甚介を使用して柴田の家老徳永石見守木下半右衛門並に與力大鐘藤八山路將監疋田左近神谷越中守方へ今度味方に參られなば、越前を伊賀守殿へ進じ、各方をば大名に取立べし、依つて主人へよく勧めよと、是に於て六人同心して伊賀守へ申しければ、之を聞て親に弓を引く法やあると同心せざるにより理を極めて勧め、遂に同心す、秀吉聞て大に悦び、人質を取り、徳永大鐘山路は其使したればとて名作の太刀及黄金を伊賀守には來國實の太刀に金三百兩をぞ贈りける、斯て秀吉は數萬騎を引率し、十二月中旬に濃州を討從へ、寶寺へ還る、信孝急ぎ越前へ飛脚を遣し、長濱へ出張の出軍を促せども、雪深くして徒に



積雪軍機  
むな誤らし

日を移す、是に於て伊賀守家臣に向ひ我勝家に恨ありて今秀吉に一味す、依つて丸岡に親妻子を殘置たる者は越前へ歸り、又君臣の義を重んじて忠を盡さんと思はゞ宜しく調略を以て妻子を當城へ引越さすべしといへば、家臣大に當惑す、越前にては既に伊賀守は秀吉に組すると云、佐久間玄蕃聞て之を勝家に告げれども實とせざりしが、丸岡より妻子を連出んとて騒動するを聞き、勝家大に驚ろき怒りけれども積雪の爲めに打出ること能はざりき、同十一年正月秀吉大垣城に入り、稻葉山へ差向け、遠巻にす、三七再飛脚を遣して出軍を促しければ、勝家國中の人夫をして、江州柳瀬までの山間の雪を碎せたるに、又降積りて遂に出陣せられざりき、斯くて岐阜よりは再三の使に佐久間玄蕃、前田又左衛門尉父子を大將として相續人には、佐久間三左衛門尉原彦次郎、徳山五兵衛金森五郎、八不破彦三其勢五千餘騎、三月七日越前を立つて、八日江州木本に着し、近郊を焼拂ひ、此より二手に分かれ、一手は立蕃を大將として、長濱の道筋を北早水村迄焼拂らひ、一手は前田大將にて、美濃路と春照宿まで焼拂ひ、九日暮人數を引取て、江州余吾庄、行市山に陣を取りて、人馬を休む、秀吉これを聞き、岐阜城を押へ置き、十日大垣を立て、長濱城に着陣し、翌日余吾庄へ打向ふ、都合其勢四萬餘騎十三段に備て攻寄

行市山の  
陣取

秀吉の偵  
察

賤ヶ嶽の  
要害

ける、前六段の勢は行市山の麓へ押寄て攻む、佐久間の兵之に應ず、又天神山の方へは堀久太郎は順慶に入代りて、人數三百を以て押寄れば、越前勢亦等分程の勢を出して、弓鐵砲にてあしらひけり、秀吉十二日未明小姓一人を召具して、足輕の體に出立せ、行市山の峰に忍び上らせ、越前勢の陣取を覽て、急ぎ歸らせ、柴田謀略を以て我を釣つけ、伊勢美濃兩國を三七殿瀧川に討平げさせ、其臣を以て後ろより押寄り、此山中の難所に包討にするの巧みなることを悟り、急ぎ先賤ヶ嶽木本山に向城を拵へ、所々に要害を構へて、柴田が出陣を押へんとす、佐久間この要害を見て、北莊へ急使を馳せ、この要害普請出來せば、秀吉は引取べし、早く出陣して追拂ひ玉ふべし、若し延引せば、何十萬の勢あるも容易に討拂難しと、是に於て勝家軍勢三萬餘騎を引率し、三月十八日北莊を出て、翌日柳ヶ瀬の内中尾山に着陣す、秀吉十九日未明に賤ヶ嶽の尾通を攀登らせ、要害を巡見し、又藤尾峠へ手廻二三人を召具して、忍び上せ、佐久間が陣所より勝家の本陣を覽て、勝家我を此難門に釣置くの謀ごと案の如くなり、とて人數を差添て、三月二十三日秀吉大垣に歸る、二十七日岐阜城へ大勢を以て攻む、三七又使をして、秀吉晝夜攻られければ、氣奪はれ既に危し、早く敵の要害を攻破りて、當城の後攻を爲すべしと、勝家之を



佐久間玄蕃の秘策

玄蕃に謀る、玄蕃云此要害堅固にして若力攻にせば味方多く亡ぶべし、山路將監は此方の家人伊賀守に付置れたるが故に今敵方にあり、此主將一人を引入なば珍術も施すべきと、勝家即宇野忠左衛門は山路と入魂なりければ遣しける、宇野夜中忍びて堂木山の柵際より山路が家人を呼出し案内させければ、山路聞て日ごろは懇意なれど、斯く敵味方となりし上は對面せずと出合ず、宇野先兩刀を渡し強て而會を望む、遂に一間に逢ひて低聲勝家が懇意と述べ、山路曰く主人伊賀守今は秀吉に與されたる上は我味方に參れば諸人の嘲となるべしと、宇野重ねて將來の榮華を説き丸岡十二萬石を遣さるべしと云ふ、然らば御墨付を得て従はん宇野云く、勝家より我取置申べきと堅く受合ふて歸る、山路熟ら謀を廻らし木村蜂須賀を討て其首を勝家方へ土産にせんとせしに、野村勝次郎より隠謀遂に洩る、山路驚て甥某に申付長濱に残し置たる老母妻子を船にて京へ歸せと申遣し、己は小屋に火を掛け、四月十三夜柴田が陣へ驅込ける、玄蕃敵狀を伺ふに賤ヶ嶽を始め小城いづれも要害堅固なり、たゞ尾末海山の二ヶ所の城は粗製なれば是より足海峠へ廻り賤ヶ嶽の麓へ下り余吾の海邊より忍んで海山の内大岩山に橋籠たる中川瀬兵衛が丸へ取かゝり一刻攻にせば、中川は討取らるべきと

宇野の巧謀山路を説す

中川瀬兵衛の戦死

勝家云尤理あり去乍ら他國に出ての中入は一大事なり、仕損せば大に利を失ふべしと然るに玄蕃血氣に任せ勇みて止まざりければ、今宵忍入敵の要害一ヶ所攻落さば早く本陣へ引取べし、必ず外の城へ取掛べからずと軍法を示す、斯くて玄蕃は我陣所へ歸り佐久間三左衛門尉前田父子徳山淺見山路等に密談し、四月十九日終夜支度を爲し丑刻午前二時行市山を打立て峯通を忍び、足海峠を下り堂木山の押に前田父子に三千餘騎、賤ヶ嶽の押に三左衛門尉五千餘騎、西に扣させ、玄蕃は殘勢を引具し中川が橋籠たる大岩山を心懸け、枚を啣ませ余吾の海邊公方山麓へ打廻す、然るに黎明賤ヶ嶽より馬を下し足を冷す武士三名を認む、玄蕃即時に二人を討殺す、一人は逃上りて馳歸る、越前勢大岩山城を、七重八重に取巻き関をとら作りて攻かゝる、中川瀬兵衛は著名の勇士、四方八方に走り廻りて防戦しけれども遂に制服す、高山右近岩崎城を開て落行、暫時に二箇所の要害を攻落し悦斜ならず采配を取て小屋の棟に上りて関を作るに均しく棟打ひしげける、勝家此注進を聞て悦び、此度の武功其方の智謀なり、早く引取士卒を休ませとありけれども承引せずして賤箇嶽へ押寄んと評議す、先桑山羽田か方へ使を以て唯今一戦を遂ぐべし、されど城を開渡せば命は子細無しと申送るに、寔に悉し



玄蕃血氣に誇り勝家の言を用ひず

當城は無勢なれば大軍を引受け其功立べきとは存せず併白晝は諸士の嘲弄忍びがた夜に入らば開渡すべしと互に虚鐵砲を放合ふ爰に堂木山主將の中より味方に參るべし江北の郷侍も旗指物を給はらば味方すべしと申來るに玄蕃いよ／＼血氣に誇る勝家の方より秀吉は速智なれば此際驅付なば敗北すべければ士卒を引入よと使者數十回なるも玄蕃耳にも入れず明日は上洛の用意せられよ秀吉來るも大垣よりは十二三里人馬疲れて軍用に立すと勝家曰く玄蕃は敏腹切するぞ我自ら迎に行へしと云けれども遂に承引せずして返事もせざりける是に於て秀吉方にては早驅の注進を聞て岐阜の押へに氏家を殘し置さ後より追續くべしとて秀吉七騎を供とし酉刻午後七時木本宿に着し地藏堂前に休憩し續勢を待つ此に玄蕃諸勢賤箇嶽を取巻き使を立るに桑山羽田唯今立退べしとて時刻も移ければ秀吉が木本へ着するや忍者を賤箇嶽へ遣し城を堅固に守れと命ず桑山羽田是より鐵砲に玉を込て打出す勝家中尾より玄蕃が陣へ勢を送り狐塚に陣を寄す玄蕃陣中には秀吉後巻し來ると騷擾す拜郷五左衛門最早や覺悟し給へと申せば玄蕃大崎對馬を召て實否を見參れと命ず即蜂ヶ峰筋より下り黒田の觀音阪にて南方を見渡せば東西の兩道松明續き木本邊は

秀吉の輕捷

金瓢の馬表輝く

毛受勝助の忠死

前田利家の慘刑

人馬の音夥く大崎歸て之を告れば玄蕃驚き先人數を清水谷の峠へ引取備を立んと鬨つひさける秀吉茶臼山に掘切を緩々と押廻す丹羽長秀之を聞て山梨阪より嶽東へ押廻す玄蕃は清水谷の峠に備を立んと人數を引けるに早敵兵後に喰向て従へば玄蕃が兵騒ぎ立つ遂に備を立得ずして嶽北の飯浦阪南の小峯に軍配をとる柴田伊賀寺病氣京都に養生し是月十六日病死す其二十日夜月明かに忽ち頭上に當つて金瓢馬印の輝くを見大に騷擾す秀吉自ら貝を吹き黒烟を立てて攻來る山崎將監は加藤虎之助に討殺され拜郷五右衛門は福島市松に首を取られ宿屋七右衛門も討死す斯かる處に菖蒲谷より堀久太郎賤箇嶽を始め處々の附城より討て出ければ柴田の勢前後に包まれ大に散亂す勝家我軍の落行を見て腹切んと思ふ也皆々落行けと言玉へば毛受勝助金幣の馬印を申受け勝家に代て奮戦し兄と共に討死す別に秀吉の勢奮つて柴田の兵を追ふ勝家駒を早め其日の八つ時府中に着く城主前田又左衛門利家迎に出づ前田は廿日の合戦に賤箇嶽北堂木山の押なりしが敗北するや速に引取たり勝家曰く此程の筋骨を碎かれたる事言語に絶す我運命盡て斯成果たる上は足下は秀吉と睦しければ御憑候へ前田曰く此期に及んで秀吉に降るべきや快よく一矢を射て後城を枕に自害し仇を泉下



に報ひんものと勝家重ねて信長公の御子孫悉くは絶玉はじ秀吉を諫めて能きに見計玉へと之を止む。懸て湯漬を支度して北莊へ歸城し、二十二日信長公より拜領せし重器を廣間より書院迄飾立て、二十三日勝家天守に上り年來頼む處の股肱の臣八十餘人を呼び運命明日に迫ると酒宴を催し餘波を惜む、深更諸士其間を退きて後小谷方に向ひ其方は女子を携て秀吉が方へ送らんと思ふ、いかにとありければ子供は兎も角我身は淺井方より送られ斯る憂目に逢ひけるに、又送られん事思もよらず、共に冥途に従ひ申さんと涕泣す、少らく眠らんとするに折ふして杜鵑の啼ければ小谷方

さらぬたにうちぬる程も夏の夜の夢路をさそふほとゝきすかな  
と辭世を詠まれば勝家公には

武士の嗜

夏夜の夢路はかなきあとの名を雲井にあけよ山ほとゝきす  
斯くて秀吉は既に軍勢を愛宕山に陣取し北莊城を見下し旗指物を城の長壁に飾置けるさまを遙かに眺めて侍臣に向ひ、武將は斯く嗜むへきものぞと感嘆せりと云、二十四日寅の刻午前諸卒を揃へて城を攻む、城よりは今日を最後の苦戦に互ひに死傷多し、遂に秀吉の勢は乙九より甲九へ進み入らんとす、此に巨石を

辭世の歌

北莊落城

積上げ精兵猶三百餘人桶籠りて之を防ぐ天守に登らんとすれば、鐵炮烈しく打出す、秀吉更に數百人を指揮して遂に天守に入る、勝家即天守に在り曰く勝家が切腹の條を見よと、時に中村文荷齋昨夜の辭世の歌を讀みて落涙し、即一首を書添たり

おもふとち打つれつゝもゆく道のしるへや死出の山ほとゝきす

勝家公見て愀然鎧袖を濕ほす、是より公は小谷方始め侍女等を一々差殺し、自ら天守に火をかけ腹十文字に掻切、文荷齋を呼ぶに直ちに背後に廻りて公の首を打落し、其太刀を以て自ら切腹す、其八十餘人或は自刎し、或は刃にて差違ひて此に柴田家滅亡す、實に天正十一年四月二十四日申列午後なり、公年五十有四、小谷方三十七歳なり、僧徳庵よく城中の現況を認めて後自殺す、是より先女子三人を富永新六郎に附して淺井長政の遺子則信長公の縁者也、懇ろに憐れみ玉へと申遣しければ、秀吉感じて疎意にせざる旨を返辭しけるとぞ

柴田勝家公墓所 福井相生町天台宗岡四光寺本堂の後、石禿祠中に五輪墓

ありて法名推鬼院殿台嶽還道大居士と彫り、左右に柴田勝家、山中山城守と

あり、山中は豊臣家の祐筆名は長俊、伊豆田方郡山中の城主なり、又小谷方は